

令和 4 年度

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

尼崎市包括外部監査人

弁護士 重田 和寿

第1章	包括外部監査の概要	11
第1	監査の種類	11
第2	選定した特定の事件及び監査対象期間	11
1	選定した特定の事件（監査テーマ）	11
2	監査対象期間	11
第3	監査テーマ選定の理由	11
第4	包括外部監査の方法	12
1	監査の視点・着眼点	12
(1)	基本的な視点	12
(2)	特に留意した着眼点	12
2	主な監査の実施方法	14
(1)	監査の方法	14
(2)	監査手続で留意した事項等	15
(3)	平成24年度包括外部監査結果報告書の結果への措置状況について	17
第5	監査の実施体制	17
第6	往査等の状況	17
第7	包括外部監査の実施期間	17
第8	利害関係	18
第9	包括外部監査結果報告書の構成及び記載方法	18
1	留意した事項	18
2	構成	18
3	監査結果の書き分け	19
(1)	【監査の結果】	19
(2)	【意見】	19
4	監査の結果及び意見の記載方法	19
5	その他	19
(1)	各表・図の作成・引用	19
(2)	用語の説明	19
第2章	市税の概要	23
第1	尼崎市の税務機構	23
1	組織体制	23
2	各課の事務分掌	24
3	税務職員数の推移	27

第2	尼崎市の課税別調定額	28
1	令和3年度一般会計歳入決算額	28
2	市税の税目別調定額及び決算額	29
3	過去5年間の税目別調定額及び収入率の推移	31
4	他の中核市との比較	32
第3	徴税コスト	33
第3章	監査の結果及び意見	34
第1	法人市民税	34
1	概要	34
(1)	意義	34
(2)	課税対象	34
(3)	納税義務者	37
(4)	申告義務者	37
(5)	非課税制度	37
(6)	税額の計算方法	38
(7)	所管課・係と人員体制	40
(8)	納税方法・事務手続	40
(9)	減免制度	41
(10)	直近5年度のデータ	42
(11)	平成24年度報告書における監査の結果と公表された措置状況	44
2	監査の重点と監査方法	45
(1)	監査の重点	45
(2)	監査方法	45
3	監査の結果及び意見	45
(1)	監査の結果、明らかになった事実	45
(2)	結果及び意見	51
【意見1】	税務署での税務申告書等の調査後の職権停止の運用	51
【結果1】	職権による均等割の決定	51
【意見2】	税務署との連携	52
【意見3】	法人支店の調査	52
【意見4】	デパート、複合施設の調査	53
【意見5】	未申告者への対応	54
【意見6】	設立届未提出法人の調査	54

【意見 7】	事務所、事業所等の未申告に対する対応	55
【意見 8】	従業者数が未記載の申告書への対応	55
【意見 9】	減免申請時の疎明資料の提出と定期的な事後調査	56
第 2	個人市民税	57
1	概要	57
(1)	意義	57
(2)	納税義務者	57
(3)	課税基準	57
(4)	申告義務者	58
(5)	非課税制度	58
(6)	税額の計算方法	59
(7)	所管課・係と人員体制	59
(8)	納税方法・事務手続	59
(9)	減免制度	61
(10)	減免の状況	63
(11)	直近 5 年度のデータ	64
(12)	平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況	66
2	監査の重点と監査方法	70
(1)	監査の重点	70
(2)	監査方法	70
3	監査の結果及び意見	70
(1)	監査の結果、明らかになった事実	70
(2)	結果及び意見	74
【意見 10】	災害減免決定に係る資料の保管	75
【結果 2】	減免要件の判断が困難な事案についての適正な認定	76
【結果 3】	課税対象者の税務システム上の各種管理区分の整理	76
【結果 4】	所得調査事務処理要領に対する違反	77
【意見 11】	調査未了案件の継続調査、翌年への引継ぎ	77
【結果 5】	過去の所得調査票の管理の不備	78
【意見 12】	特別徴収義務者に対する調査、督促	79
【結果 6】	事業所均等割課税を賦課される者の捕捉	79
第 3	固定資産税・都市計画税	81
1	概要	81

(1) 意義	81
(2) 課税対象	81
(3) 納税義務者	82
(4) 申告義務者	83
(5) 非課税制度	85
(6) 税額の計算方法	87
(7) 所管課・係と人員体制	91
(8) 納税方法・事務手続	91
(9) 減免制度	92
(10) 直近 5 年度のデータ	94
(11) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況	99
2 監査の重点と監査方法	102
(1) 監査の重点	102
(2) 監査方法	102
3 監査の結果及び意見	103
(1) 監査の結果、明らかになった事実	103
(2) 結果及び意見	109
【意見 13】 非課税に関する事務マニュアル等の不備	109
【意見 14】 実地調査の記録方法の不備	110
【結果 7】 貧困等による減免の申請なき更新処理に関する条例上の疑義	110
【意見 15】 期限後提出の減免申請書及びその事由を証明する書類の処理	114
【意見 16】 過年度課税に関する調査マニュアルの不備	115
【結果 8】 過年度課税の拡大余地	115
【意見 17】 課税漏れ・課税誤りの再発防止策の不徹底	119
【意見 18】 捕捉率向上の余地	120
【意見 19】 太陽光発電設備の調査範囲拡大の余地	121
第 4 事業所税	122
1 概要	122
(1) 意義	122
(2) 課税対象	122
(3) 納税義務者	122

(4) 申告義務者	123
(5) 非課税制度	126
(6) 税額の計算方法	127
(7) 所管課・係と人員体制	129
(8) 納税方法・事務手続	129
(9) 減免制度	130
(10) 直近 5 年度のデータ	131
(11) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況	134
2 監査の重点と監査方法	135
(1) 監査の重点	135
(2) 監査方法	135
3 監査の結果及び意見	135
(1) 監査の結果、明らかになった事実	135
(2) 結果及び意見	136
【結果 9】 床面積に関する申告書とシステム登録データとの乖離原因追及の必要性	136
【意見 20】 事業所用家屋貸付申告制度の理解促進の必要性	137
【意見 21】 未申告者等に対する申告義務と過料の規定の周知	138
第 5 市たばこ税	140
1 概要	140
(1) 意義	140
(2) 課税対象	140
(3) 納税義務者	140
(4) 申告義務者	140
(5) 非課税制度	140
(6) 税額の計算方法	140
(7) 所管課・係と人員体制	141
(8) 納税方法・事務手続	141
(9) 減免制度	141
(10) 直近 5 年度分のデータ	142
(11) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況	143
2 監査の重点と監査方法	143
(1) 監査の重点	143

(2) 監査方法.....	144
3 監査の結果及び意見	144
(1) 監査の結果、明らかになった事実	144
(2) 結果及び意見	145
【意見 22】 県からの明細書送付の不完全	145
【意見 23】 申告内容の正確さの確認の不十分	145
【意見 24】 手持品課税の申告内容確認の不十分	145
第6 入湯税.....	146
1 概要	146
(1) 意義	146
(2) 課税対象.....	146
(3) 納税義務者	146
(4) 申告義務者	146
(5) 非課税制度	146
(6) 税額の計算方法.....	146
(7) 所管課・係と人員体制.....	146
(8) 納税方法・事務手続	147
(9) 課税免除（市税条例第 96 条の 10。減免制度はない。）	147
(10) 直近 5 年度分のデータ	147
(11) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況.....	150
2 監査の重点と監査方法.....	151
(1) 監査の重点	151
(2) 監査の方法	151
3 監査の結果及び意見	151
(1) 監査の結果、明らかになった事実	151
(2) 結果及び意見	152
【意見 25】 引き継ぎ資料の充実	152
【意見 26】 帳簿の保存期間の延長	153
第7 軽自動車税.....	154
1 概要	154
(1) 意義	154
(2) 課税対象.....	154
(3) 納税義務者	154

(4) 申告義務者	154
(5) 非課税制度	155
(6) 税額の計算方法	156
(7) 所管課・係と人員体制	160
(8) 納税方法・事務手続（種別割）	160
(9) 減免制度	161
(10) 直近 5 年度分のデータ	162
(11) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況	164
2 監査の重点と監査方法	164
(1) 監査の重点	164
(2) 監査方法	164
3 監査の結果及び意見	165
(1) 監査の結果、明らかになった事実	165
(2) 結果及び意見	166
【意見 27】 申告書記載内容のチェック	166
【意見 28】 海外転出者向けパンフレットの記載内容の充実	166
【意見 29】 自動車等の売主の第二次納税義務の適用要件等の整備	167
第 8 収納・滞納整理事務	168
1 概要	168
(1) 所管課・係と人員体制	168
(2) 徴収方法	169
(3) 収納方法のバリエーション	169
(4) 徴収の実情	170
(5) 滞納整理事務	171
(6) 延滞金	175
(7) 延滞金徴収の状況	176
(8) 延滞金の減免制度	176
(9) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況	177
2 監査の重点と監査方法	177
(1) 監査の重点	178
3 監査の結果及び意見	178
(1) 収納・滞納整理事務一般に関する今後の課題	178
【意見 30】 高額滞納事案の滞納整理の工夫	178

【意見 31】	訪問徴収について	179
(2)	滞納整理	180
【意見 32】	分納誓約書の記載内容の不備	180
【意見 33】	延滞金減免申請書における理由の不備	180
【意見 34】	延滞金減免申請書の申請者名の記載不備	183
【意見 35】	給与差押一部解除の判断基準の設定	185
【意見 36】	給与差押にあたっての差押可能額の計算の正確性確保	186
(3)	委託関係	186
【意見 37】	契約書の製本不備について	186
【意見 38】	請求書の請求日の記載について	187
第9	税務システム	188
1	概要	188
(1)	オープン系システムの導入	188
(2)	各システムについて	188
(3)	セキュリティの体制	191
(4)	平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況	192
2	監査の重点と監査方法	193
(1)	監査の重点	193
(2)	監査方法	193
3	監査の結果及び意見	193
(1)	監査の結果、明らかになった事実	193
(2)	結果及び意見	201
【意見 39】	保有年限切れシステムの必要性についての検証	202

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

第2 選定した特定の事件及び監査対象期間

1 選定した特定の事件（監査テーマ）

市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

2 監査対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度の事務についても監査対象とした。

第3 監査テーマ選定の理由

事件の選定にあたっては、尼崎市の施策としての重要度、財政への影響度、過去の包括外部監査テーマとの重複の有無、過去に監査テーマとして選定された事件については前回からの経過年数及び現時点において再度監査テーマとして取り上げるべき理由等を考慮した。

尼崎市では、バブル崩壊後の長引く不況等により慢性的な収支不足をきたしていた状況のもと、平成20年度から同24年度までの5か年を計画期間とする「あまがさき行財政構造改革推進プラン」を策定し、行財政構造の改革に取り組んだものの、収支不足の解消がみられなかったことから、平成25年度に、持続可能な行財政基盤の確立を目的として「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」を新たに策定し、現在、令和4年度までの10か年という長期的な視点での行財政改革に取り組んでいる。

尼崎市の令和3年度の市税収入は約801億円で、一般会計における歳入総額の約34.5%を占めるところ、同市税収入額は、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト中間総括（平成29年11月策定）における見通しを上回っている状況にある。しかし、歳出については依然として高い水準を維持しているところ、今後想定される少子高齢化等による社会保障関連の歳出増加や、人口減少の中で、市民サービスの向上を図りつつ財源を確保していくためには、継続的に市民の税負

担の公平性を確保しながら収入率の向上を図ることと併せて、効率的な徴税事務を行うことが極めて重要である。

また、尼崎市における上記行財政改革の過程においては、歳入増加、歳出削減の双方の観点から、現在行われている事務内容を常に検証していくことが必要であり、そのためには、合規性の視点のみならず、税務組織及び事務の合理化や規模の適正化も念頭に置いたうえで、経済性や効率性、有効性といった視点で監査を行うことが必要であり、市民利益にも有用であると考ええる。

なお、本監査テーマは、尼崎市における平成24年度包括外部監査のテーマとして取り上げられており、結果に対する当時の措置状況も公表されているところであるが、前回の監査から10年が経過した現時点において、結果・意見に対する措置が現在も効果を維持した形で継続されているか、また、前回の監査時には問題とならなかった新たな問題が生じていないかについて検討・検証することは有意義であると考えるので、市税の賦課・徴収に関する事務の執行を監査対象として選定することとした。

第4 包括外部監査の方法

1 監査の視点・着眼点

(1) 基本的な視点

監査テーマとして選定した市税の賦課・徴収に関する担当部局による財務事務の執行について、以下の基本的視点をもって監査を実施した。

- ① 法令違反の事務執行はないか（地方自治法第2条第16項―適法性の視点）
- ② 最少の費用で最大の効果をあげているか（同法第2条第14項―経済性・効率性・実効性〔いわゆる3E〕の視点）
- ③ 住民福祉の増進に寄与するものであるか（同法第2条第14項）
- ④ 組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）

(2) 特に留意した着眼点

尼崎市における市税の賦課・徴収事務について、全般事項、課税事務、収納事務、滞納整理事務の各場面において、合規性を踏まえつつ、経済的・効率的・効果的に実施されているかという観点から監査を行った。

具体的には、主として以下の事項に着眼して監査を行った。

① 全般事項

- ・ 税務組織が市税事務を適正かつ効率的に実施するための体制になっているか
- ・ 市税にかかる情報システムが、事務を適正かつ効率的に実施するための要件を充たし、かつ適切に運用されているか
- ・ 税務事務に関する委託契約が適切に締結・運用されているか

② 課税事務

- ・ 課税事務が法令、条例等に基づいて行われ、合规性が確保されているか
- ・ 課税の公平性が確保されているか
- ・ 課税事務は正確に行われているか
- ・ 課税事務に関する業務は、効率性・有効性を考慮したうえで適切に整備・運用されているか

③ 収納事務

- ・ 収納事務が法令、条例等に基づいて行われ、合规性が確保されているか
- ・ 収納事務の公平性が確保されているか
- ・ 市税の納付方法につき、納税義務者の利便性向上や収入率向上という観点から適切な対策がとられているか
- ・ 収納事務は正確に行われているか
- ・ 収納事務に関する業務は、効率性・有効性を考慮したうえで適切に整備・運用されているか

④ 滞納整理事務

- ・ 滞納整理事務が法令、条例等に基づいて行われ、合规性が確保されているか
- ・ 滞納整理事務の公平性が確保されているか
- ・ 滞納整理事務は正確に行われているか
- ・ 滞納整理事務に関する業務は、効率性・有効性を考慮したうえで適切に整備・運用されているか

2 主な監査の実施方法

(1) 監査の方法

監査手続は、概ね以下の手法で行った。

ア 予備調査

令和4年5月上旬、尼崎市における市税の賦課・徴収事務の概要を把握するために、尼崎市総務局行政法務部行政管理課（以下「行政管理課」という。）を通じて、同市資産統括局税務管理部税務管理課（以下「税務管理課」という。）に対し、①市税務部門の組織の概要、②市で賦課徴収を行っている税目、③税目毎の調定額・滞納率等、賦課・納税の方法、徴収手続の流れ、徴収・滞納整理の方法等の基本的事項、④各事務の方針について定めた要領、マニュアル等について回答・提出を求める質問書を送付し、同年5月下旬までに回答書、各資料の提出を受けた。

イ 概要説明

令和4年6月14日、上記予備調査の回答書を監査人・補助者チームで検討したうえで、文面ではイメージを掴みにくい点など、口頭での説明を受けた方が手続の理解に役立つと考えられる事項について、各課の担当者から直接説明を受けるための期日を設け、市庁舎内の会議室において、監査人・補助者チームは一名を除き全員出席のもと、税目ごとに各課担当者から順番に事前に告知していた質問事項について口頭で説明を受けた。

ウ 本調査

上記概要説明を受けて、令和4年7月上旬以降、監査の対象を便宜上①法人市民税・個人市民税（市民税課所管）、②固定資産税、都市計画税、事業所税（資産税課所管）、③軽自動車税及び税務システム（税務管理課所管）、④市たばこ税及び入湯税（市民税課所管）、⑤収納事務及び滞納整理事務（納税課所管）の5部門に分け、部門ごとに質問表の送付、手続資料の閲覧、ヒアリング等の本調査を実施した。

エ 概要報告

令和4年11月下旬から12月下旬にかけて、上記部門ごとに監査の結果・意見の概要案を作成したうえで各課に示し、事実認定や結果・意見案に対する意見を聴取した。

(2) 監査手続で留意した事項等

ア 予備調査・概要説明の趣旨

予備調査から概要説明にかけての段階では、監査人・補助者ともに、尼崎市における市税の具体的な賦課・徴収手続について知識が乏しい状況にあったことから、まず基本的な場面から手続を把握し、賦課から納税、滞納処分に至るまでのイメージを掴むことを目的とし、この段階までは各補助者の担当も決めず、概要説明も当日予定がつかなかった補助者一名を除いた全員が一同に参加して、上記 5 部門全てについて説明を受ける形態をとった。

イ 本調査における担当割

本調査を実施するにあたっては、補助者 9 名をそれぞれ主担当・副担当とする 4 つのチームに分け、前記 5 部門の各所管課を分担することにより効率化を図った。

各所管課への本調査には、原則として主担当・副担当の補助者に監査人を加えた 3 名ないし 4 名あたり、各課の窓口担当者との電話・メールでの連絡は主担当が、監査全般にわたる事項についての行政管理課との連絡は監査人が、それぞれ行うこととした。

ウ 本調査における資料提供の方法

本調査においては、各補助者に上記 5 部門の担当を割当て、監査人とともに質問書の作成、資料の閲覧、ヒアリングの実施等の監査を行ったが、資料の閲覧及び写しの提供を受けるにあたっては、尼崎市から、①監査対象が市税の賦課・徴収という特別に個人情報への配慮が必要な事項であり、税務職員については地方公務員法第 34 条が定める守秘義務だけでなく、地方税法第 22 条において特に重い罰則が定められていること、②地方税法の逐条解説において、通常の情報開示のみならず、地方自治法により行政への資料提供を行わせることのできる議会においても、原則として簿冊の原本の閲覧は行わず、目的の正当性、目的達成のために必要かつ最小限の手段であること、他に目的を達成する手段がないこと（補充性）等の疎明があった場合にはじめて、例外的に原本閲覧に応じるとされており、また、兵庫県から示された指針において、議会のみならず、地方自治法により守秘義務が課せられている監査委員についても原則として簿冊の原本

の閲覧には応じられないとの見解が示されていることを理由に、尼崎市としても、国や県の考えに準拠し、資料の原本閲覧が求められた際には、必要性や補充性等について疎明を受けた内容を検討したうえ、上記要件を満たすと考えられる場合には個別に簿冊の原本の閲覧には応じるとの見解が示された。

包括外部監査人としては、本制度が地方自治法において定められた制度であり、実際にも(ア)提供された写しが簿冊に綴じられていた資料全てかどうかを確かめるには簿冊の原本を閲覧するほかないこと、(イ)例えば税の減免申請に関する資料については、申請書と疎明資料双方を確認する必要があるところ、氏名・住所等の基本的事項がマスキングされた写しでは申請書と疎明資料が同一人物であるという最低限の条件が満たされているのかどうかも分からないこと、(ウ)監査人側で、インターネット等を利用した簡易な調査（例えば、法人市民税減免の対象となった法人について、真に収益事業が行われていないかどうかチェックするために法人名・事業所の住所等で検索してみるなど）を行うにあたっては、最低限法人名・代表者の個人名等の情報が必要であるが、かかる情報がマスキングされた写しにしかアクセスできないと簡易な調査さえ行えないことを理由に、原則として簿冊の原本の閲覧が認められるべきと考えている。

しかし、監査を進めるにあたっては、地方自治法と地方税法との関係において、地方税法上の守秘義務よりも包括外部監査人の調査権限を優先するという裁判例や国からの通知等も確認できないことにより、上記市側の見解も尊重し、(a)写しの提供を受けるにあたっては、個人情報等を考慮したマスキングの範囲は必要最小限にとどめ、申請書と疎明資料の人物の同一性については、マスキング対象である氏名・住所以外の情報（処理番号や生年月日など）で最低限確認できるようにし、(b)写しのサンプル提出を受けた疎明資料等において、関係者等を含めると登場人物が多数に及ぶ場合には、登場人物ごとに氏名を「A」「B」「C」などアルファベット表記にし、最低限マスキングされた氏名が誰の氏名であるのかは確認できるようにするなどの工夫を行い、(c)上記(ウ)の場合など、有効な監査を行うためにはどうしても本人の氏名（法人名）、住所を確認することが不可欠である場合には、必要性・代替手段の不存在を説明したうえで、例外的に簿冊の原本の閲覧を行うという方法をとった。

(3) 平成 24 年度包括外部監査結果報告書の結果への措置状況について

上述のとおり、尼崎市においては、平成 24 年度包括外部監査結果報告書（以下「平成 24 年度報告書」という。）において、監査対象期間である平成 23 年度の市税に関する事務の執行について結果・意見が述べられており、その後の結果に対する措置状況については市ウェブサイト等で公表されている。

本監査を進めるにあたっては、公表された措置が現在も有効に継続されているか、当時の監査結果報告書を受けた一時的な措置となっていないか、当時述べられた意見についてはどのような対処がなされているかという点も調査の対象とした。

第 5 監査の実施体制

包括外部監査人	弁護士	重 田 和 寿
補助者	弁護士	春 名 一 典
	弁護士	吉 田 裕 樹
	弁護士	藤 原 孝 洋
	弁護士	松 谷 卓 也
	弁護士	荻 野 泰 三
	弁護士	西 尾 和 則
	弁護士	吉 田 皓
	弁護士	中 田 篤 志
	公認会計士	道 幸 尚 志

第 6 往査等の状況

監査手続においては、主に、①監査人事務所や補助者事務所における記録の精査・検討、調査結果を踏まえた問題点の抽出作業、報告書起案に関する業務、②監査人事務所に集合し、あるいは監査人事務所をホストとしたウェブ会議

（COVID-19 流行を考慮）による全体会議での意見交換、③尼崎市役所あるいは出先機関（サービスセンター等）に赴いての資料閲覧、ヒアリングなどの業務を実施した。

第 7 包括外部監査の実施期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 16 日まで

第8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第9 包括外部監査結果報告書の構成及び記載方法

1 留意した事項

監査結果報告書の提出先は尼崎市であるが、ウェブサイト等による公表が予定されているため、同報告書を読んだ尼崎市民にとって、少しでもわかりやすい記載内容・形式となるよう努めるとともに、監査の結果及び意見が、所管課をはじめとする関係者にとって対応しやすいものとなるよう、可能な限り具体的な内容となるよう心掛けた。

2 構成

本報告書は、目次のとおりの構成としている。

第2章において、本監査の対象である市税関連事務の概要（尼崎市の税務機構、税目ごとの調定額、徴税コスト等）について説明を行ったうえで、第3章の前半（第1～第7）においては、税目ごとに「賦課手続の概要」、「監査の重点と監査方法」、「監査の結果及び意見」を記載している。税目ごとの「監査の結果及び意見」においては、結果・意見を導く基礎となった認定事実等をまず「監査の結果明らかになった事実」として列挙したうえで、項目ごとに結論である結果・意見を記載した。結果・意見については、読みやすさを考慮し、結論→理由の順に記載することを原則としている。

また、第3章の後半（第8、第9）では、各税目に共通する収納・滞納整理事務及び税務システムについて監査の結果・意見を述べているが、第8の収納・滞納整理事務については、個別の税目の賦課手続とは異なり、対象となる事務が広範に及ぶことから、「監査の結果及び意見」の冒頭で「監査の結果明らかになった事実」を列挙することは行わず、結論となる結果・意見の項目において、理由欄に認定した事実を記載することとした。

3 監査結果の書き分け

監査結果については、原則として次のとおり書き分けた。

(1) 【監査の結果】

適法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、是正・改善を求めるもののうち、違法・不当な状況が生じていると考えられるもの

(2) 【意見】

上記監査の結果には該当しないが、上記観点から、尼崎市の組織及び運営の合理化のため、是正・改善がなされるべきもの

4 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見については、【監査の結果】【意見】ごとに通し番号を付したうえで、結論、理由の順に内容を記載した。

5 その他

(1) 各表・図の作成・引用

第2章以下に掲載した各表は、基本的には尼崎市から提供された資料・データをもとに監査人が作成したものであり、他市のウェブサイト上のデータ等をもとに作成したものはその旨を、尼崎市から提供された資料・図をそのまま掲載したものは「尼崎市提供資料」と、表の末尾に付記している。

(2) 用語の説明

本書において使用する主な税務関連用語の意味・内容について、以下のとおり概説する。

ア 調定

地方自治体の歳入を徴収しようとする場合において、同団体の長がその歳入の内容（所属年度、歳入科目、納入金額、納入義務者、納期限等）を調査し、収入金額を決定すること。

イ 収入（済）額

当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中に収納された金額。

ウ 収入未済額

当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中に収納されなかった金額。

エ 収入率

当該年度の調定額のうち、当該年度中に収納された金額の占める割合。
収入額／調定額で計算する（単位：％）。

オ 課税対象（客体）

課税の対象となる物、行為等のこと。

カ 課税標準

納税義務を発生させる目的をもって課税客体を数量的に確定するための基準。課税客体の数量、価額、品質などが該当する。

キ 賦課

納税義務者に対し、その納めなければならない税額を決定し、これを通知すること。

ク 徴収

賦課された税金を課税主体（地方自治体）が収入すること。

ケ 不納欠損

既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いのこと。

コ 時効

ある事実状態が一定期間継続したときに、真実の権利関係にかかわらず、その継続してきた事実状態を尊重して、権利の取得・消滅の法的効果を生じさせる制度。

サ 督促

租税を納付又は納入する義務の履行を遅滞した者に対する催告のこと。

シ 催告

督促をしてもなお納付がなされない納税義務者に対し、納付を促すために行われる請求行為。文書による催告、電話による催告、口頭による催告等がある。

ス 非課税

地方自治体が課税を行うことを法令上禁止しているもの。

セ 減免

地方自治体の長が、天災その他特別な事情により必要があると認める者、貧困により生活の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に対し、その条例の定めるところにより地方税の一部又は全部を徴収しないとする処分のこと。

ソ 特別徴収

地方公共団体が、地方税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、この指定された者が、納税義務者から税金を徴収し、その徴収した金額を地方自治体に納めること。

タ 普通徴収

徴税吏員が納税通知書を納税義務者に交付することによって地方税を賦課徴収すること。

チ 申告納付（納入）

納税義務者（特別徴収義務者）が納めなければならない地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税額を納付（納入）すること。

ツ 決定

納税義務者（特別徴収義務者）が申告納税に係る租税について申告をしなかった場合に、地方自治体の長が税額等を確定させる処分のこと。

テ 更正

申告納税に係る租税について、納税義務者又は特別徴収義務者が申告し又は課税権者が決定した課税標準額又は税額が適正でなかった場合に、課税権者が正当な税額等に変更する処分のこと。

ト 調定外過誤納金

税額の減額更正などにより過誤納となった収入金において、当該年度の出納整理期間までに還付等ができずに当該年度の収入として決算したもののこと。

ナ 目的税

地方自治体が、その特定の経費を支弁するために課す税のこと。

ニ 普通税

地方自治体が、その一般の経費を支弁するために課す税のこと。

ヌ 担税力

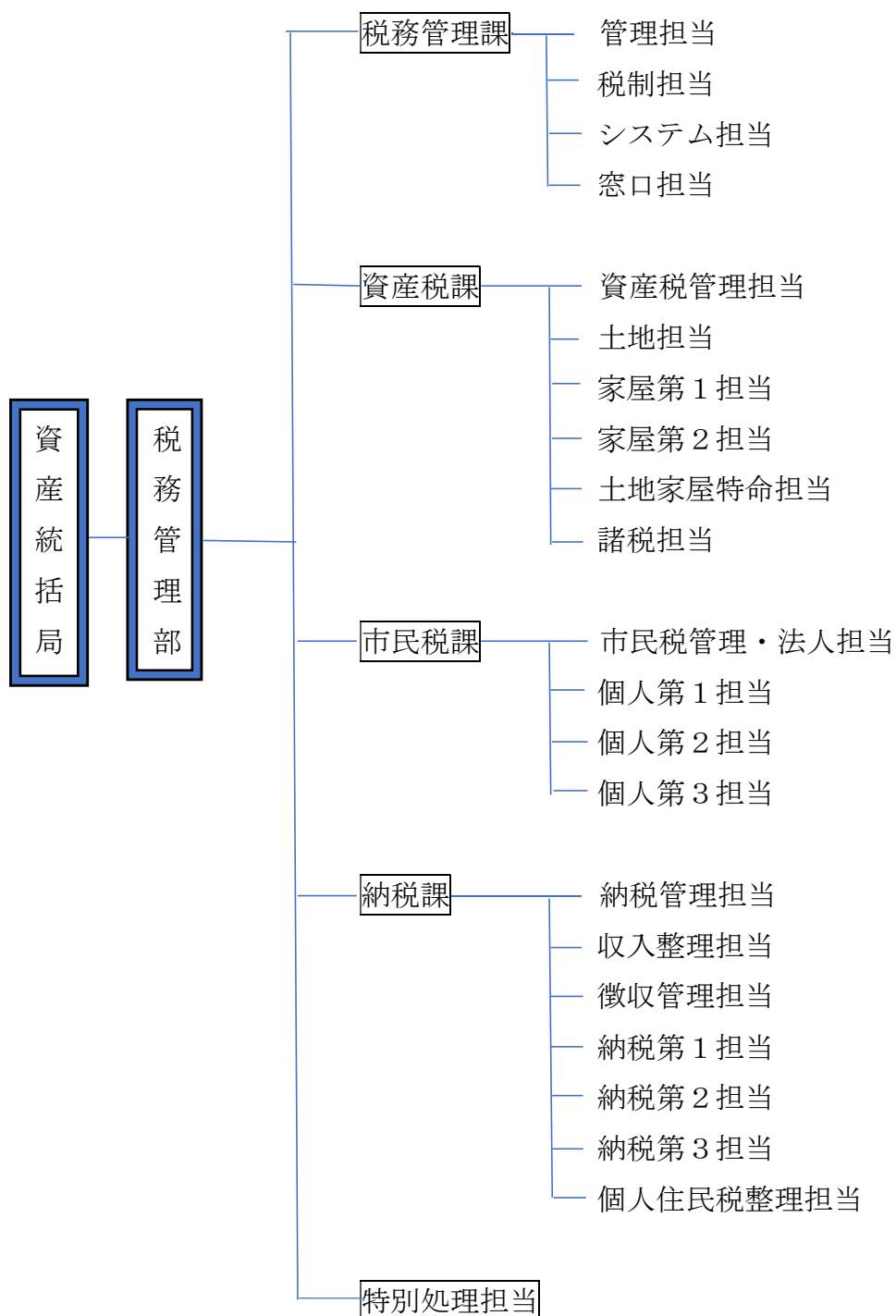
納税義務者が租税を負担し得る経済的能力のこと。

第2章 市税の概要

第1 尼崎市の税務機構

1 組織体制

令和4年4月1日時点における尼崎市の税務機構における組織体制は次のとおりである。



2 各課の事務分掌

税務管理部各課の事務分掌は次のとおりである。

課名	担当係名	事務分掌
税務管理課	管理	1 税務事務の総合調整 2 市税の基本的事項の調査、統計資料の作成、収集及び整理 3 課に属する市税等の調定 4 地方譲与税及び利子割交付金その他租税に関する交付金の管理 5 部内の他の課の主管に属しないこと
	税制	1 税制の調査、研究及び企画 2 納税思想の普及及び宣伝 3 固定資産税評価審査委員会との連携 4 関係各種協議会との連携
	システム	1 税務オンラインシステムの維持管理 2 市税等に係る各種証明及び閲覧
	窓口	1 軽自動車税の課税 2 課に属する市税等の調定 3 課に属する市税等の公示送達 4 市税等に係る各種証明及び閲覧 5 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づく住宅用家屋証明 6 自動車の臨時運行の許可

課名	担当係名	事務分掌
資産税課	資産税管理	1 固定資産税及び都市計画税の評価及び課税 2 特別土地保有税及び事業所税の課税 3 課に属する市税等の調定 4 課に属する市税等の公示送達
	土地	1 固定資産税及び都市計画税の評価及び課税 2 課に属する市税等の調定
	家屋第 1	
	家屋第 2	
	土地家屋特命	1 固定資産税及び都市計画税の評価及び課税
	諸税	1 固定資産税及び都市計画税の評価及び課税 2 特別土地保有税及び事業所税の課税 3 国有資産等所在市町村交付金の請求 4 課に属する市税等の調定 5 課に属する市税等の公示送達

課名	担当係名	事務分掌
市民税課	市民税管理・法人	1 個人の市民税及び県民税、法人等の市民税、市たばこ税並びに入湯税の課税
	個人第 1	
	個人第 2	2 課に属する市税等の調定
	個人第 3	3 課に属する市税等の公示送達

課名	担当係名	事務分掌
納税課	納税管理	1 市税等の収入総括 2 市税等の滞納処分その他の徴収等 3 市税等の不納欠損処分 4 課に属する市税等の調定 5 課に属する市税等の公示送達
	収入整理	1 市税等の滞納処分その他の徴収等 2 課に属する市税等の調定 3 個人の県民税の払込み及び個人の県民税に係る徴収取扱費の請求
	徴収管理	1 市税等の滞納処分その他の徴収等 2 市税等の不納欠損処分 3 課に属する市税等の公示送達
	納税第 1	
	納税第 2	
	納税第 3	
	個人住民税整理	

課名	担当係名	事務分掌
特別処理担当	特別処理	1 市税等の滞納処分その他の徴収等 (滞納額 50 万円以上) 2 市税等の不納欠損処分 3 課に属する市税等の公示送達

3 税務職員数の推移

過去5年の各年度4月1日時点における税務管理部各課・係別の人員配置状況の推移は次のとおりである。

(単位：人)

課名	担当係名	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
税務管理課	管理	6	6	6	6	5
	税制	4	4	3	2	2
	システム	2	2	2	2	2
	窓口	5	6	6	6	6
	計	17	18	17	16	15
資産税課	管理	7	7	8	7	7
	土地	7	7	7	7	9
	家屋第1	6	6	5	5	5
	家屋第2	5	5	6	6	4
	土地家屋特命	－	－	－	1	1
	諸税	5	6	6	5	4
	計	30	31	32	31	30
市民税課	管理（・法人）	6	6	6	5	10
	法人	6	6	6	5	－
	個人第1	6	6	6	7	6
	個人第2	6	6	6	6	6
	個人第3	7	7	7	6	6
	計	31	31	31	29	28
納税課	管理	4	6	6	5	5
	システム	1	1	1	1	－
	徴収（管理）	1	1	1	1	1
	窓口	5	－	－	－	－
	収入整理	6	7	5	5	5
	納税第1	8	6	6	4	4
	納税第2	2	4	5	5	5
	納税第3	－	4	5	4	5
	個人住民税整理	5	6	6	6	6
	計	32	35	35	31	31
特別処理担当	計	10	10	10	10	9
	合計	120	125	125	117	113

※ 税務管理課管理担当の人数には、税務管理部長を含む

※ 令和元年度、令和2年度の納税課管理担当の人数には東京都派遣1人を含む

第2 尼崎市の課税別調定額

1 令和3年度一般会計歳入決算額

尼崎市における令和3年度の一般会計歳入決算額の内訳は次のとおりとなっている。

(単位：千円、%)

	款名	決算額	構成比
1	市税	80,110,628	34.5
2	地方譲与税	808,861	0.3
3	利子割交付金	59,288	0.0
4	配当割交付金	602,326	0.3
5	株式等譲渡所得割交付金	713,224	0.3
6	法人事業税交付金	1,101,489	0.5
7	地方消費税交付金	10,313,226	4.4
8	環境性能割交付金	115,442	0.1
9	地方特例交付金	1,263,150	0.5
10	地方交付税	16,376,225	7.1
11	交通安全対策特別交付金	64,969	0.0
12	分担金及び負担金	809,600	0.3
13	使用料及び手数料	6,420,788	2.8
14	国庫支出金	71,066,543	30.6
15	県支出金	14,162,685	6.1
16	財産収入	1,770,491	0.8
17	寄付金	308,364	0.1
18	繰入金	1,969,748	0.8
19	繰越金	1,773,441	0.8
20	諸収入	7,839,147	3.4
21	市債	14,658,407	6.3
	合計	232,308,042	100.0

上記表のとおり、令和3年度においては、一般会計歳入決算額のうち市税収入が約34.5%と最も高い割合を占めているが、COVID-19流行前の平成29年～令和元年は38.5%～39.3%とさらに高い割合を占めており、この間、市税収入総額は横ばいか微増傾向にあるにもかかわらず、相対的に市税収入の割合が低下している理由は、一般会計歳入のうちCOVID-19対策費である国庫・県支出金が大幅に増え、歳入総額が膨らんだことによる。

(参考) 過去5年の目的別(款別)歳出の推移(決算額)

(単位: 億円)

年度区分	平成 29年度	平成 30年度	平成 元年度	令和 2年度	令和 3年度
市税	788	792	806	796	801
地方譲与税等	102	105	105	125	150
地方交付税	114	122	128	125	164
国庫・県支出金	597	586	611	1,178	852
諸収入等	202	192	237	200	209
市債	205	261	164	217	147
合計	2,008	2,059	2,051	2,640	2,323
市税の占める割合	39.2%	38.5%	39.3%	30.1%	34.5%

2 市税の税目別調定額及び決算額

尼崎市における令和3年度の市税の調定額及び収入額(決算額)の内訳は次のとおりとなっている。

(単位: 百万円、%)

区分	調定額			収入額			収入率 (B/A)
	現年 課税分	滞納 繰越分	計 (A)	現年 課税分	滞納 繰越分	計 (B)	
法人市民税	5,810	92	5,902	5,802	56	5,858	99.2
個人市民税	25,272	1,288	26,560	24,951	453	25,404	95.6
固定資産税	33,637	970	34,607	33,440	533	33,973	98.2
固定資産等 所在市町村 交付金	214	0	214	214	0	214	100.0
都市計画税	7,108	210	7,318	7,061	102	7,163	97.9
特別土地保 有税	0	0	0	0	0	0	-
事業所税	3,551	30	3,581	3,551	29	3,580	100.0

区分	調定額			収入額			収入率 (B/A)
	現年 課税分	滞納 繰越分	計 (A)	現年 課税分	滞納 繰越分	計 (B)	
軽自動車税	465	37	502	453	9	462	92.1
市たばこ税	3,444	0	3,444	3,444	0	3,444	100.0
入湯税	12	0	12	12	0	12	100.0
市税合計	79,513	2,628	82,141	78,928	1,183	80,111	97.5

調定が行われた後、納入義務者に対し納入の請求通知を行い、納入義務者から納入（債務の履行）が行われれば、歳入の収入に至ることとなる。

3 過去5年間の税目別調定額及び収入率の推移

尼崎市における過去5年間の市税の税目別調定額及び収入率の推移は次の表のとおりとなっている。

(単位：百万円、%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	調定額	収入率	調定額	収入率	調定額	収入率	調定額	収入率	調定額	収入率
法人 市民税	7,052	99.1	7,329	99.3	7,695	99.3	6,057	98.4	5,902	99.2
個人 市民税	25,603	92.7	26,010	93.5	26,547	94.4	26,881	94.9	26,560	95.6
固定 資産税	34,974	96.2	34,401	96.9	34,339	97.5	34,673	97.1	34,607	98.2
固定 資産等 所在市町 村交付金	221	100.0	221	100.0	226	100.0	220	100.0	214	100.0
都市 計画税	7,449	95.6	7,329	96.4	7,315	97.0	7,352	97.0	7,318	97.9
特別土地 保有税	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
事業所税	3,327	99.8	3,336	99.8	3,373	100.0	3,362	99.2	3,581	100.0
軽自動車 税	430	90.2	445	90.6	465	90.8	490	91.8	502	92.1
市たばこ 税	3,331	100.0	3,273	100.0	3,302	100.0	3,265	99.9	3,444	100.0
入湯税	58	31.3	17	100.0	19	100.0	13	100.0	12	100.0
市税合計	82,445	95.5	82,362	96.2	83,280	96.8	82,312	96.7	82,141	97.5

左記表のとおり、尼崎市の市税の調定総額は、平成 29 年から令和元年度までは微増傾向にあったが、令和 2 年度以降は、税制改正に伴う法人市民税割の税率の引下げや COVID-19 の影響で、特に法人市民税の調定額が減少したことにより、減少傾向にあり、5 年間を通した全体としてはほぼ横ばいという状況である。

4 他の中核市との比較

令和 3 年度の市税の調定額と収入額について、尼崎市と、他の大都市圏の人口規模が近似した中核市を比較した表は次のとおりである。

人口は令和 4 年 1 月 1 日時点（東大阪市のみ令和 3 年 12 月末日時点）

市名	人口 (千人)	調定額 (百万円)	収入額 (百万円)	収入率 (%)	人口 1 人あたりの調定額 (千円)
柏市	430	70,924	69,058	97.4	165
川口市	606	99,656	97,533	97.9	164
横須賀市	383	59,098	57,302	97.0	154
豊田市	419	96,997	96,143	99.1	231
一宮市	382	51,693	50,585	97.9	135
豊中市	401	72,039	70,522	97.9	180
東大阪市	482	78,347	77,467	98.9	163
西宮市	485	88,114	86,579	98.3	182
尼崎市	457	82,141	80,111	97.5	180

(各市ウェブサイトによる公開数値をもとに監査人作成)

尼崎市は、他市と比較して、人口一人あたりの調定額が突出して高い豊田市を除けば、人口一人あたりの調定額、収入率ともに平均的な数値である。

平成 24 年度報告書の監査対象年度である平成 23 年度の調定額は 85,532 百万円と令和 3 年度より高いが、収入額は 78,469 百万円、収入率は 91.7%と低く、収入率については大幅な改善がみられる。

第3 徴税コスト

尼崎市の過去5年間の徴税コストの推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

年度		平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年
税 収 入 額	市税 (A)	78,768	79,239	80,591	79,557	80,111
	個人県民税	15,816	16,196	16,688	17,006	16,922
	合計 (B)	94,584	95,435	97,279	96,563	97,033
徴税費	人件費	890	903	914	1,006	956
	物件費	279	356	362	254	354
	報奨金等	0	0	0	0	0
	その他	188	222	261	317	180
	合計 (C)	1,357	1,481	1,537	1,577	1,490
県民税徴収取扱費 (D)		645	650	661	664	670
市税徴収に係る経費 (E) = (C) - (D)		712	831	876	913	820
税 収 入 額 に 対 する 徴 税 費 の 割合	(C) / (B)	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%
	(E) / (A)	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%

上記表のとおり、尼崎市における令和3年度の市税収入額に対する徴税費の割合は1.0%（市税収入額1,000円あたり約10円のコストが発生）であり、同割合は過去5年間ほぼ横ばいという状況にある。

第3章 監査の結果及び意見

第1 法人市民税

1 概要

(1) 意義

法人市民税は、市内に事務所等（店舗、工場などの事業所を含む）を有する法人に対して課税される租税（普通税）であり、資本金等の額や従業者数に応じて税額を負担する均等割と所得金額に応じて負担する法人税割に分けられる（地方税法第292条1項）。

(2) 課税対象

法人市民税の課税対象となる法人数等の平成29年度から令和3年度までの推移は次の表のとおりである。

単位: 社、千円

区 分		平成29年度			平成30年度		
		法人数	調定額	比	法人数	調定額	比
資本金段階別 法人数	1,000万円以下	8,016	—	74.3%	8,177	—	74.9%
	1,000万円超 1億円以下	2,132	—	19.8%	2,130	—	19.5%
	1億円超	641	—	5.9%	616	—	5.6%
	法人数 計	10,789	—	100.0%	10,923	—	100.0%
法人税割額 税額調定額 産業分類別	建設業	877	361,876	6.9%	940	407,399	7.4%
	製造業	683	2,330,972	44.4%	715	2,436,885	44.1%
	(1)食料品	51	73,966	1.4%	48	80,928	1.5%
	(2)パルプ・紙・紙加工品	16	171,891	3.3%	18	159,924	2.9%
	(3)化学工業	84	996,681	18.9%	88	877,290	15.8%
	(4)窯業・土石製品	27	68,092	1.3%	27	80,138	1.5%
	(5)鉄鋼業・金属製品・非鉄金属	166	270,484	5.2%	179	377,485	6.9%
	(6)機械器具	230	706,760	13.5%	245	788,709	14.2%
	(7)その他の製造業	109	43,098	0.8%	110	72,411	1.3%
	卸売・小売業	1,074	861,614	16.4%	1,103	928,604	16.8%
	金融・保険業	91	290,787	5.5%	89	328,440	5.9%
	不動産業	606	381,265	7.3%	646	445,633	8.1%
	情報通信・運輸業	255	432,228	8.2%	259	391,736	7.1%
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	8,824	0.2%	7	6,561	0.1%
	サービス業	1,212	583,000	11.1%	1,243	581,239	10.5%
	合 計	4,804	5,250,566	100%	5,002	5,526,497	100%

単位: 社、千円

区 分		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		法人数	調定額	比	法人数	調定額	比	法人数	調定額	比
資本金段階別	1,000万円以下	8,308	—	75.4%	8,585	—	76.1%	8,900	—	76.6%
	1,000万円超 1億円以下	2,117	—	19.2%	2,125	—	18.8%	2,159	—	18.6%
	1億円超	598	—	5.4%	578	—	5.1%	559	—	4.8%
	法人数 計	11,023	—	100.0%	11,288	—	100.0%	11,618	—	100.0%
法人税割額 産業調定額 分類別	建設業	1,032	485,201	8.1%	1,006	402,704	9.5%	961	333,433	8.1%
	製造業	756	2,865,864	48.2%	689	1,619,451	38.2%	685	1,790,660	43.5%
	(1)食料品	48	69,027	1.2%	47	53,332	1.3%	46	49,398	1.2%
	(2)パルプ・紙・紙加工品	19	175,237	2.9%	15	166,336	3.9%	16	111,144	2.7%
	(3)化学工業	88	1,165,701	19.6%	76	585,663	13.8%	85	765,662	18.6%
	(4)窯業・土石製品	30	170,421	2.9%	30	71,148	1.7%	25	53,514	1.3%
	(5)鉄鋼業・金属製品・非鉄金属	196	458,141	7.6%	173	261,999	6.2%	169	214,056	5.2%
	(6)機械器具	263	768,740	12.9%	242	432,733	10.2%	242	555,721	13.5%
	(7)その他の製造業	112	58,597	1.1%	106	48,240	1.1%	102	41,165	1.0%
	卸売・小売業	1,103	987,754	16.6%	884	758,812	17.7%	907	815,059	19.8%
	金融・保険業	87	298,076	5.0%	92	287,630	6.8%	103	209,939	5.1%
	不動産業	685	257,738	4.3%	713	204,516	4.8%	758	193,474	4.7%
	情報通信・運輸業	263	367,706	6.2%	345	464,808	10.9%	354	230,522	5.6%
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	6,348	0.1%	6	16,455	0.4%	8	115,261	2.8%
	サービス業	1,273	686,539	11.5%	1,265	496,964	11.7%	1,362	428,112	10.4%
	合 計	5,205	5,955,226	100%	5,000	4,251,340	100%	5,138	4,116,460	100%

令和2年度以降は税制改正（税率引下げ）と COVID-19 流行の影響を受け、調定額が大幅に減少しているようである。

(3) 納税義務者

法人市民税の納税義務者は、以下のとおりである（地方税法第 294 条 1 項）。

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所等を有する法人	○	○
市内に寮等を有する法人で、市内に事務所等を有しないもの	○	×
法人課税信託の引受を行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所等を有するもの	×	○

※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受を行うものは法人とみなす。

(4) 申告義務者

納税義務者である法人は、事業年度が終了した一定期間内に、自己の法人市民税額を算出し、その内容を申告する義務がある（地方税法第 321 条の 8）。

(5) 非課税制度

均等割、法人税割が非課税	法人税割が非課税
地方税法第 296 条第 1 項 1 号に掲げる法人等（国、非課税独立行政法人等）	地方税法第 296 条第 1 項 1 号以外の公共法人（日本放送協会、日本中央競馬会等）
地方税法第 296 条第 1 項 2 号に掲げる公益法人等（日本赤十字社、社会福祉法人等）で収益事業を営まない者	地方税法第 296 条第 1 項 2 号以外の公益法人等で収益事業を営まない者（商工会議所、税理士会等）

(6) 税額の計算方法

ア 均等割

均等割の税率は、以下の表のとおりである（地方税法第312条第1項、
尼崎市税条例（以下「市税条例」という）第33条の7第1項）。

資本金等の額 (注1)	従業者数 (注2)	税額（年額）
・ 公共法人及び公益法人等（一定の独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ・ 人格のない社団等 ・ 一般社団法人又は一般財団法人 ・ 資本金又は出資金を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く）	—	60,000 円
1,000 万円以下	50 人以下	60,000 円
	50 人超	144,000 円
1,000 万円超 1 億円以下	50 人以下	156,000 円
	50 人超	180,000 円
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	192,000 円
	50 人超	480,000 円
10 億円超 50 億円以下	50 人以下	492,000 円
	50 人超	2,100,000 円
50 億円超	50 人以下	492,000 円
	50 人超	3,600,000 円

(注1) 資本金や出資金の額と、準備金や積立金などの法人税法に定める所定のものとの合計額。平成27年4月1日以後に開始する事業年度より、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額または出資金の額」を下回る場合には、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」となる。連結納税の場合は連結個別資本金等の額、保険業法に規定する相互会社の場合は純資産額。

(注2) 市内に有する事務所、事業所、寮等の合計数。なお従業者には、役員・アルバイト・パートを含み、派遣労働者は派遣先の従業者として数える。

イ 法人税割

法人税割は、法人の所得から計算される法人税額を課税標準として、以下の表のとおり区分される税率を乗じて計算する（地方税法第 314 条の 4）。

法人税割額＝課税標準となる法人税額（注 1）×税率

法人等の区分	平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度分	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分
資本金の額又は出資金の額（注 2）が 1 億円を超える法人	14.7%	12.1%	8.4%
資本金の額又は出資金の額（注 2）が 1 億円以下の法人（資本金の額又は出資金の額を有しない法人等を含む）で課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（2 以上の市町村に事務所等有する場合は、分割前のもの）が年 400 万円（注 3）を超えるもの	14.7%	12.1%	8.4%
保険業法に規定する相互会社	14.7%	12.1%	8.4%
上記以外	12.3%	9.7%	6.0%

（注 1）2 以上の市町村に事務所等を有する場合は、従業者の数に応じて分割（按分）。

（注 2）「資本金の額又は出資金の額」は事業年度の末日で判定。

（注 3）事業年度が 1 年に満たない場合は、「年 400 万円」を次の計算式で得られた額（1,000 円未満の端数は切捨て）に置換えた上で適用税率を判定。

$400 \text{ 万円} \times \text{事業年度の月数（1 月に満たない端数は切上げ）} \div 12$

(7) 所管課・係と人員体制

市民税課

市民税課（総職員数 28 名）のうち、管理・法人担当 10 名が法人市民税を担当している（令和 4 年 4 月 1 日現在）。

(8) 納税方法・事務手続

ア 申告納付

法人市民税は、申告納税方式（申告納付）をとっている。

申告の種類は大別すると次のとおりである。

① 中間（予定）申告

事業年度が 6 か月を超える法人は当該事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内に、当該事業年度開始の日から 6 か月の期間中において有する事務所又は寮等所在地の市長に申告書を提出し、申告した税額を納付しなければならない（地方税法第 321 条の 8）。

② 確定申告

法人税に係る確定申告書を提出する義務のある法人は、当該事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内に、当該事業年度中において有する事務所等又は寮等所在地の市長に申告書を提出し、申告した税額を納付しなければならない（地方税法第 321 条の 8）。

イ 未申告法人への対応

市では、未申告法人に対しては、催告書を送付するとともに、税務署へ赴き、確定申告書を閲覧調査し、確定申告書の提出の有無、内容を調査している。

ウ 市による法人市民税の更正、決定

地方税法第 321 条の 11 第 1 項、2 項によれば、市は、法人の申告に係る税額が市の調査したところと異なることを発見したときは、法人市民税を更正することができ、未申告法人に対して、市が自ら調査したところによって法人市民税額を決定することができることが権限として定められている。

(9) 減免制度

地方税法第 323 条を受け、市では、尼崎市市税条例第 34 条及び市税条例施行規則第 10 条第 9 項において、以下のとおり法人市民税に関する減免制度を規定している。

【市税条例第 34 条第 3 項】

市長は、法人の市民税の納税義務者(公益社団法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 2 条第 1 号に規定する公益社団法人をいう。))及び公益財団法人(同条第 2 号に規定する公益財団法人をいう。))(これらの法人で収益事業を行うものを除く。))に限る。))について、公益上必要があると認めるときは、その法人の市民税の均等割を免除することができる。

【同第 34 条第 4 項】

前各項に規定するもののほか、市長は、市民税の納税義務者について、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、その市民税を減免することができる。

【市税条例施行規則第 10 条第 9 項】

市長は、次の各号のいずれかに該当する法人の市民税の納税義務者(収益事業を行うものを除く。))について、公益上必要があると認めるときは、その法人の市民税の均等割を免除することができる。

- (1) 地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体
- (2) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、条例第 33 条の 7 第 1 項第 1 号アに掲げる法人

法人市民税減免の具体的な認定方法、公益上の必要性の判断基準を定めた規程、マニュアルは作成されておらず、減免の申請方法について、市税条例第 34 条の 2 に以下のとおり定められているのみである。

【市税条例第 34 条の 2】

市民税の納税義務者は、前条第 1 項から第 4 項までの規定による市民税の減免を受けようとするときは、規則で定める日までに、次の各号に掲げる事項を記載した減免申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該納税義務者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）
- (2) 減免を受けようとする理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

法人市民税の均等割の減免を受けようとする法人は、均等割申告書と法人市民税減免申請書を併せて、期限である 4 月 30 日までに市民税課へ提出する必要がある。

(10) 直近 5 年度のデータ

過去 5 年間の調定額、決算額、不納欠損額、収入未済額、収入率の推移及びその内訳は、次の表のとおりとなっている。

(単位：千円)

【平成 29 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	6,792,495	6,780,388	0	16,732	99.8%
	過年度分	187,075	184,094	0	2,996	98.4%
	小計	6,979,570	6,964,482	0	19,728	99.8%
滞納繰越分		72,081	20,236	7,466	44,441	28.1%
法人市民税合計		7,051,651	6,984,718	7,466	64,169	99.1%

【平成 30 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	7,058,699	7,053,411	0	13,848	99.9%
	過年度分	206,416	204,745	0	1,692	99.2%
	小計	7,265,115	7,258,156	0	15,540	99.9%
滞納繰越分		64,139	17,043	6,742	40,369	26.6%
法人市民税合計		7,329,254	7,275,199	6,742	55,909	99.3%

【令和元年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	7,473,529	7,467,562	0	14,217	99.9%
	過年度分	165,247	160,622	0	4,625	97.2%
	小計	7,638,776	7,628,184	0	18,842	99.9%
滞納繰越分		55,831	12,697	9,300	34,048	22.7%
法人市民税合計		7,694,607	7,640,881	9,300	52,890	99.3%

【令和2年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	5,760,495	5,697,873	268	69,285	98.9%
	過年度分	243,896	243,639	0	3,795	99.9%
	小計	6,004,391	5,941,512	268	73,080	99.0%
滞納繰越分		52,702	16,332	4,159	32,228	31.0%
法人市民税合計		6,057,093	5,957,844	4,427	105,308	98.4%

【令和3年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	5,616,727	5,608,723	0	14,352	99.9%
	過年度分	193,409	193,144	10	545	99.9%
	小計	5,810,136	5,801,867	10	14,897	99.9%
滞納繰越分		92,380	55,930	6,581	30,113	60.5%
法人市民税合計		5,902,516	5,857,797	6,591	45,010	99.2%

(11) 平成24年度報告書における監査の結果と公表された措置状況

表題	結果の概要	改善内容要旨
①設立届未提出法人の調査について	設立届が提出されていない25社について、事業実施の可能性を調査したところ、8社について事業実施の可能性があり、うち2社については、明らかに営業行為を行っていることが判明した。 今後同様の事態を生じさせないためにも、設立届の提出を継続して働き掛けるとともに情報収集に努め、必要に応じて訪問等の実態調査を行うことが必要である。	<平成26年改善済み> 設立届未提出法人について、平成25年度から税務署、県税事務所における申告の有無についての調査、電話、ホームページ等の確認、現地調査等を実施。 調査の結果、左記8社のうち、4社は設立届・確定申告済、2社は代表者に直接連絡し登記上のみの法人であることを確認、現地調査等で実態が不明な法人2社については事業活動が確認できないため調査終了とした。 今後、設立届未提出法人については同様の調査を実施し、適正な課税に努める。

2 監査の重点と監査方法

(1) 監査の重点

- ① 市の要綱、マニュアル、課税事務等は、法令、条例の趣旨に合致しているか、また、必要な要綱、マニュアル等が整備されているか。これらが公平性、合理性、効率性のあるものであるかどうか。
- ② 課税事務は法令等に準拠し、かつ効率性をもって執行されているか。
- ③ 未申告法人への対応は適切に行われているか。
- ④ 減免は、法令等に準拠し、かつ公平に行われているか。
- ⑤ 平成 24 年度報告書において結果として記載され、公表された措置状況について、その後も遵守されているか、また、意見として記載された事項について、具体的な改善が行われているかの検証。

(2) 監査方法

- ア 法人市民税の課税事務について、担当者から関連資料の提出を受け、質問を行うことにより事務の概要を把握した。
- イ 申告書、減免申請書等を閲覧し、記載内容の不備、内容の合理性をチェックし、問題があると思われた場合は担当者に質問を行った。
- ウ 減免申請書が提出され、そのまま減免が認められている法人について、減免要件を満たすものかどうか（収益事業を行っているかどうか）、インターネットによる調査を行った。
- エ 未申告法人に対する調査について、管理データを閲覧し、調査内容、規程の履践状況等について質問を行った。

3 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果、明らかになった事実

ア 未申告法人への対応

(ア) 税務署へ赴いての税務申告書等の調査後の課税事務の職権停止

未申告法人に対する調査として、市の担当者が税務署へ赴き、税務申告書等の閲覧を行っているところ、令和 3 年度における実施状況は、右記の表のとおりである。

							(単位:件)
令和3年度申告分	合計	解散法人	結了法人	特別法人	期限後申告法人	合併解散法人又は合併存続法人	特定法人の確定申告書等
4月申告分	40	1	1	1	11	0	26
5月申告分	53	1	1	11	10	0	30
6月申告分	45	0	1	6	5	0	33
7月申告分	78	4	0	2	10	0	62
8月申告分	41	1	0	4	14	0	22
9月申告分	35	1	4	1	7	0	22
10月申告分	42	1	3	2	11	0	25
11月申告分	45	0	3	2	19	0	21
12月申告分	39	1	0	3	6	0	29
1月申告分	37	1	2	0	7	0	27
2月申告分	62	11	11	9	11	2	18
3月申告分	62	6	1	2	30	1	22
合計	579	28	27	43	141	3	337

市は税務署へ赴いて当該未申告法人に対する調査を2回行い、その段階で何も動きがなければ、市は調査、課税事務を職権で停止している。

なお、税務署への調査の際、税務署との情報連携はなく、市から税務申告書等を閲覧に行くのみで、しかも、市の訪問時において税務署が調査を行った結果であるかどうかにかかわらず職権停止の判断が行われている。

(イ) 市による法人市民税額の更正、決定

市が行う未申告法人に対する調査は、税務署に提出された申告書等の調査、確認にとどまり、税務署調査により申告が確認できた場合については決定を行っているが、同調査により申告が確認できなかった場合は、市は未申告法人に任意に申告を促す以上の独自の対応をしていないのが実情である。

(ウ) 税務署との連携

地方税法第325条により、国税当局は、市に対して申告書等の閲覧、記録といった課税上の協力義務があるところ、未申告法人を捕捉するためには市と税務署との連携が重要であるが、市と税務署の間で未申告法人に関する調査の情報連携はなく、税務署との全体的なルールや連携に関する協議の場もない。

また、市と税務署とのデータ連携のシステムはなく（県税についてはデータ連携システムがある。）、市としては、月1回、半日をかけて、担当者二人体制で税務署への調査に赴いている。

(エ) 法人支店の調査

本店は他市にあり、尼崎市には支店のみがある法人については、市として未申告の法人支店への調査に関するルールはなく、調査も行われていない。

(オ) デパート・複合施設の調査

デパートの売店等について、場所貸しを受けている法人について、個別に申告状況の調査は行われていない。

(カ) 未申告者への対応

平成 24 年度報告書での意見として、①未申告法人の管理台帳については、重要性の色分けをしたうえで、追加手続を実施すべき未申告法人を特定し、人的資源の効率的な配分を行うこと、②他の税目と訪問調査業務を共通化し効率的な調査を行う仕組みを検討すること、③催告書に未申告法人に対する刑事罰の文言を入れるなどの工夫を行うことが提言されていたところ、提言された催告書の工夫は平成 25 年から行われるようになっていたが、他の提言を踏まえた対応については、市では行われていない。

(キ) 未申告法人の調査

平成 24 年度報告書での意見として、①税務申告書の閲覧について全件調査ができていないことを踏まえ、一定の基準を用いて調査を実施すべきこと、②新規設立届について登記簿閲覧により同届出を提出するよう各法人へ依頼文書を発送するだけでなく、届出を提出するまでフォローすべきこと等が提言されていた。

現在、市では、税務申告書の閲覧は、未申告法人については全件実施しており、新規設立届を提出するよう各法人へ依頼文書を発送した後、1 年後に再度税務署での閲覧調査を行いフォローしていること、さらに、税務署の登記簿ではなく国税庁の法人番号公表サイトで検索する方法で未申告の新規設立法人を調査しているようであり、改善対応が行われている。

(ク) 税務署調査の項目

平成 24 年度報告書での意見として、税務署調査の項目の見直しが提言されていたところ、現在、市では、期限後提出された申告内容は全て閲覧し記録するようにしていること、解散法人や清算終了法人等も対象に調査している等、同年当時から随時見直しを行っているようであり、改善対応が行われている。

(ケ) 設立届未提出法人の調査

平成 24 年度報告書での意見として、設立届未提出法人に対する情報収集、必要に応じた訪問調査を行うことが提言されていたところ、同監査において調査された 25 社については、市としての追加調査を行い、全体の運用としては平成 25 年度からは税務署で申告の有無を確認する調査を行うこととなり、一定の情報収集は行われるようになったが、ホームページによる情報収集や必要に応じた現地調査は行われていない。

(コ) 事務所、事業所等の未申告に対する対応

平成 24 年度報告書での意見として、設立登記が行われているものの新規設立届が市に提出されていない法人に対して設立届を提出するよう依頼文書を発送する際、市税条例に定められた未申告者への過料の制裁等の規定を明示した督促を行うなど、実効性のある対応を図ることが提言されていたところ、現在、市からの設立届提出の依頼文書に過料の制裁があることを記載する運用を行っており、改善対応が行われているが、担当課からは、これまで、過料の制裁を実施することが相当と考えられる事案はなかったとの回答があった。

イ 事務手続（eLTAX による電子申告と税務システムの連携）

平成 24 年度報告書での意見として、e L T A X による電子申告と税務システムの連携のため、税務システムの改修を提言されていたところ、令和 2 年度において、市はシステムを改修しており、一定の時間は要したが改善対応が行われている。

ウ 申告書のチェック（従業者数が未記載の申告書）

平成 24 年度報告書での意見として、法人市民税申告書に均等割額は記載されているが従業者数が記載されていない場合、申告書を受理せずに申告指導を行うことや当該法人に問い合わせ等の調査を行うことが提言されていたが、現在、尼崎市としてかかる対応は行っていない。

本年度の調査において法人市民税申告書をサンプル抽出し閲覧調査したなかでも、同様に従業者数が記載されていないまま処理されているケースが発見されたが、市の担当者としては、従業者数の記載がなければ均等割の最低限である従業員数 50 人以下とみなして処理し、金額の程度が合っていれば聴き取り調査までは行っておらず、均等割額と従業者数が合わない場合はシステム上、エラーチェックが出るので大きな問題は生じないと述べている。

エ 減免制度

法人市民税の減免申請の対象については、公益認定を受けている公益社団法人や公益財団法人だけでなく、特定非営利活動法人や一般社団・一般財団法人も含まれているところ、法人税法上、これらが非営利型法人の要件に該当する場合でも、収益事業を行った場合の所得は課税対象となる。

また、税務署や市に非営利型法人として法人設立時に届出を行い（市への届出時の添付資料は定款と謄本のみ）、収益事業を行わないと申告していたとしても、同時点において、特定非営利活動法人や一般社団・財団法人については、十分な資料や審査により収益事業が行われていないことを確認する調査が行われているわけではない。

しかし、市による法人市民税の減免手続に関する実務運用としては、設立届において非営利型法人と記載されていた場合、法人市民税の減免を認める見込みで、毎年 4 月 1 日付で、特定非営利活動法人や一般社団・一般財団法人等に対して一斉に減免申請書の書式を送付し、申請書の提出があれば、特段の添付資料の提出や実体面の審査もなく、減免を認めている。

また、市においては、令和元年度から令和 3 年度にかけて、毎年 120 件前後の法人市民税の減免が行われているところ、平成 23 年度当時の 65 件と比較すると件数が倍近くに増えており、単純に収益事業を行っていない法人が増えたとは安易に考えられない状況であった。

そこで、法人市民税の減免が認められた特定非営利活動法人及び一般社

団法人のなかから任意抽出した 18 法人について、法人名等をもとに、ホームページや内閣府の NPO 法人に関するデータベースを監査人が調査したところ、下記の 7 法人について、収益事業を行っている可能性があると思われる状況が確認された。その内容は次の表のとおりである。

なお、収益事業とは、法人税法第 2 条 13 号、法人税法施行令第 5 条第 1 項が定める 34 の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。

法人	主な事業概要	調査内容
A	福祉の増進とまちづくりの推進等	内閣府のデータから、まちづくりおよび活性化支援事業として若干の収入があり、収益事業を行っている可能性が認められた。
B	障がい児・者に対する生活支援、学術、文化、芸術等の活動を通じた地域福祉の増進等	ホームページ上、収益事業を行っていることがわかり、内閣府のデータからも、教室を定期的に行っている蓋然性が認められた。
C	音楽文化の普及啓発に関する事業等	ホームページ上、一定の料金体系で収益事業を行っていることがわかり、内閣府のデータからも、収益事業たる「技芸教授業」等を行っている蓋然性が認められた。
D	子どもの健全育成のための事業	ホームページ上、一定の料金体系で収益事業を行っていることがわかり、内閣府のデータからも、収益事業たる「技芸教授業」を行っている蓋然性が認められた。
E	スポーツ教室、トレーニングジムの運営事業	内閣府のデータの事業活動報告、某検索サイトに掲載された情報から、一定の料金体系で収益事業を行っていることがわかり、収益事業たる「技芸教授業」を行っている蓋然性が認められた。
F	介護知識・技術の認定制度の推進事業等	ホームページの記載、関連するブログから、有償で認定制度を運営していることが推測され、収益事業を行っている可能性が認められた。

法人	主な事業概要	調査内容
G	鍼灸整骨院	当法人独自のホームページは見あたらなかったが、他の整骨院のホームページ等で当法人と当法人に所属する整骨院の宣伝がなされていることが判明したことから、収益事業を行っている可能性が認められた。

(2) 結果及び意見

ア 未申告法人への対応

【意見 1】 税務署での税務申告書等の調査後の職権停止の運用

尼崎市は、税務署へ訪問し税務申告書等の有無を2回確認し、その段階で何も動きがないというだけで、市としての調査、課税事務を職権停止する運用の取りやめを検討すべきである。

(理由)

未申告法人への調査として、市の税務署への訪問時において、税務署が対象法人への調査を行っていない場合が多分に含まれていると考えられるにもかかわらず、形式的に税務署へ訪問し税務申告書等の有無を2回確認しただけで、税務申告書等の提出がなければ市としての調査、課税事務を職権で停止するというのは合理性に乏しい。

このような法人に対する市としての調査が、市としての調査能力、マンパワーとして必ずしも容易ではないこと自体を否定するわけではないが、だからといって他の手段を検討することなくただちに職権停止する理由はないため、かかる職権停止の運用の取りやめを検討されたい。

【結果 1】 職権による均等割の決定

尼崎市は、催告や調査を行った結果にもかかわらず未申告状態が続いた法人に対しては、職権による均等割の決定により積極的に課税決定を行うべきである。

(理由)

市の実務運用として、未申告法人に対する税務署調査により申告が確認された場合を除いては、任意に申告を促す以上の独自の対応をしていないということであるが、催告や調査の結果、具体的な申告がなかった場合でも、均等割については、市内に事務所等を有することが確認でき

ていれば、地方税法第 321 条の 11 第 2 項に基づき、少なくとも最低額の 6 万円であれば市として課税額を決定することは可能で、むしろ、法令にしたがい課税すべきである。

公平な税務負担に少しでも近づけるという意味でも、催告や調査を行った結果にもかかわらず未申告状態が続いた法人に対しては、かかる方法により積極的に課税決定を行うべきである。

【意見 2】 税務署との連携

尼崎市は、税務署に対し、全体的なルールや連携に関する協議の場を設けてもらうことを申し入れ、情報連携に向けた具体的な協議の場を設定し、可能な情報連携内容、作業を詰めていくことを検討すべきである。

また、業務の効率化、市として他の調査に余力を回す時間を確保するため、市と税務署とのデータ連携のシステム構築を税務署に申し入れ、実現に向けた具体的協議を進めることも合わせて検討すべきである。

(理由)

未申告法人を捕捉し、効率的で経済性のある調査を行うため、市と税務署の間で未申告法人に関する調査の情報連携を行う必要がある。

【意見 3】 法人支店の調査

尼崎市は、法人支店の調査については、未申告の法人に関する調査体制、調査方針、調査時期、調査方法を制度化し、成文化すべきである。

具体的な調査方法としては、例えば、N T Tハローページ企業名版より、市内の企業を照合し、申告がない法人支店を炙り出すことが考えられる（ただし、ハローページの尼崎市版については、令和 4 年 11 月の発刊を最終版として発刊が終了しているため、本報告書を受けて直近で全体の洗い出し作業として調査する場合には使用できるが、今後の継続的な調査方法としては相応しくないと考えられる）。

また、今後の新規の支店設置の調査方法としては、確定申告は本店所在地の他税務署で行っているものの、尼崎税務署へ源泉徴収税をあらたに納付するようになった法人については、市内において支店をあらたに設置した法人である可能性が高いため、例えば、かかる法人の有無を尼崎税務署に照会し、調査する等の方法により（ほかには、電力会社に対し、企業との新規契約を照会する方法も考えられる）、一定の調査を行う

ことは可能なはずであることから、まずは、法人支店の調査の基準、ルール of 枠組みを作成すべきである。

(理由)

法人支店の調査については、未申告の法人に関する調査体制、調査方針、調査時期、調査方法が全く定まっていないため。

【意見 4】 デパート、複合施設の調査

尼崎市は、デパート、複合施設内の定期的な支店調査に関するルール、実務運用を作成し、調査を行うことを検討すべきである。

(理由)

デパートの売店等については、事業者の責任で自己の従業員を使用し販売業務を執行している場合には、その場所は当該事業者の事務所等に該当すると考えられているが（昭和 40 年 11 月 9 日自治府 134 号自治省税務局長回答）、場所貸しでデパート独自の特殊な契約関係となっているため、デパートに売店を出す事業者の認識として、支店としての認識がなく、知識不足により支店として市への申告が行われていないケースも考えられる。

また、市内のデパートの数は限られており、年 1 回の現地調査、もしくはデパート自体に新規出店の照会をかければ新規支店の把握は容易であるため、担当職員数が限定されていることを理由に調査を行わないことは理由にならない。

なお、複合施設においては、デパートのように場所貸しではなく通常の賃貸借契約の形態をとっているのが一般的と思われるが、支店調査の手法として、同様に複合施設自体に新規出店の照会をかけることは有用かつ効率的であると考えられる。

【意見 5】 未申告者への対応

尼崎市は、他の税目と訪問調査業務を共通化し効率的な調査を行う仕組みを検討するとともに、継続的な改善経過についてもモニタリングして確認すべきである。

(理由)

市のシステムは令和 2 年度に大幅に改修されたため、平成 24 年度当時とは未申告法人の管理台帳（管理データ）の形式も異なっており、現在は、平成 24 年度報告書における未申告法人の管理台帳に関する当時の指摘がそのまま当てはまる状況ではないものと考えられる。

もともと、他の税目と訪問調査業務を共通化することは効率的な運用として現在も当てはまることから、今一度、かかる実務対応を行うことは検討に値する。

したがって、未申告者への上記対応について、市としては真摯に対応し、継続的な改善経過についてもモニタリングして確認することが望ましい。

【意見 6】 設立届未提出法人の調査

尼崎市は、登記されているが設立届が未提出の法人に対するホームページ等を利用した情報収集、訪問調査を行うことを検討すべきである。

また、このような法人に対する情報収集、訪問調査の方法やルールについて具体的基準を決め、マニュアルを作成し、周知徹底を図るべきである。

(理由)

情報収集の方法としては簡易な調査としてはインターネットによるホームページの調査もありうるし、平成 24 年度の包括外部監査においてもかかる手法がとられていること、平成 26 年度に市が単年度でありながらも対応することができていることからすると、これに対する十分な継続的改善をしていないことは、対応として不十分と言わざるを得ない。

単年度による対応と一部の継続的改善のみで終わっている原因は、情報収集や訪問調査の方法やルールが定まっていないことも原因の一つと考えられることから、市としては速やかにこのような法人に対する情報収集、訪問調査の方法やルールについて具体的基準を決め、マニュアルを作成し、周知徹底を図るべきである。

【意見 7】 事務所、事業所等の未申告に対する対応

尼崎市は、設立届未提出の未申告法人に対して、実際に過料の制裁を行うことを前提とした実務運用を定めるべきである。

具体的には、過料の制裁があることを二度にわたって告げて催告したにもかかわらず、合理的理由なく未申告が続いた場合には過料の制裁を行う等、実際に担当者として過料の制裁を求める手続を進める際の明確な判断基準や手続の流れを要綱又はマニュアルとして作成し、現実到手続を実行することを検討されたい。

(理由)

設立届未提出の未申告法人に対して、督促の際、過料の制裁があることを告げているものの、実際に過料の制裁を実施することが相当と考えられる事例はなかったということだが、実効性確保のため、実際に過料の制裁を行うことを前提とした実務運用を定めるべきである。

イ 申告書のチェック

【意見 8】 従業者数が未記載の申告書への対応

尼崎市は、従業者数が未記載の申告書への対応として、記載不備の指摘を行うことについて検討すべきである。

(理由)

従業者数が未記載の申告書への市の対応は、市の担当者の説明も理解できるところであり、個別の問い合わせを行わずとも、大きな問題はなさそうにも見受けられる。

もともと、必要な事項への記載がないまま当該法人が申告事務を完了させていることを許すことは、申告内容全般についての規律の緩み、杜撰な申告に繋がる懸念があることから、市としてはチェックをしていることを知らしめるためにも、調査というより不備の指摘を行うことについて検討されたい。

ウ 減免制度

【意見 9】 減免申請時の疎明資料の提出と定期的な事後調査

尼崎市は、減免申請を行う際、事業報告書、活動計画書、収支計算書、法人名義の通帳の提出を求める等、一定の資料の提出を条件とするべきであるし（他市においても減免申請時に一定の添付資料を求めている例は散見されるので、他市のホームページに掲載されている法人市民税の減免申請時の添付書類等も参考にされたい）、提出された資料に疑問があれば適宜法人に対する照会を行うべきである。

また、不正な申請を摘発するとともに不正な申請の抑止効果のため、定期的に、一定数の法人をピックアップしたうえで、事後調査も行うように制度設計し直すべきである。

市としては、現在、減免対象法人について、税務署へ期限後申告や特別法人等の確定申告の提出を確認する調査を実施する中で、申告が確認できた特別法人等の調査は行っているようであるが、同調査で判明するのはあくまで自主的に申告を行っている法人に限られ、不正な申請の抑止効果がある調査といえるものではないことから、本監査手続において実施したように、ホームページ等による調査も検討されたい。なお、抑止効果という意味では、申請時の案内、もしくは申請書の書式のなか

に、申請者に注意喚起を促す文言として、市として事後的に個別調査を行うことがあること、申請者としては個別調査に協力することに同意すること等の文言を入れることも検討されたい。

（理由）

既述のとおり、減免申請については、税務署において非営利型の法人と取り扱われているからといって、当然に減免申請の対象になることが担保されているわけではないため、減免にあたって、申請書の提出だけで、添付資料の提出も何の審査もなく、当然に減免を認める取扱いの合理性がなく、不公平でもある。特に、減免申請は、市として積極的な減免処分を行うものであること、市税条例第34条第3項及び同条第4項から、収益事業を行っていない場合にはじめて認められる措置であることからすると、収益事業の有無に関する審査を行わず申請だけでこれを認めているのは、合規性の観点から適切とは言えない。

第2 個人市民税

1 概要

(1) 意義

個人市民税は、個人の前年中の所得に対して課税される租税（普通税）であり、一定の税額を負担する均等割と所得金額に応じて負担する所得割に分けられる（地方税法第292条1項）。

(2) 納税義務者

賦課期日時点（該当年の1月1日）において

- ① 尼崎市に住所を有する個人（均等割、所得割）
- ② 尼崎市に事務所等又は家屋敷を有する個人で尼崎市に住所を有しない者（均等割）

（地方税法第294条第1項）

(3) 課税基準

ア 均等割の課税基準

納税義務者のうち前年の合計所得金額が市区町村の条例で定める下記の金額を超える者

35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋21万円＋10万円

（※同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合は21万円を加算しない）

イ 所得割の課税基準

納税義務者のうち前年の総所得金額等の合計額が市区町村の条例で定める下記の金額を超える者

35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋32万円＋10万円

（※同一生計配偶者又は扶養親族を有しない場合は32万円を加算しない）

(4) 申告義務者

1月1日に尼崎市に住所のある個人で、下記に該当する場合には住民税申告書を提出する必要がある（地方税法第317条の2）。

- ① 営業、農業、その他事業を営む者
- ② 不動産などの所得がある者
- ③ 給与所得以外に所得のある者
- ④ 日雇い、アルバイト等で、給与支払者から給与支払報告書が市に提出されていない者
- ⑤ 雑損控除、医療費控除、寄附金控除等の各種控除を受けようとする者
- ⑥ 前年中に退職した者

＜住民税申告書の提出が不要な場合＞

- ① 所得税の確定申告書を提出した者
- ② 給与所得者で、給与支払者から給与支払報告書が尼崎市へ提出される者
- ③ 年金所得者で、年金支払者から年金支払報告書が尼崎市へ提出される者
- ④ 合計所得金額が基礎控除（43万円）以下の者

(5) 非課税制度

負担分任の原則を基に、納税義務者の範囲は幅広くなっているが、経済的・身体的事情により担税力が弱い者に対しては、税負担を求めることは適当ではないとして、非課税の制度が設けられている（地方税法第295条1項）。

- ① 賦課期日時点で生活保護法の規定による生活扶助を受ける者
（教育、住宅、医療等の扶助は非課税とはならない）
- ② 障がい者、未成年、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下（令和2年度以前は125万円以下）の者

(6) 税額の計算方法

ア 均等割

一律 5,800 円（市民税 3,500 円、県民税 2,300 円）

（地方税法 310 条、平成 26 年度から令和 5 年度までの間は東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律を踏まえ、市民税、県民税にそれぞれ 500 円が加算）

イ 所得割

前年の所得金額から各種の所得控除額を差し引いて課税所得金額を計算し、その課税所得金額に 10%の税率（市民税 6%、県民税 4%）を乗じ、さらにこれに税額控除額を差し引いて計算する（地方税法第 313 条、第 314 条の 2 及び 3）。

(7) 所管課・係と人員体制

市民税課

市民税課（総職員数 28 名）のうち、個人第 1 担当（6 名）、同第 2 担当（6 名）、同第 3 担当（6 名）の合計 18 名が個人市民税を担当している（令和 4 年 4 月 1 日現在）。

(8) 納税方法・事務手続

ア 普通徴収

事業所得者等の市民税は、納税通知書によって市から納税義務者に通知したうえで、6 月、8 月、10 月、翌年 1 月の 4 納期（各月末日）に分けて納付する。

イ 特別徴収

(ア) 給与特別徴収

給与所得者の市民税は、特別徴収税額通知書により市から給与の支払者を通じて納税義務者へ通知される。毎月の給与支払時に特別徴収義務者が納税義務者の給与から市民税を天引きし、翌月 10 日までに市に納入する。給与所得者の特別徴収は 6 月から翌年 5 月までの 12 か月で徴収する。

給与特別徴収対象者が退職した場合、特別徴収することができなくなった残りの市民税の額は、下記の場合のほかは普通徴収の方法によって徴収する。

- ① その納税義務者が新しい会社に再就職し、当該会社で引き続き特別徴収を希望した場合
- ② 6月1日から12月31日の間に退職した者で残りの税額を退職手当や最終給与等からまとめて特別徴収されることを申し出た場合
- ③ 翌年1月1日から4月30日の間に退職した者で、①に該当しない者の場合は原則一括徴収となる。

(イ) 年金特別徴収

年金所得者の市民税は、市から経由機関を通じて年金保険者に特別徴収の依頼を行い、年金を支給する際に納税義務者の年金から市民税を天引きし、翌月10日までに市に納入する。

年金所得者の特別徴収は、4月から翌年2月までの偶数月で6回に分けて徴収する。

ウ 併用徴収

普通徴収と特別徴収の両方で徴収されることを併用徴収といい、例えば、主たる給与以外に所得がある者で本人が希望する場合等に行なわれる。

(9) 減免制度

地方税法第 323 条を受け、市では、市税条例第 34 条において、以下の個人市民税に関する減免制度を規定している。

No.	減免対象者	減免額
①	【第 34 条第 1 項 2 号】 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、その市民税を減免することができる。 (勤労学生減免) 本人が勤労学生（高校や大学等特定の学校の学生や生徒）である者のうち合計所得が 75 万円以下で自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の者	所得割及び均等割全額免除
②	【第 34 条第 2 項 1 号】 (本人該当事項減免) 本人が障がい者、未成年、寡婦、ひとり親または原子爆弾被爆者で、前年中の合計所得金額が 135 万円を超え、168 万円以下の者（令和 2 年度分以前は 125 万円超 158 万円以下）	所得割の 5 割を減免
③	【第 34 条第 2 項 2 号】 (生活保護等減免) 生活保護法の規定による扶助または賦課期日の翌日以降において、貧困により生活のため公私の扶助を受けることとなった者	扶助を受けている間に到来する納期分の均等割及び所得割を全額免除

No.	減免対象者	減免額	
④	【第 34 条第 2 項 3 号】 (失業・廃業減免) 勤労に基づく所得を得て生計を立てていた者であり前年の所得が 350 万円以下の者で、その職を失うこと（失業または廃業）により収入がなくなり、その後の求職活動によってもなお仕事がなく、生活が著しく困難になった者	前年の合計所得	所得割額
		150 万円以下	5 割
		250 万円以下	4 割
		350 万円以下	3 割
⑤	【第 34 条第 2 項 5 号】 (所得減少減免) 失業、廃業減免の対象者以外で、前年の所得が 350 万円以下で、前年の所得と比較して当年分の普通所得が 2 分の 1 以下に減少すると認められ、かつ、生活が著しく困難になった者	前年の合計所得	所得割額
		150 万円以下	5 割
		250 万円以下	4 割
		350 万円以下	3 割
⑥	【第 34 条第 2 項 4 号】 (傷病・労災減免) 傷病により健康保険法の規定による傷病手当金などの支給を受けている者で、前年の所得が 350 万円以下の者	前年の合計所得	所得割額
		150 万円以下	5 割
		250 万円以下	4 割
		350 万円以下	3 割
⑦	【第 34 条第 2 項 6 号】 (災害減免) 災害により被災し、生活が著しく困難になった者で、前年の所得が 1,000 万円以下の者（ただし、災害により亡くなった者や障がい者になった者は制限なし）	対象期間に相当する災害の程度に応じ、均等割額及び所得割額のそれぞれ 1 割から全額	

(10) 減免の状況

個人市民税の過去3年間の減免事由ごとの金額、件数の推移は以下のとおりである。

(単位：件、円)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活保護減免 (第34号第1項1号)	3	90,200	0	0	0	0
勤労学生減免 (第34号第1項2号)	247	920,800	291	1,047,300	245	887,800
基礎控除額以下減免 (第34条第1項3号)	0	0	0	0	0	0
本人該当事項減免 (第34号第2項1号)	1,705	19,027,600	1,753	20,543,300	1,746	18,969,500
被爆減免 (第34条第2項1号)	2	35,300	2	24,700	0	0
生活扶助減免 (第34条第2項2号)	56	2,266,800	65	2,142,300	55	1,748,100
失業減免 (第34条第2項3号)	1,148	20,846,600	1,509	28,118,600	1,417	23,935,500
廃業減免 (第34条第2項3号)	6	98,300	8	94,800	0	0
傷病減免 (第34条第2項4号)	54	1,117,900	72	1,372,600	85	1,593,000
所得減少減免 (第34条第2項5号)	188	3,745,900	333	6,260,100	207	3,796,600
災害減免 (第34条第2項6号)	7	296,000	6	175,500	13	430,500
合計	3,416	48,445,400	4,039	59,779,200	3,768	51,361,000

(11) 直近5年度のデータ

過去5年間の調定額、決算額、不納欠損額、収入未済額、収入率の推移及びその内訳は、次の表のとおりとなっている。

(単位：千円)

【平成29年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	23,578,843	23,099,699	0	479,144	98.0%
	過年度分	136,511	111,649	0	24,862	81.8%
	小計	23,715,354	23,211,348	0	504,006	97.9%
滞納繰越分		1,888,019	528,171	120,078	1,239,770	28.0%
個人市民税合計		25,603,373	23,739,519	120,078	1,743,776	92.7%

【平成30年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	24,099,817	23,650,676	0	449,141	98.1%
	過年度分	170,880	143,190	0	27,690	83.8%
	小計	24,270,697	23,793,866	0	476,831	98.0%
滞納繰越分		1,739,216	514,955	129,917	1,094,344	29.6%
個人市民税合計		26,009,913	24,308,821	129,917	1,571,175	93.5%

【令和元年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	24,829,459	24,420,271	0	409,188	98.4%
	過年度分	154,871	128,694	0	26,177	83.1%
	小計	24,984,330	24,548,965	0	435,365	98.3%
滞納繰越分		1,562,486	500,401	101,243	960,842	32.0%
個人市民税合計		26,546,816	25,049,366	101,243	1,396,207	94.4%

【令和 2 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	25,352,987	24,973,752	33	379,202	98.5%
	過年度分	136,865	102,020	70	34,775	74.5%
	小計	25,489,852	25,075,772	103	413,977	98.4%
滞納繰越分		1,391,323	452,033	55,990	883,300	32.5%
個人市民税合計		26,881,175	25,527,805	56,093	1,297,277	94.9%

【令和 3 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	25,157,646	24,854,343	176	303,127	98.8%
	過年度分	114,034	97,001	11	17,022	85.1%
	小計	25,271,680	24,951,344	187	320,149	98.7%
滞納繰越分		1,288,342	452,671	62,812	772,859	35.1%
個人市民税合計		26,560,022	25,404,015	62,999	1,093,008	95.6%

(12) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況

表題	結果の概要	改善内容要旨
①課税対象者の税務システム上の各種管理区分の見直しについて	調査した 9 件のうち 4 件は本来の市申告書発送区分（以下「申発区分」という）とは異なる区分となっていた。 課税状況に変更があった場合は適時に申発区分に反映するとともに、定期的な見直しを行う必要がある。 （参考）申発区分とは 当初申告書発送、再申告書発送及び所得調査の対象者を管理するために税務システムで振り付けている区分である。 【申発区分の種類】 0 特記事項なし 1 当初発送 2 再申告時点で課税がない場合 発送 3 本人の希望により当初から 発送 6 未申告者につき再申告書 発送対象 7 基礎控除以下につき申告 義務なし 8 転居先不明等につき 発送対象外 9 発送不可	＜平成 25 年改善済み＞ 申発区分の変更作業は、担当者が実務の過程で個別に判断し変更を行っているが、一旦変更したものは人手で次の変更処理をしない限りその状況が継続されるため、本来あるべき申発区分への変更がなされていないケースが少なからずある。 今後は通常の変更作業に加え、特に申発区分「9」については、申告納税義務者を逸失することのないよう一定時期に一斉に申発区分の見直し作業を集中的に行う必要があり、平成 25 年度においては、申発区分「9」のデータを抽出し、課税実績や申告資料区分等と突合させ、本来あるべき申発区分に変更した。

表題	結果の概要	改善内容要旨
②担当職員 の所得 調査未実 施と所得 調査票の 管理体制 について	所得調査の実施状況及び所得調査票の保管状況を調べたところ、調査終了後に各担当職員から回収し一括保管すべき所得調査票綴りのうち職員 2 名分が保管されていないことが判明した（1 名については所得調査自体を実施済みであったが個人で保管、もう 1 名については所得調査自体が行われず）。 市民税課として全ての調査対象案件について調査の実施状況をフォローすべきであり、最低限各担当職員から結果報告を受け所得調査票綴りを回収した際に、所得調査分担一覧を利用して回収消込みを行う等の管理を実施すべきである。	<平成 25 年改善済み> 所得調査自体を実施していなかった職員の担当案件については、全件所得調査を実施し、所得調査票綴りについては、両名分も合わせ、全件所得調査分担表を目次とした 1 冊の綴りとし一括保管を行った。 調査後の所得調査票綴りについて、上位者の承認を得る際、上位者において、所得調査分担一覧を利用して回収消込みを行い未提出の職員には、進捗状況等を確認した。また、最終の実施報告決裁を起案する際、担当者から回収した所得調査票綴りを、全件所得調査分担表を目次とした 1 冊の綴りとして再度添付することとし、未実施と回収漏れを防いでいくこととした。

表題	結果の概要	改善内容要旨
③所得調査実施の徹底について	所得調査票の記載項目、記載内容には担当職員により大きな個人差があり、調査範囲やその深度についても調査要領で想定している一定水準を維持できているとは考えにくい。 調査水準の維持及び所得調査票の記載項目・記載内容の統一化が図られるように職員へ要領の周知徹底を行うとともに、上位者は担当職員の調査内容をモニタリングし、必要に応じて追加調査を指示することが求められる。	<平成 25 年改善済み> 平成 25 年度から、担当者ごとに調査の深度について差異が生じないように、模範となる職員の所得調査票などを見本として例示し、記載項目・記載内容の統一化が図られるように、要領の周知徹底を行った。 また、上位者において、調査要領で想定している一定水準に達せず、調査が十分にできていないと判断した場合は、再調査や追加調査の指示を行った。

表題	結果の概要	改善内容要旨
④給与支払報告書提出義務者の継続的な捕捉について	サンプル調査の結果、平成 22 年度に給与支払報告書（以下「給報」という）を提出している事業所の平成 23 年度の給報提出漏れが 2 件判明した。 所得調査で前年度給報により捕捉していた納税義務者に対する調査を行う際、事業所へ問い合わせを行う等の対応を行うなど他の当初課税事務と連携し納税義務者を捕捉する手段を検討すべきである。 （参考）給与支払報告書とは 前年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間、事業所等が給与を支払った場合、支給した者が 1 月 1 日時点で居住する市町村に、当該事業所が提出しなければならない文書。	＜平成 25 年改善済み＞ サンプル調査の結果、所得調査が事務処理要領の記載どおりに行われず給報の提出漏れが現にあったことから、事務処理要領の再度周知徹底を行うとともに、上位者によるチェック機能の強化を図った。 また、これまでの給報未提出事業所への調査は、特別徴収を実施している事業所のみを対象とされていたが、平成 25 年度分の当初申告分より、源泉徴収票を持参した申告者の申告書に『給報提出指導要』の判子を押す処理をし、源泉徴収票に記載されている給与支払者（事業所）が当該年度給報未提出であった場合には、例年実施している「給報未提出義務者実態調査」とは別に、その都度（申告者を含めた従業員全ての）給報提出指導を行うこととした。

2 監査の重点と監査方法

(1) 監査の重点

- ① 市の要綱、マニュアル、課税事務等は、法令、条例の趣旨に合致しているか、また、必要な要綱、マニュアル等が整備されているか。これらが公平性、合理性、効率性のあるものであるかどうか。
- ② 課税事務は法令等に準拠し、かつ効率性をもって執行されているか。
- ③ 未申告者を含め所得調査は適切に行われているか。
- ④ 減免は、法令等に準拠し、かつ公平に行われているか。
- ⑤ 外部事業者への委託契約が適切に行われているか。
- ⑥ 平成 24 年度報告書において結果として記載され、公表された措置状況について、その後も遵守されているか、また、意見として記載された事項について、具体的な改善が行われているかの検証。

(2) 監査方法

ア 個人市民税の課税事務について、担当者から関連資料の提出を受け、質問を行うことにより事務の概要を把握した。

イ 税務システム上の課税対象者の管理について、管理データを閲覧し、担当者に対して質問を行った。

ウ 減免申請書等を閲覧し、記載内容をチェックし、問題があると思われた場合は担当者に質問を行った。

所得の把握方法が複数ある者の一本化処理について、管理データを閲覧し、処理内容について担当者に質問を行った。

エ 委託契約の手続について、関連資料の提出を受け、担当者に対する質問を行った。

3 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果、明らかになった事実

ア 減免

(ア) 災害減免について

- (a) 災害減免が認められた件について申請書等のサンプル調査（無作為抽出で 4 件）を行ったところ、うち 1 件について、申請書に「写真の提示」との記載があるにもかかわらず、写真等の貼付書類の控えが提出されていなかった。

担当職員からは、写真の貼付まで求めることは、市役所ではカラーコピーができないことにより、申請者がカラー写真を準備する必要があるなど、市民に負担を課す場合もあることから、市民の負担軽減のため、申請者が窓口でデジタルカメラやスマートフォンの画面を提示し、職員が画面を確認することで「写真の提示」にあたるもの運用がなされており、画面の内容は上席者もその場で確認する手続をとっていることが説明された。

- (b) 災害減免の基準として、市税条例施行規則第 10 条第 7 項 2 号において、被災場所が自宅（自宅内にある家財を含む）である場合は 20%以上の被害が生じた場合に減免対象となる旨定められているところ、サンプル調査 4 件のうち前記(a)とは別の 1 件について、家財等について 20%以上の損害はないと申請者本人から申告がなされていたにもかかわらず、市民税課と資産税課の合同で行った現地調査の結果、資産税課において家屋の損害割合を 20%と認め、減免の対象となるもの判断がなされたため、市民税課においても同判断に準じ、被害程度 20%以上を前提とした災害減免を認めた事例があった。

しかし、り災証明書には、3 階建の一般住宅の延床面積 103 m²のうち東側外壁及び自転車 1 台の焼損が記載されているのみであり、貼付写真を見ても、外側の壁の一面の一部について、熱によると思われる塗装部分の気泡のような膨らみ、給湯器の焼け焦げや熱による一部溶解、窓ガラス 1 枚または 3 枚の亀裂と自転車の焼損は確認できたが、焼損した面積が家屋の 20%以上となることの計測は行われていなかった。貼付写真を見た限りでの全体的な印象としては、申請者の当初申告どおり、20%以上の被害があったという認定自体に疑義が生じるものであり、ほかに 20%以上の損害をうかがわせる資料も提出されなかった。

本件に関する上記判断については、資産税課における 20%を超えた被害が存在する旨の判断を前提にしているとのことであったが、資産税課が同判断を行ったことの十分な根拠資料は提出されなかった（尼崎市の担当職員からは、り災証明書、現地の写真、固定資産税減免事務取扱基準が提出され、外壁だけでなく鉄骨の主体構造部にまで損傷が及んでいる可能性を否定できない、焼損面積も広がったと追加説明

があったが、少なくとも、提出された資料からはこれらの事実は明確ではなかった)。

(イ) 所得減少による減免について

所得減少の減免については、市税条例上、「生活が著しく困難になったもの」という要件が定められているところ（市税条例第34条第2項5号）、市では、前年度比で半額以下に所得が減少する見込みがあれば、上記要件に該当するとの判断を行っている。見込額については、申請後、給報等で検証しており、結果的に申請書記載の見込額と10%以上の乖離がある場合には、減免の全部又は一部の取消しを行っている。

イ 税務システム上の課税対象者の管理

税務システムにおいて、課税対象者を申発区分6（申告書を継続的に発送しない区分。旧システムでは区分9に該当）に区分した件数は、令和3年度は1,764件であったが、令和元年度及び令和2年度については、旧システムから新システムに移行した際に、データ移行が適切に行われなかったために件数を把握することができない状況にある。なお、前回包括外部監査の対象となった平成23年度は1,600件程度であり、当時よりも増加している。

現申発区分6については、例えば、従前申告書の発送希望があったものの発送希望が無くなった者が割り振られているが、割り振りの明確な基準は存在しなかった。この点、平成24年度報告書における監査の結果について、平成25年に改善済みとの措置状況が公表されているが、少なくとも令和3年度時点では割り振りについての明確なルールは作られておらず、申発区分の定期的な見直しも行われていないのが現状である。

ウ 所得調査

(ア) 所得調査の未実施

所得調査は、例年、当初の賦課時期に係る事務が落ち着いた後に行われている。もっとも、令和2年度及び令和3年度は、COVID-19流行下の特例的対応として確定申告の期限が延長されたことで、当初の賦課時期以降も確定申告のデータ入力が続いていたため、所得調査よりも確定申告を反映させた賦課処理を優先するとの判断のもと、当時の個人市民税

の担当係長と課長が相談して所得調査を実施しないことを決定した。

(イ) 現地調査の未実施

現地調査については、所得調査が実施された平成 30 年度も 0 件であり、今後も実施する予定はないとのことである。

しかしながら、令和元年 10 月 8 日付け所得調査事務処理要領では、現地調査を行うこととされており、事務処理要領と運用との間に齟齬が生じている。

(ウ) 調査未了案件の取扱い、翌年への引継ぎ

所得調査は、毎年時期について区切りを付けたうえで実施しており、次年度の課税事務が始まると、調査は終了する。調査が未了である場合、調査未了分として税務システムに記録するものの、調査未了案件を抽出して次年度以降に現地調査等を行うような取り扱いは行われていない。

平成 24 年度報告書における意見として、調査結果のとりまとめ、分析、情報の引継ぎが体系的に行われていないため、これまでの調査結果を体系的に整理したうえで、対象者の絞込みや調査方針を定めることが必要であるとの提言がなされているが、現在、これらの整理や分析、引継ぎは行われていない。

(エ) 資料の誤廃棄

今回の監査においては、令和 2 年度、3 年度には COVID-19 の影響を考慮し所得調査が実施されていなかったことから、それ以前の所得調査票を閲覧することにより、市における所得調査の内容・深度等を確認する方針であったが、市民税課から、過去の所得調査票の一部について誤廃棄が判明したため開示できないとの回答があった。よって、令和元年度分の所得調査票については誤廃棄により確認することができなかったが、平成 30 年度分などその他の年度分は保管されていた。

過去の所得調査票の管理について明文化されたルールは存在しないものの、一般的に、所得調査票は、各担当者が集計して課長が決裁を行った後、紐で綴り段ボール箱内に保管され、当該段ボール箱は様々な課税資料が混在するキャビネットに置かれる。

例年の課税資料の取り扱いどおりであれば、令和元年度の所得調査票の綴りは、令和3年度の秋頃に市政情報センターに引き継がれることになっていたが、令和元年度分の所得調査票は、同年度分の課税資料の引継文書の目録に載っていなかったため、市政情報センターには引き継がれなかったものと考えられる。担当職員からは、おそらくは、引継用の箱に入れられなかったために、上記キャビネットに置いたままの状態となり、令和3年1月の新システム稼働に備えて令和2年12月に上記キャビネットの整理が行われた際に、誤って廃棄されたものと推測されるとの説明があったが、厳密には、当時廃棄対象となった文書リスト等の記録は存在しないため、確実に廃棄されたと言い切ることもできない状況にある。

エ 特別徴収義務者に対する対応

市においては、平成30年度から令和2年度まで、毎年、過去に特別徴収していない事業者を対象として、一斉に特別徴収義務者に指定する手続を実施した。令和3年度以降は、特徴給報を提出してきた事業者については、当然に特別徴収義務者として指定している。

特別徴収義務者に指定すると、法令上、指定された事業者は、特別徴収義務を負うことになるが、当該事業者の申出により、給与支払いが不定期であったり、給与支払額が少なく、個人市民税を特別徴収しきれないなどの事情が判明した場合等には、普通徴収への切り替えを行っている。普通徴収への切り替え手続は、県が特別徴収をしない場合として示した基準に沿って行われている。

市は、令和3年度、235件の給報が未提出の事業者（提出義務がある可能性があると推測された事業者）に対して文書で給報の提出を促し、そのうち99件からは実際に給報の提出があった。提出を求めても給報を提出しない事業者については、令和元年度に作成された「給報未提出義務者実態調査票の処理について」との表題の文書に定められた基準にしたがって処理が行われているが、全く反応がない事業者に対する追跡調査は実施していない。

オ 事業所均等割課税

事業所均等割課税については、申告制であることや例年件数の変化が少ないこと等の事情を踏まえ、未申告者についての調査は行っていない。

なお、平成 24 年度報告書における意見で、「居住実態は市外にあるが、市内に事業所・事務所等を置いている者」を適切に捕捉し課税を行うために、前年度課税対象であったが当年度未申告の納税義務者をリスト化し、税務署へ提出される廃業届との整合性は最低限確認すべきとの提言が行われているところ、平成 25 年度に尼崎市として税務署に対し、廃業届の確認調査の協力依頼を行ったが、結果として進展はなかったため、代替措置として、過去に事業所均等割課税の対象者で当該年度の申告がない者を抽出し、市申告書を送付することで申告を促す対応を行っている。

(2) 結果及び意見

ア 減免

【意見 10】 災害減免決定に係る資料の保管

尼崎市は、災害減免決定の判断の基礎となった写真等の資料を必ず保管する運用に改めることを検討すべきである。

(理由)

市民の負担を減らすために貼付資料を簡略化することは理解できるものの、写真をプリントアウトして提出すること自体は、減免を希望する市民への負担として必ずしも大きなものではなく、容易に提出可能なものであると考えられるので、事後的な検証のためにも判断の基礎となった写真等の資料を保管する運用に改めることを検討されたい（データでの保管など）。

なお、前記のとおり、担当職員からは、申請書への貼付がないが提示された写真については、上席者もその場で確認する運用を行っているとの説明があったが、上席者が毎回その場にいてすぐに確認できるとは限らないため、上席者による直接の確認を求めることにより、かえって市民に負担を課すおそれも生じるし、上席者がその場で確認したことを裏付ける資料がないことはやはり問題であると考ええる。

【結果 2】 減免要件の判断が困難な事案についての適正な認定

尼崎市は、り災証明書や提出写真から減免が一見して明らかな場合は別として、申請者の申告において 20%以上の被害がないと記載されている場合や、提出資料のみでは判断が難しい案件については、実際に建物の面積のうち具体的な被害の範囲が何㎡であったのかを計測し、具体的な数量の認定を行うとともに、その調査結果を写真や図面（おおまかな建物全体の面積や被害箇所、被害面積がわかれば良いので、簡易なものでも構わない）で記録し、保管することにより（職員のマンパワーとしてこれが実現困難というのであれば、申請者から提出、立証させる運用でも構わない）、適正な認定を担保すべきである。

（理由）

上述したとおり、災害減免について 4 件のサンプルを調査しただけでも、減免要件の認定根拠が事後的に十分確認できない事案が認められたことから、適正な認定を担保するため。

イ 税務システム上の課税対象者の管理

【結果 3】 課税対象者の税務システム上の各種管理区分の整理

尼崎市は、現行の申発区分 6（申告書を継続的に発送しない管理区分）の振り付けが適切かどうかを定期的に見直す制度を設計するとともに、管理区分の明確なルールを作成すべきである。

（理由）

申告書を継続的に発送しない管理区分（現行の申発区分 6）については、申発区分の振り付けが適正に行われていない場合には、本来課税すべき者への課税がなされず、未申告のまま放置される可能性が生じる。よって、課税状況に変更があった場合は適時に申発区分に反映するとともに、申告書を継続的に発送しない区分は定期的に見直しを行う必要があることは、平成 24 年度報告書において、監査の結果として述べられているところである。

上述したとおり、公表されている措置状況においては、平成 25 年に申発区分の見直し作業を集中して行い、申発区分のデータを抽出し、課税実績や申告資料区分等と突合させ、本来あるべき申発区分に変更したことにより「改善済み」とされているが、今回の監査において聴取したところでは、現状では、申発区分の定期的な見直しはされていない。むしろ

ろ、申告書を継続的に発送しない管理区分が平成 23 年よりも増えていることで、かかる区分の見直しの必要性は高まっていると考えられる中で、市としての継続的な改善対応の姿勢に問題があると言わざるを得ない。

したがって、改めて、現行の申発区分 6（申告書を継続的に発送しない管理区分）の振り付けが適切かどうかを定期的に見直す制度を設計するとともに、管理区分の明確なルールを作成すべきである。

ウ 所得調査

【結果 4】 所得調査事務処理要領に対する違反

尼崎市は、「平成 31 年度所得調査事務処理要領」を維持するのであれば、同事務処理要領記載の調査時期に遅れてでも現地調査を速やかに行うとともに、今後も現地調査を毎年行い、要領違反の状態を是正すべきである。

効果や効率性を踏まえて、現地調査を実施しないという判断もあり得るところであるが、その場合、現地調査を廃止もしくは一定の基準、ケースにおいて限定的に行う内容に同事務処理要領を改訂するとともに、代替措置（例えば、対象や範囲を絞ったうえで調査の一部外部委託を行うこと等）も検討し、事務処理要領へも合わせて反映すべきである。

（理由）

令和元年 10 月 8 日付け「平成 31 年度所得調査事務処理要領」では、電話等による事前（机上）調査後、現地調査を行うことが規定されているが、実際には行われておらず、同事務処理要領違反の状況が生じているため。

【意見 11】 調査未了案件の継続調査、翌年への引継ぎ

尼崎市は、年度毎に行われている調査について、未了案件については、次年度移行も抽出して調査すべきである。

また、調査結果を分析し、情報の引継ぎを体系的に行うとともに、対象者の絞り込みや調査方針のマニュアルの作成を検討すべきである。

例えば、担当職員と上席者において、これまでの所得調査で成功した調査方法、調査の効果が上がった対象者の事例、類型を抽出し整理する協議を行い、対象者の絞り込みや調査方針に関するマニュアルを作成し、毎年、

調査期間が終わる都度、同様の協議を行い、マニュアルを改訂し翌年度に引き継いでいくという運用も検討の余地があると考えている。

(理由)

調査未了案件について次年度以降に何の引継ぎもされていないため、調査の網羅性がなく、現実の調査に漏れが生じやすくなっている。

また、限られた人員のなか、調査を効率的、効果的に行う必要があるため。

【結果 5】 過去の所得調査票の管理の不備

尼崎市は、例えば、引継文書を引継時点でまとめて全て作成するのではなく、文書完結の都度、当該文書作成の担当者と所管課長が当該年度の引継文書目録に当該引継文書を記入し、記入年月日、担当者と所轄課長がそれぞれ署名又は捺印していく等、保管すべき文書が正しく保管されるように、既存の全庁的なルールを前提に、各所管課において業務課の実情・当該文書の性質も考慮したうえでのより詳細な保管ルールを定めるとともに、文書廃棄時には廃棄目録（当該文書の作成年度と保存期間も明記する書式とする）を作成し、最終的な廃棄時に管理者の決裁を得るなど、廃棄時の詳細なルールも各所管課において整備し、成文化すべきである（なお、上記記載内容はあくまで一例として示したにすぎないため、具体的な内容はあらためて文書の管理責任者や廃棄責任者の意見や現場の声も聞いたうえで、業務の効率性とのバランスも考慮し詳細を決めるべきである）。

(理由)

所得調査票は、尼崎市文書規程第 52 条及び 58 条により、当該文書が完結してから 5 年間の保存義務が定められ、所管課長が引継文書目録を作成し、文書管理課長に引き継がなければならないこととされていたが、上述のとおり、令和元年度分の所得調査票の綴りは、引継文書の目録には載らず、適切に保管されないまま誤廃棄されているところ、誤廃棄の原因は上記規程にしたがわない管理状況にある。

上記誤廃棄により、今回の監査においても所得調査の実施状況について事後的な検証ができないという問題が生じたものであるが、キャビネット内に置かれているはずの所得調査票が誤廃棄により実際には存在していなかったことについて、長期にわたって市が把握していなかっただけでなく、未だに誰が廃棄したのかすら判明していないという状況は、市の情報

管理体制の甘さを示すものである。

上述のとおり、平成 24 年度報告書においても、意見として、各種文書の保管について問題点が指摘されていたにもかかわらず、所得調査票の綴りをキャビネットに入れた後は、誰も責任をもって管理していなかったという事態は、当時の監査結果の趣旨、意味が課全体として理解されていなかったと評価せざるを得ない。

なお、市においては文書廃棄時の十分なチェック体制は整備されておらず、これらが整備されていれば、廃棄時に廃棄してはいけない文書であることがわかったはずで、廃棄時のチェック体制が整備されていないことも誤廃棄が生じた一因といえる。

エ 特別徴収

【意見 12】 特別徴収義務者に対する調査、督促

尼崎市は、給報の提出を促しても応じない事業者に対して、電話をするなどの追跡調査及びさらなる催促をするべきである。

なお、文書で給報の提出を促す際、督促の効果を上げるため、①地方税法により給報の提出義務があること、②地方税法第 317 条の 7 により給報を提出しなかった者又は虚偽の記載をした給報を提出した者は 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する定めがあることも警告として記載することを検討すべきである。

さらに、例えば、かかる督促を繰り返しても合理的理由なく給報を提出しようとせず態度としても悪質な者に対しては具体的に告発を検討せざるを得ないことも通告する等、段階的な督促、警告の手順をマニュアル化して督促の効果を上げる方法を検討し、運用を改善すべきである。

(理由)

特別徴収義務者に対する給報提出の督促の効果を上げるため。

オ 事業所均等割課税

【結果 6】 事業所均等割課税を賦課される者の捕捉

尼崎市は、事業所均等割課税を賦課される者の調査や申告を促すための広報を行うべきである。

そのための手段として、まずは、過去に事業所均等割課税の対象者で当該年度の申告がない者を抽出し、廃業届の提出を求める等の個別の調査を

行うべきである。

(理由)

事業所均等割課税については、未申告者についての調査は行われていないが、課税の公平性の観点から問題がある。

なお、市としては、過去に事業所均等割課税の対象者で当該年度の申告がない者を抽出し、市申告書を送付することで申告を促す対応をとっているとのことであるが、申告を促すだけでは調査をしていると評価できるものではなく、税務署の協力が得られないのであれば、少なくとも、抽出した対象者に対し廃業届の提出を求める等の個別の調査を行う必要があり、平成 24 年度報告書での意見を受けて十分な改善対応がされているとは評価し難い。

第3 固定資産税・都市計画税

1 概要

(1) 意義

ア 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に、原則、市内に所在する固定資産について課される租税（普通税）である（地方税法第359条、342条第1項）。

イ 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てるため、都市計画区域（原則として市街化区域）内の土地及び家屋について課される租税（目的税）である（地方税法第702条から702条の8まで）。なお、尼崎市においては、ほぼ全域が市街化区域である。

ウ 特別土地保有税

特別土地保有税（地方税法第585条）は、土地を新たに取得し又は土地を取得してから10年未満のものについて課される租税であるが、平成15年1月1日以後に取得された土地については、当分の間、課さないこととされており（地方税法附則第31条）、現在、尼崎市においても賦課実績はない。

(2) 課税対象

ア 固定資産税

課税の対象となるのは、市内の土地、家屋及び償却資産である（地方税法第341条1号から4号まで）。詳細は次の表のとおりである。

土地は、田、畑、宅地、塩田、池沼、山林、原野等、あらゆる地目の土地を含む。

家屋は、住家、店舗、工場、倉庫その他あらゆる用途の建物を含む。

償却資産は、原則、事業の用に供することができる有形の資産のうち、その減価償却費又は減価償却額が損金又は必要経費に算入されるべきものをいう。

なお、以上の固定資産であっても、非課税となるものがある。

	原則として含むもの	原則として含まないもの
土地	ため池、池沼	公有水面（河川、湖、海）の底土地の定着物（橋、舗装路面、立木等）
家屋	1月1日時点で、家屋本来の用途で現実に使用収益でき、これ以上の増価がないといえる程度に工事が完了した状態にあるもの 家屋と構造上一体の建築設備のうち所定のもの（電気・ガス・給水・排水設備、冷暖房・空調設備等）	屋根若しくは周壁等を有さない又は土地に定着していない構造物 賃借人など所有者以外の者が、その事業の用に供するために家屋に取り付けた設備（特定附帯設備）
償却資産	土地の定着物のうち所定のもの（橋、舗装路面等） 特定附帯設備 大型特殊自動車 所得税又は法人税の計算上、耐用年数経過済みの償却資産（償却済資産） 建設仮勘定のうち、完成して事業の用に供されている部分 簿外資産、減価償却費の計上を怠っている資産	土地 家屋 自動車（大型特殊を除く。）、軽自動車 無形減価償却資産（知的財産権、ソフトウェア等） 使用可能期間が1年未満の資産 取得価額10万円未満で一時に損金算入されるもの（少額償却資産） 取得価額20万円未満で3年間一括均等償却するもの（一括償却資産）

イ 都市計画税

課税の対象となるのは、都市計画区域内の土地及び家屋である（地方税法第702条）。

(3) 納税義務者

ア 固定資産税

納税義務者は、賦課期日（毎年1月1日）現在における固定資産の所有者である。登記簿に所有者として登記されている者又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳若しくは償却資産課税台帳に登録されている者が、原則、所有者とみなされる（地方税法第343条第1項、2項前段）。

したがって、1月1日時点で、すでに譲渡等により所有権を失っていたとしても、所有者として登記又は登録されたままである者は、市から固定資産税を課せられる。ただし、1月1日時点で、所有者として登記又は登録されていた者がすでに死亡し、又は法人格が消滅しているときは、同日時点で現

に所有している者が課税されることとなる（地方税法第 343 条第 2 項後段）。

（なお、これとは異なり、1 月 1 日当時は生存していた所有者が、後に死亡した場合は、その所有者の相続人等が納税義務を承継する（地方税法第 9 条））。

なお、土地補充課税台帳及び家屋課税補充台帳とは、固定資産税の課税対象となるが、登記されていない土地又は家屋について、その所在、地目、地積、建物の種類・構造、床面積、新築・滅失等の日付、価格、所有者等を登録するために市長が作成する帳簿である（地方税法第 381 条第 2 項、4 項）。また、償却資産課税台帳とは、固定資産税の課税対象となる償却資産について、その所在、種類、数量、価格、所有者等を登録するために市長が作成する帳簿である（地方税法第 381 条第 5 項）。

共有のときは、共有者が連帯して納税義務を負う（地方税法第 10 条の 2 第 1 項）。ただし、区分所有家屋及びその敷地にあつては、所定の場合、区分所有者は、専有部分床面積の割合や持分割合等により按分した額を各自納付することとなる（地方税法第 352 条、352 条の 2）。

所有権留保付割賦販売等の方法で譲渡された償却資産については、売主と買主との共有とみなされるが（地方税法第 342 条第 3 項）、社会実態を考慮し、原則、買主に対し課税し、買主において申告を行うのが実務である。

リース契約の目的物である償却資産については、（所有権留保付割賦販売等の場合を除き）、リース会社が所有するときはリース会社が、ユーザーが所有するときはユーザーが納税義務者となる。

なお、以上の所有者のうち、非課税となるものがある。

イ 都市計画税

納税義務者は、賦課期日（毎年 1 月 1 日）現在における、都市計画区域内の土地及び家屋の所有者である（地方税法第 702 条）。

(4) 申告義務者

ア 固定資産税

申告納付の税目にあつては、納税義務者が納税申告を行うことで、一次的に納税義務が確定する。他方、固定資産税にあつては、市が賦課決定を行い、納税通知書を納税義務者に交付することで納税義務が確定する（地方税法第 17 条の 4 第 1 項 1 号、1 条 1 項 6 号、7 号、364 条 1 項）。これを普通徴収といい、ここでは納税申告は予定されていない。

しかしながら、適切な賦課決定の前提として、納税義務者等には、市に対する情報提供の義務がある。この情報提供を、正当理由なく行わなかった者には、10 万円以下の過料が科される（地方税法第 386 条、市税条例第 52 条）。また、虚偽の情報提供を行った者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金の刑に処される（地方税法第 385 条第 1 項）。

なお、この情報提供は、固定資産の所在地である市に対して行う必要がある。所有者の住所地や本店所在地のある市に対して行うのではない。

ちなみに、この情報提供は、申告の形式で行われるが、納税申告のように納税義務を確定させる意味を持たない。

(ア) 住宅用地の所有者

1 月 1 日時点で住宅用地を所有する者は、市長に対し、1 月 31 日までに、土地の所在、地積、土地上にある家屋の種類、構造、床面積、用途その他所定の事項を記載した申告書を提出しなければならない（地方税法第 384 条第 1 項、市税条例第 51 条の 3 第 1 項。ただし、前年度から異動がないときは、提出しなくてよい。）

同じ土地を所有し続けている場合において、前年度の 1 月 1 日時点では住宅用地であったが、当年度の 1 月 1 日時点では住宅用地でなくなっているときには、その所有者は、市長に対し、1 月 31 日までに、住宅用地でなくなった旨を申告しなければならない（地方税法第 384 条第 2 項、市税条例第 51 条の 3 第 2 項）。

(イ) 被災住宅用地特例を受ける所有者

被災住宅用地の特例を受けようとする被災住宅用地の所有者は、被災の翌年度及び翌々年度の 1 月 31 日までに、市長に対し、所定の事項を記載した申告書を提出しなければならない（地方税法 384 条の 2、市税条例第 51 条の 4）。

なお、この申告については、不申告の過料の対象外である。

(ウ) 登記名義人等が死亡した土地又は家屋の現所有者

土地又は家屋の所有者として登記簿に記載され、又は土地補充台帳若しくは家屋補充台帳に登録されている者が、1 月 1 日時点ですでに死亡している場合、その土地又は家屋を現に所有している者は、条例で定めるところにより、氏名、住所その他必要事項を申告しなければならない（地方

税法第 384 条の 3)。

もつとも、現在、尼崎市にこの条例の規定はなく、申告義務もない。

(エ) 償却資産の所有者

1 月 1 日時点で固定資産税の納税義務がある償却資産を所有する者は、市長に対し、1 月 31 日までに、償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数その他必要事項を申告しなければならない（地方税法第 383 条、市税条例第 51 条の 2）。

イ 都市計画税

都市計画税に特有の申告義務はない。

(5) 非課税制度

ア 固定資産税

固定資産の所有者等が、国、都道府県、市町村、特別区等である場合は、非課税となる（地方税法第 348 条第 1 項）。

また、課税対象となる固定資産のうち、所定のものは非課税となる。主要なものは次表のとおりである。

類型・根拠条項	例
公共的団体 関係 (地方税法第 348 条第 2 項 2 号ほか)	独立行政法人水資源機構、土地改良区、土地改良区連合及び土地開発公社が、直接その本来の事業の用に供する固定資産のうち所定のもの その他、特殊法人、独立行政法人等に関する固定資産のうち所定のもの
公共的施設 関係 (地方税法第 348 条第 2 項 4 号から 7 号まで)	墓地、公共の用に供する道路、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤とう及び井溝並びに保安林に係る土地のうち所定のもの

類型・根拠条項	例
鉄道関係 (地方税法第 348 条第 2 項 2 号の 6、2 号の 7、2 号の 8)	鉄道事業等の用に供する踏切道及び踏切保安装置 鉄道等と道路とを立体交差させるため新設又は改良された立体交差化施設のうち所定のもの 鉄道事業者等が、市街化区域内において、鉄道事業等の用に供する地下道又は跨線道路橋のうち所定のもの
社会福祉等関係 (地方税法第 348 条第 2 項 10 号から 10 号の 9 まで)	社会福祉法人が、保護施設（生活保護法第 38 条第 1 項）の用に供する固定資産のうち所定のもの 社会福祉法人等が小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）及び児童福祉施設（同法第 7 条第 1 項）の用に供する固定資産のうち所定のもの、並びに、学校法人、社会福祉法人等が認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項）の用に供する固定資産 社会福祉法人等が、老人福祉施設（老人福祉法第 5 条の 3）の用に供する固定資産のうち所定のもの 包括支援事業（介護保険法第 115 条の 46 第 1 項）の受託者が当該事業の用に供する固定資産 社会福祉法人が、障害者支援施設（障害者総合支援法第 5 条第 11 項）の用に供する固定資産 社会福祉法人等が、社会福祉事業（社会福祉法第 2 条第 1 項）の用に供する固定資産のうち所定のもの 更生保護法人が、更生保護事業（更生保護事業法第 2 条第 1 項）の用に供する固定資産のうち所定のもの
教育関係 (地方税法第 348 条第 2 項 9 号)	学校法人等が、設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産等 公益法人、宗教法人又は社会福祉法人が、設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産 公益法人等が、設置する図書館及び博物館（博物館法第 2 条第 1 項）において直接その用に供する固定資産
医療関係 (地方税法第 348 条第 2 項 9 号の 2、11 号の 5)	公的医療機関の開設者、医療法人等が、設置する看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士その他医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産 社会医療法人が、直接、救急医療等確保事業（医療法第 42 条の 2 第 1 項 4 号）に係る業務の用に供する固定資産のうち所定のもの
その他 (地方税法第 348 条第 2 項 3 号、9 項)	宗教法人が、専らその本来の用に供する境内建物及び境内地（宗教法人法第 3 条） 外国政府が、大使館、公使館、領事館等の用に供する固定資産（ただし、領事館職員住居等については相互主義による。）

イ 都市計画税

固定資産税が非課税となる土地及び家屋については、原則、都市計画税も非課税となる。

また、都市計画税には、（下記(6)アに記載の）免税点制度がないものの、固定資産税の課税標準額が免税点未満となる土地及び家屋について、都市計画税は非課税となる（地方税法第 702 条の 2 第 2 項）。

(6) 税額の計算方法

ア 固定資産税

固定資産税の税額は、次のとおり計算される。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

課税標準額は、原則、賦課期日における固定資産の価格（適正な時価）として固定資産課税台帳に登録された金額である（地方税法第 349 条、349 条の 2、341 条 5 号）。

ただし、政策誘導や負担均衡化のため、課税標準価格の軽減制度、負担調整措置等がある。

なお、課税台帳に登録された市内の土地と家屋の価格については、3 月 31 日までに縦覧帳簿が作成され、4 月 1 日から（当市では原則）4 月末日まで納税義務者の縦覧に供される（地方税法第 415 条、416 条、市税条例第 45 条）。さらに、土地の価格については、標準宅地（主要な街路に接する宅地のうち、奥行・間口・形状等が標準的な宅地）と路線価（主要な街路に接する標準宅地以外の宅地の 1 m²あたりの価格）を記載した書面が、一般の閲覧に供される（地方税法第 410 条）。

(7) 土地

土地は、地目と地積に応じて評価されるが、地目は賦課期日（1 月 1 日）の現況と利用目的を観察して認定され、地積は原則、登記簿上の地積により認定される。

土地の価格は、原則、基準年度である 3 年ごとに（直近では令和 3 基準年度）、固定資産評価基準に基づき、売買実例価額を参考に評価が行われており、次の評価までの間は基準年度の価格が据え置かれる。

この価格をもって課税標準額とするのが原則であるが、税負担軽減のた

め課税標準額を軽減する制度がある。

例えば、住宅用地にあつては、所定の範囲内で、住宅一戸あたり 200 m² までの敷地は課税標準価格が 6 分の 1 に軽減され、これを超過する面積の敷地は課税標準価格が 3 分の 1 に軽減される（地方税法第 349 条の 3 の 2 第 2 項、1 項）。また、自然災害等により家屋が滅失又は損壊した場合の敷地についても、住宅用地特例を受けることができる場合がある（地方税法第 349 条の 3 の 3 第 1 項）。

	家屋の種類	居住部分の割合	特例対象となる住宅用地の範囲（注 1、2）
①	専用住宅	100%	敷地の用に供される土地の面積 × 100%
②	併用住宅のうち 地上 5 階建以上の 耐火建築物	75%以上	敷地面積×100%
		50%以上 75% 未満	敷地面積×75%
		25%以上 50% 未満	敷地面積×50%
③	併用住宅のうち ②以外のもの	50%以上	敷地面積×100%
		25%以上 50% 未満	敷地面積×50%
（注 1）敷地面積の 10 倍を上限とする。 （注 2）市長が、倒壊等のおそれがあり放置することが不適切な空家（敷地を含む。）として、除却、修繕等の措置をとるよう勧告したもの（空家等対策推進特措法第 14 条第 2 項、2 条 2 項）については、これらの特例は適用されない。			

その他、以上の課税標準の軽減制度とは別に、激変を緩和しつつ固定資産税の負担水準の不均衡を是正するため、負担調整措置が行われており、住宅用地、商業地等、農地の区分に応じ、本来の課税標準額が所定の修正を受ける（地方税法附則第 18 条、17 条、19 条、26 条、19 条の 2、19 条の 2 の 2、19 条の 3、19 条の 4、27 条、29 条の 7）。

なお、その納税義務者が所有する市内の土地の合計額が 30 万円未満であるときは、土地に関しては免税となる。

(イ) 家屋

家屋の価格についても、原則、基準年度である3年ごとに、固定資産評価基準に基づき評価が行われており、次の評価までの間は基準年度の価格が据え置かれる。具体的には、その家屋と同一のものを同じ土地上に新築する場合に、評価時点で予想される建築費（再建築費）を基礎として、これに経年劣化及び損耗による減価や、物価の影響等を反映して評価されている。

ただし、税負担軽減のため、税額を減額する制度がある。

所定の新築住宅は、居住の用に供する部分の床面積（最大120㎡）に係る固定資産税額が、所定の期間、2分の1に減額される。

	対象となる住宅の種類（注1）	対象となる住宅の床面積	軽減期間
①	平成21年6月4日から令和6年3月31日までに新築された所定の認定優良住宅のうち、3階建以上の耐火建築物	50㎡以上、280㎡未満。ただし、居住部分の割合が2分の1以上のものに限る。（注2、3）	7年度分
②	平成21年6月4日から令和6年3月31日までに新築された所定の認定優良住宅のうち、①以外のもの	同上	5年度分
③	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに新築された、所定の認定優良住宅以外の住宅のうち、3階建以上の耐火建築物	同上	5年度分
④	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに新築された、所定の認定優良住宅以外の住宅のうち、③以外のもの	同上	3年度分
（注1）土砂災害特別警戒区域等の区域内で所定の住宅建設を行う者が、市町村長による勧告（都市再生特別措置法に基づき適正な立地を促すための勧告）に従わずに建設した住宅のうち、所定のものは対象外となる。 （注2）区分所有家屋にあっては、その床面積は専有部分と共有部分（持分で按分したもの）との合計で判定し、その居住部分の割合は、各専有部分について判定する。 （注3）区画ごとに独立している家屋の一部が貸家に供されている場合は、40㎡以上、280㎡未満としたうえ、注2に準じて判定する。			

その他、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、長期優良住宅改修等を行った住宅等についても、所定の場合には減額措置を受けられ

る（地方税法附則第 15 条の 6 から 15 条の 11 まで）。

なお、その納税義務者が所有する市内の家屋の合計額が 20 万円未満であるときは、家屋に関しては免税となる。

(ウ) 償却資産

償却資産の価額は、原則、毎年評価が行われる（地方税法第 409 条第 3 項）。具体的には、次の計算式により評価される。そして、この価額が課税標準額となる。

区分	計算式
前年に取得した 償却資産	価額 = 取得価額 × {1 - (減価率/2)}
前年より前に取得した 償却資産	価額 = 前年度の価額 × (1 - 減価率) ただし、この価額が取得価額の 5%の金額を下回るときは 価額 = 取得価額 × (5/100)
(注 1) 取得価額は、取得ときに、その償却資産を取得するために通常支出すべき金額をいい、原則として、所得税又は法人税における取得価額と同様である。 (注 2) 減価率は、原則、財務省令所定の耐用年数表に掲げられた減価率による。 (注 3) 所得税又は法人税との相違点は、償却の計算期間は暦年によること、新規取得にあつては月割でなく半年として償却すること、原則として定率法で計算すること、圧縮記帳・特別償却・割増償却等はないこと、最低価額は 1 円ではなく Min であること等が挙げられる。	

なお、その納税義務者が所有する市内の償却資産の合計額が 150 万円未満であるときは、償却資産に関しては免税となる。

イ 都市計画税

都市計画税の税額は、次のとおり計算される。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (0.3\%)}$$

課税標準額は、固定資産税（土地及び家屋）とほぼ同様である。

ただし、小規模住宅用地特例による減額は3分の1、その余の住宅用地特例による減額は3分の2であり、市街化区域農地の負担調整後の課税標準額は3分の2である点異なる（地方税法第702条、702条の3、地方税法附則第27条）。

税率は、0.3%である（地方税法第702条、702条の3、702条の4、市税条例第108条）。

(7) 所管課・係と人員体制

資産税課

資産税課は、管理担当（7名）、土地担当（9名）、家屋第1担当（5名）、家屋第2担当（4名）、土地家屋特命担当（1名）及び諸税担当（4名）の計30名からなる（令和4年4月1日現在）。

なお、管理担当は、相続が関係する案件の対応（死亡者課税、相続人代表者指定届等（地方税法第9条、9条の2））、減免（集会所、公衆浴場、生活保護）等を担当している。諸税担当は、償却資産の課税を行うほか、事業所税の課税も行っている。

(8) 納税方法・事務手続

ア 固定資産税

(ア) 納税通知書の送付、税金の納付等

固定資産税は、普通徴収の方法で徴収される（地方税法第364条第1項）。すなわち、市が賦課決定を行い（地方税法第17条の4第1項1号）、納税通知書（地方税法第1条第1項6号、7号）を納税義務者に交付することにより、その納税義務が確定する。年4回の納付が予定されており、各納期限は、当年4月、7月、12月及び翌年2月の各月末日である（地方税法第362条第1項、市税条例第45条）。

なお、納税通知書には、賦課の根拠法令及び条例の規定、納税義務者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期の納付額及び納付場所、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置並びに不服救済方法が記載される（地方税法第1条第1項6号）。

また、土地又は家屋に係る固定資産税の徴収に際し、市は、納税義務者に対し課税明細書を交付する必要がある（地方税法第364条第3項）。土地にあつては所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額、軽減税額

及び前年度分の課税標準額が、家屋にあつては所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、課税標準額及び軽減税額が記載される（地方税法附則第 15 条の 4、16 条、27 条の 5）。

その他、納税義務者等は、所定の範囲内で、自らに関する固定資産の固定資産課税台帳等を閲覧することができ、記載事項に関する証明書等の発行を受けることができる（地方税法第 20 条の 10、382 条の 2、382 条の 3、387 条）。

(イ) 納税管理人制度

市内に固定資産を所有する者は、市に対し固定資産税を納税する義務を負うが、納税義務者が市内に住所等を有しないことがある。

この場合、納税等の円滑を図るために、納税義務者は、市内に住所等を有する者を納税管理人と定めて市長に申告するか、又は（市外に住所等を有するものの）納税等の事務処理に便宜を有するものを納税管理人と定めて市長に申請し、市長から承認を受ける必要がある（地方税法第 355 条第 1 項、市税条例第 42 条）。

ただし、徴収確保に支障がない旨を市長に申請し、市長からその認定を受けたときは、この限りでない（地方税法第 355 条第 2 項）。

なお、以上の申告、承認を受けること及び認定を受けることの全てを正当理由なく怠ったものは、10 万円以下の過料を科される（市税条例第 43 条）。

イ 都市計画税

都市計画税は、普通徴収の方法で徴収されるが、固定資産税と同時に決定・通知・納付されるのが通常であり、納期限も同様である（地方税法第 702 条の 8、市税条例第 111 条第 1 項）。

固定資産税の納税管理人は、都市計画税についても処理することとなる（地方税法第 702 条の 5、市税条例第 109 条）。

(9) 減免制度

ア 固定資産税

①天災等のため減免が必要と認められる者、②貧困により扶助を受ける者及び ③その他特別の事情がある者について、市長は、条例により固定資

産税を減免することができるものとされ（地方税法第 367 条）、尼崎市においては、主に次の減免事由が定められている。

種類・根拠条項	概要
貧困等による減免（市税条例第 48 条第 1 項 1 号）	生活保護を受ける者等が所有し、自己の居住の用に供する固定資産について、100%減免する。
災害等による減免（市税条例第 48 条第 1 項 2 号、3 項）	震災、風水害、落雷、火災等により、埋没、流失、陥没等の著しい変化を生じ使用不能となった土地、並びに、倒壊、埋没、流失、消失等した家屋及び償却資産について、損害の程度に応じ、40% ～ 100% 減免する。
公共的団体（町内会等）に係る減免（市税条例第 48 条第 4 項、市税条例施行規則第 13 条第 2 項）	町内会、自治会等が、地域住民の集会等、その本来の用に供している集会所、公民館、消防倉庫等の家屋及び敷地等について、100% 減免する。 なお、町内会等が、施設の使用者に対し、（施設の維持管理に必要な光熱水費等に充当する最小限度の費用を超えて）使用料を徴収しているもの等は、減免の対象外である。
公衆浴場に係る減免（市税条例第 48 条第 4 項）	所定の公衆浴場の用に供する家屋、敷地及び償却資産について、税額の 3 分の 2 を減免する。なお、公衆浴場に併設されたコインランドリー等は、減免対象に含まれない。
心身障害者小規模通所援護事業等に係る減免（市税条例第 48 条第 4 項）	国、県又は市から補助金を受けている、身体障害者小規模通所事業（小規模作業所）、心身障害者地域生活援護事業（生活ホーム）、及び、精神薄弱者自立生活訓練事業（訓練ホーム）の用に供するものとして、所有又は無償で借り受けている固定資産について、100% 減免する。
障害者総合支援法に係る減免（市税条例第 48 条第 4 項）、	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（同法第 5 条第 1 項）又は地域生活支援事業（同法第 77 条第 1 項、78 条）に供するものとして、所有または無償で借り受けている固定資産について、100% 減免する。
公益財団法人自転車駐車場整備センターに係る減免（市税条例第 48 条第 4 項）	公益財団法人自転車駐車場整備センターが、市の補助を受けて設置した自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産について、3 年間、その 50% を減免する。

種類・根拠条項	概要
	その他、土地区画整理法・土地改良法による区画整理等に伴い使用収益できなくなった土地に関する減免（市税条例第 48 条第 1 項 3 号、4 号）、公共事業の実施等に伴い使用収益できなくなった土地・建物に関する減免（市税条例第 48 条第 1 項 5 号）、賦課期日後に所定の非課税事由に該当することとなった固定資産に係る減免（市税条例第 48 条第 4 項、市税条例施行規則第 13 条第 1 項 1 号、2 号）、寄付又は買収により市が取得した固定資産に係る減免（市税条例第 48 条第 4 項、市税条例施行規則第 13 条第 3 項）、並びに、公園用地・学童農園用地として市に無償貸与された私有地に係る減免（市税条例第 48 条第 4 項）がある。

イ 都市計画税

ア記載の減免事由とおおむね同様である。ただし、自転車駐車場整備センターに係る家屋の減免はない。また、都市計画税の課税対象は土地及び家屋であり、そもそも償却資産には課税されないことから、償却資産を対象とする減免制度はない。

(10) 直近 5 年度のデータ

過去 5 年間の調定額、決算額、不納欠損額、収入未済額、収入率の推移及びその内訳は、次の表のとおりとなっている。

なお、特別土地保有税については、平成 15 年度以降は課税を停止しており、平成 29 年度から令和 3 年度までの調定額、決算額とも 0 円である。

ア 固定資産税

(単位：千円)

【平成 29 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	33,465,983	33,145,330	0	321,212	99.0 %
	過年度分	37,485	32,254	0	5,231	86.0 %
	小計	33,503,468	33,177,584	0	326,443	99.0 %
滞納繰越分		1,470,488	465,329	56,533	948,854	31.6 %
純固定資産税合計		34,973,956	33,642,913	56,533	1,275,297	96.2 %
交付金		221,380	221,380	0	0	100.0 %
固定資産税合計		35,195,336	33,864,293	56,533	1,275,297	96.2 %

【平成 30 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	33,092,571	32,828,422	0	265,168	99.2 %
	過年度分	39,251	33,310	0	5,941	84.9 %
	小計	33,131,822	32,861,732	0	271,109	99.2 %
滞納繰越分		1,269,276	480,102	116,669	672,748	37.8 %
純固定資産税合計		34,401,098	33,341,834	116,669	943,857	96.9 %
交付金		220,808	220,808	0	0	100.0 %
固定資産税合計		34,621,906	33,562,642	116,669	943,857	96.9 %

【令和元年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	33,372,922	33,118,589	0	256,165	99.2 %
	過年度分	25,965	21,187	0	4,778	81.6 %
	小計	33,398,887	33,139,776	0	260,943	99.2 %
滞納繰越分		939,891	319,276	65,500	555,437	34.0 %
純固定資産税合計		34,338,778	33,459,052	65,500	816,380	97.4 %
交付金		226,275	226,275	0	0	100.0 %
固定資産税合計		34,565,053	33,685,327	65,500	816,380	97.5 %

【令和2年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	33,809,996	33,310,552	152	501,820	98.5 %
	過年度分	50,835	47,379	0	3,469	93.2 %
	小計	33,860,831	33,357,931	152	505,289	98.5 %
滞納繰越分		811,878	301,412	38,347	472,302	37.1 %
純固定資産税合計		34,672,709	33,659,343	38,499	977,591	97.1 %
交付金		219,714	219,714	0	0	100.0 %
固定資産税合計		34,892,423	33,879,057	38,499	977,591	97.1 %

【令和 3 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	33,556,442	33,362,212	2,682	193,135	99.4 %
	過年度分	80,885	78,331	15	2,542	96.8 %
	小計	33,637,327	33,440,543	2,697	195,677	99.4 %
滞納繰越分		969,511	532,715	31,385	405,464	54.9 %
純固定資産税合計		34,606,838	33,973,258	34,082	601,141	98.2 %
交付金		213,705	213,705	0	0	100.0 %
固定資産税合計		34,820,543	34,186,963	34,082	601,141	98.2 %

イ 都市計画税

(単位：千円)

【平成 29 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	7,085,227	7,006,390	0	78,965	98.9 %
	過年度分	3,299	1,991	0	1,308	60.4 %
	小計	7,088,526	7,008,381	0	80,273	98.9 %
滞納繰越分		360,763	113,786	13,637	233,396	31.5 %
都市計画税合計		7,449,289	7,122,167	13,637	313,669	95.6 %

【平成 30 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	7,014,756	6,949,958	0	65,031	99.1 %
	過年度分	2,083	529	0	1,554	25.4 %
	小計	7,016,839	6,950,487	0	66,585	99.1 %
滞納繰越分		312,244	118,262	28,488	165,554	37.9 %
都市計画税合計		7,329,083	7,068,749	28,488	232,139	96.4 %

【令和元年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	7,080,826	7,018,265	0	62,997	99.1 %
	過年度分	3,414	2,277	0	1,137	66.7 %
	小計	7,084,240	7,020,542	0	64,134	99.1 %
滞納繰越分		230,920	78,351	15,863	136,778	33.9 %
都市計画税合計		7,315,160	7,098,893	15,863	200,912	97.0 %

【令和2年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	7,151,195	7,057,328	38	94,333	98.7 %
	過年度分	1,078	433	0	649	40.2 %
	小計	7,152,273	7,057,761	38	94,982	98.7 %
滞納繰越分		199,847	73,973	9,449	116,470	37.0 %
都市計画税合計		7,352,120	7,131,734	9,487	211,452	97.0 %

【令和3年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	7,107,543	7,059,947	642	47,253	99.3 %
	過年度分	955	409	5	541	42.8 %
	小計	7,108,498	7,060,356	647	47,794	99.3 %
滞納繰越分		209,793	102,357	7,659	99,791	48.8 %
都市計画税合計		7,318,291	7,162,713	8,306	147,585	97.9 %

(11) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況

表題	結果の概要	改善内容要旨
①航空写真撮影業務等の委託業務結果(アンマッチリスト)の利用について	平成 23 年度における各地区担当者の調査状況の結果リストの閲覧を求めたところ、調査状況の結果リストを保管していたのは 15 地区担当者中 1 担当者のみであった。 これらの調査結果は課税の根拠となる基礎資料であり、当年度の調査結果を翌年度以降の調査等の参考にし、業務の効率化を図るためにも少なくとも税の時効消滅期間である 5 年間は保管しておくべきものである。 なお、受託者により提出されたアンマッチリスト(処理状況記載前)についても、調査等の根拠データとして一定期間保存する必要がある。	<平成 25 年改善済み> アンマッチリストについては、平成 25 年度から、地区担当者ごとに分割し、調査結果及び処理状況を記載して担当係長の確認を受けた書類と、これらをまとめた電子データを 5 年間保管することとした。また、受託者から提出された処理状況等記載前のアンマッチリストについても、電子データを 5 年間保管することとした。 (参考)アンマッチリストとは アンマッチリストとは、固定資産に係る適正課税及び事務効率の推進のため委託している航空写真撮影業務の成果物として入手する①前年度と当年度の航空写真の異なる家屋、②市の課税台帳データと受託者の保有する地図データとの異なる家屋のリストをいう。

表題	結果の概要	改善内容要旨
②同上	アンマッチリストによる調査方法についてのマニュアル等が定められていない。 処理状況欄が空欄になっていた、「要調査」と記載されたまま調査を進行していないアンマッチリストもあった。 アンマッチリストの情報について適時に漏れなく調査を実施し、適切な課税をすることが確保できるよう、マニュアル等を整備し、上位者のモニタリングの体制を構築する必要がある。	＜平成 25・26 年改善済み＞ 平成 25 年度から、リストを地区担当者ごとに分割し、各担当者が調査結果を記載したリストを各担当係長が確認するとともに、全ての処理結果を取りまとめて課長に報告することで、処理漏れの防止を図ることとした。さらに、処理期限を定めて集中的に取り組むことで早期にアンマッチを解消し、要調査案件の処理について担当係長が網羅的に進行管理することとした。 平成 26 年度には、事務処理手続の統一化を図るため、アンマッチリストの処理マニュアルも作成した。
③同上	2 年連続してアンマッチとして記載されている家屋から数件抽出し、現地調査を実施した結果、課税漏れ及び課税誤り（滅失処理漏れ）が発見された。 アンマッチリストをもとにした現地調査を適時に行っていれば早期に発見できたと考えられる。	＜平成 25・26 年改善済み＞ 現地調査で判明した課税漏れや課税誤りについては、平成 24 年度中に全て修正し、適正な課税に改めた。 処理漏れを防止するための体制構築は上記のとおり。

表題	結果の概要	改善内容要旨
④同上	2年連続してアンマッチとして記載されている家屋のうち、現地調査対象としなかったものについて、市に調査を依頼した結果、課税漏れ及び課税誤り（滅失処理漏れ）が発見された。 また、法人の工場内等のため簡便な調査しか行われていないものがあるが、今後アンマッチリストの解消を適時に行っていくためには集中して調査を行い、早期に解消することが望ましい。 さらに、非課税物件について受託者に伝達していないことからアンマッチとなっているものがあつたが、適時に伝達する必要がある。	＜平成 25・26 年改善済み＞ 課税漏れ、滅失漏れについては、平成 24 年度中に全て修正し、適正な課税に改めたことは前記のとおり。 また、大規模工場内のアンマッチについては、平成 26 年度から、計画的に実地調査を行い、順次、その解消を図っている。 受託者への通知については、平成 26 年度から、非課税物件であることが判明したものに、関し、図面の修正を求め、確実に受託業者へ伝達している。
⑤過年度課税について	課税の把握漏れ等が発見された場合、制度上 5 年間に限り遡って賦課決定できることになっている（地方税法第 17 条の 5 第 5 項）が、市では遡って課税しているケースとしていないケースがあり、課税の公平性の観点から問題がある。 課税時期の根拠が得られる場合は遡及して課税すべきである。	＜平成 26 年改善済み＞ 過年度課税については、地方税法に基づく対応を基本とし、長期にわたって課税誤りとなっていたもので、賦課時期の客観的な根拠が得られる場合は、遡及して課税することとした。

表題	結果の概要	改善内容要旨
⑥減免について	公衆浴場及び集会所等は課税務システムにおいて自動で年度更新され減免が継続となる。 年度更新時に前年度の減免対象者に対して減免申請書提出の通知を行い、申請書の回収状況をチェックしているが、減免申請書の入手状況を確認したところ、1件について減免申請書がなかった。	＜平成 25 年改善済み＞ 減免適用にかかる申請主義を厳格に適用することとし、平成 25 年度課税における減免適用については、減免申請書の提出に基づいて入力処理をしている。

2 監査の重点と監査方法

(1) 監査の重点

固定資産税の課税実務においては、令和 7 年度中に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が要請する自治体情報システムの標準化・共通化に対応するため、現在作業が進められているところ、システム化による正確性と効率性について、データセキュリティや委託契約の妥当性の見地も加味し、重点的に確認した。

また、平成 24 年度報告書において監査の結果又は意見が述べられた事項について、その後の改善状況を重点的に確認した。

(2) 監査方法

ア システムについては、システムの機能や操作方法を実際に確認するとともに、説明資料及び出力結果を閲覧した。

イ 具体的事案の処理状況については、記録を編てつした簿冊を閲覧するとともに、監査人及び補助者が指定する条件により機械的に抽出したサンプルを精査した。

ウ 事務処理の具体的方法及びその管理状況については、業務マニュアル等を閲覧するとともに、ヒアリングを行った。

3 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果、明らかになった事実

ア 土地・家屋関係

(ア) 情報管理

土地及び家屋の所有者情報を更新する際、市は、法務局から受領した登記済通知（電子データ）を、いったん USB メモリに保存し、後にシステムに取り込んでいる。この運用は、LGWAN（全国の地方公共団体や国の機関等が接続する総合行政ネットワーク）を利用して法務局から電子データを受領する端末と、税情報処理システムの端末とを、情報漏洩防止のために遮断していることに起因するものである。

なお、市では、USB メモリを使用するには上長の個別承認が必要であり、使用履歴は帳簿で管理される。

また、新築家屋の調査においては、職員が家屋を訪問して調査する場合があるが、この際、職員は玄関先で所有者から必要書類を預かり、最寄りのコンビニエンスストアのコピー機等で複写した後、返却する運用である。現地調査の際に、あわせてコピーを取得するのが効率的で、費用も節約できるため、この方法が活用されている。

(イ) 非課税

非課税に関する取扱要領、取扱基準、取扱要綱等は存在せず、マニュアルもない。対照的に、減免に関しては「固定資産税減免事務取扱要領」「固定資産税減免事務取扱基準」及び「事業所税減免取扱要綱」が存在し、減免の手続、提出を求めるべき書類、申請の期限、留意事項等が記載されている。

なお、現在、非課税申告書の添付書類として、法人等に係る登記事項証明書、定款、寄附行為又は内規、県知事による登録免許税非課税証明書、土地又は家屋の登記事項証明書、現地写真等の提出を求めている

（ただし、図面提出の要否については不統一である）。また、現地確認も行う運用である。

(ウ) 減免

(a) 実地調査の記録方法の不備

減免申請に係る決裁書には、実地調査の件数、対象地区及び調査期間の全容が記載されるのみで、個々の物件に係る報告が添付されていない。ただし、個々の物件に関する調査内容はエクセルファイルに保存されており、課内で共用されている。

(b) 減免に関する申請書等の取扱いの実情

町内会及び公衆浴場に係る減免について、前年度の減免対象者には継続適用を前提とした処理が行われている。また、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者に係る減免について、前年度の減免対象者には、生活保護事務分掌課からの依頼をもって減免申請があったものとみなし、継続適用処理が行われる。

なお、市は、町内会及び公衆浴場に係る減免対象者に対し、毎年、減免申請書等の提出を要請しており、平成 25 年度には減免申請書の提出に基づきシステムに入力する運用変更を行った旨を公表しているが（前掲表の⑥）、実情は次のとおりである。

そもそも、前年度から減免事由が存続しているものにあつては、第一納期限（4 月 30 日）までに減免申請書にその事由を証明する書面を添えて提出するものとされている（市税条例第 48 条 5 項柱書括弧書）。

他方、市は、納税通知書の作成を委託しており、毎年 2 月中旬には発注するが、この発注までに減免申請書等を受領できない場合には、減免申請書等の提出と減免の適用を見越し、前年度の減免対象者を一律に、この納税通知書作成委託の対象から除外している。

その後、（第一納期限までに）減免申請書等が提出されないとき、又は減免対象でないと判明したときは、減免を適用せず、追って納税通知書を発出し、年度をまたぐときは遡及して課税処理を行っている。なお、限界事例として、第一納期限までに減免申請書は提出されたものの添付書類（会計報告等）が第一納期限後に提出されるケースがある。

(エ) 過年度課税

(a) 過年度課税に関する調査マニュアルの不備

市では、前記平成 24 年度報告書における監査の結果（前掲表の⑤）への措置状況として、平成 26 年に「客観的な根拠が得られる場合は、遡及して課税することとした」旨を公表しているが、この過年度課税の基礎となる客観的な根拠について、類型や調査方法の具体的なマニュアルや事例集等が存在しない。

なお、上記公表された措置状況によると「長期にわたって課税誤りとなっていたもの」に限って過年度課税を行うかのようにみえるが、サンプル調査した事例では、令和 3 年度の課税漏れについて過年度課税を行っており、航空写真や不動産登記事項証明書など、客観的な根拠の有無を基準としていることが窺われる。

(b) 過年度課税の拡大余地

課税漏れ及び課税誤りのうち、過少に課税していたものについては、納税義務者から適切な報告がなかった等の場合を除き、過年度に遡って課税は行わず、発見年度以降の課税額を増額修正するにとどめている。なお、遡って課税しない場合には、租税債権は計上されない。

ところで、市は、上記公表された措置状況（前掲表の⑤）において「地方税法に基づく対応を基本とし、長期にわたって課税誤りとなっていたもので、賦課時期の客観的な根拠が得られる場合は、遡及して課税することとした。」としているが、現状は、この公表内容とやや相違する。

現在、尼崎市では、前年に工場敷地内に新築されていた未登記家屋が航空写真の突合により判明したもの、未完成との回答のあった新築家屋について賦課期日までに完成していたことが登記により判明したもの等、納税義務者の未登記、不正確な報告又は無報告に起因するものについては、前年の課税誤りも含め、積極的に遡って課税を試みており、「長期にわたって課税誤りとなっていたもの」に限った運用ではない。すなわち、平成 26 年度に公表した措置内容よりも踏み込んだ対応方針を採用している。

他方、平成 26 年度当時から、当初の課税漏れ又は課税誤りについて、市の対応に不十分な点があったときは、過年度課税を行っていない。

(オ) 課税漏れ・課税誤り

課税漏れ及び課税誤りの事例が、類型ごとに検索できるような形式で整理されておらず、原因分析と再発防止策の検討結果も文書化されていない。

なお、令和 3 年度の返還金等に係るサンプル 12 件（土地 6 件、家屋 6 件）の平均返還金額は 434,742 円、平均還付不能金額は 273,075 円、平均利息相当額は 161,667 円であった。

市においては、システムの高度化により、データが自動入力される部分が増えたことに加え、イレギュラーな処理には自動的にアラートが表示され、管理者は処理状況の一覧とステータスを抽出して確認できる等、ヒューマンエラーの防止と管理の合理化が図られている。

また、主要な事務処理については、その概要を記載したメモが存在する（フローチャート、チェックリスト等が記載された、優れたものもある）。

さらに、一部の事務処理については、詳細な事務要領（尼崎市土地評価要領、土地価格比準表、尼崎市画地計測要領、住宅用地認定要領、尼崎市家屋評価要領木造家屋編、同非木造家屋編、尼崎市税務システム研修テキスト 固定資産税（土地）コース、同固定資産税（家屋）コース、同固定資産税（償却資産）コース、事業所税コース、事業所税の手引き等）が作成されている。

他方、課税誤りに関し、類型別に原因と対策を検討した事例集や、重要な Q & A を整理した問答集は存在しない。

イ 償却資産

(ア) 調査

(a) 捕捉率向上の余地

償却資産の特性や調査人員の限界等の要因により捕捉できていない償却資産が少なくない。

市は、マニュアルの策定、システムの更新等により、事務の標準化

と効率化を進めており、代替手段（航空写真システムのデータ確認、インターネット上の地図写真情報の閲覧等）をも活用しているが、なおも捕捉できていない償却資産が少なくない情勢である。

(b) 太陽光発電設備の調査範囲拡大の余地

20kWh 未満の太陽光発電設備については、人員の不足等の要因もあり調査が不足して、未申告となっている例が散見される。

なお、試験的に、10kWh 以上の太陽光発電設備の所有者に対し案内文を配布したところ、多数の問合せが寄せられており、捕捉率向上が期待できる情勢にある。

(イ) 税務署との連携

毎年、約 15,000 件の申告書の記載内容を検証するため、税務署に提出された納税義務者の決算資料を参考にしている。また、未申告者を捕捉するためにも、同様の調査を行っている。

かかる税務署からの情報取得に関し、令和 3 年度までは、電子情報を取得できないもの（手書きの申告書、法人の決算書等）が少なくなく、税務署を訪問し、書面を閲覧して複写する等の方法によらざるを得ず、往復も含め相当の調査時間を要していた。

なお、令和 4 年度にはシステムの運用を改善し、多数の情報をシステムで閲覧できるようになったため、税務署訪問による調査は通算 1 日程度で処理できる分量にまで効率化することができた。

(ウ) 申告

償却資産にあつては、土地や家屋とは異なり、公示制度が乏しいことから、所有者等による申告が重要である。しかし、申告は十分には行われていない。

殊に、所得税及び法人税とは異なり、固定資産税における償却資産においては、建物の外構部分は建物に含めず、建物とは別に計上したうえ、償却資産として申告する必要があるところ、この点を誤解して申告漏れとなっている納税義務者が少なくない。

なお、こうした誤解のあるケースでは、所得税及び法人税の申告代理人であった税理士が、固定資産税（償却資産）の申告については申告代

理人となっていなかったものが少なくない。

こうした状況の改善に向けて、市では、種々の方法（市報あまがさきによる広報、税理士、兵庫県宅地建物取引業協会、事業用建築物の建築に付き事前協議申請のため開発指導課を訪問する者等に対する案内文の配布、家屋担当による新築調査に際しての案内文の交付等）により、周知を繰り返している。

ウ 委託関係

市は、次の表記載の随意契約について、他に受託可能な候補者がほとんどなかったことから、1件を除き従前の受託業者と契約した。ただし、従前の受託業者と契約したうちの1件については、受託可能な業務を切り分けることで他の受託可能な候補者を発見し、見積合せを実施して価格の合理性を検証している。

No.	受託業者	趣旨	契約金額
①	A	○ 固定資産税・都市計画税・事業所税の税務帳票作成、印字、封緘事務の委託 * 個人市民税・県民税、軽自動車税、市税徴収事務にかかる督促状・催告書等もあわせて委託。 * プロポーザル方式による随意契約	固定資産税・都市計画税・事業所税部分 23,572,285 円
②	B	① 土地・家屋図面管理システム（航空写真を表示して異動状況を確認するもの）のデータ更新及びシステム改修の委託 ② ①に登録するデータである航空写真の撮影及びデータ化の委託 ③ ①の結果判明する異動物件のリストアップ（アンマッチリストの作成）の委託 * システムは平成7年4月稼働	27,159,000 円

No.	受託 業者	趣旨	契約金額
③	C	① 固定システム評価システム（航空写真から家屋の 外形線図や土地の形状図を作成し、家屋番号・地番・ 所有者情報・評価額等を割り付けて管理するもの） に関するソフトウェア保守の委託 ② ①に登録するデータ更新（登記情報、未登記物件 の異動情報等）の委託 ③ ①に係るハードウェアのリース更新 ＊ システムは平成7年4月稼働	1,980,000 円
④	D	○ 家屋評価計算システム（課税面積、補正值、評点 数の計算などを自動で行うもの）に登録するデータ 更新（現地調査による図面、仕上げ材料等の情報） の委託 ＊ システムは平成2年7月稼働	3,204,810 円
⑤	E	○ 令和3基準年度の評価に係る第2年度（令和4年） 及び第3年度（令和5年）の標準宅地232地点の時 点修正等の委託	7,062,000 円
⑥	F	○ 令和6基準年度の評価替えとして行う路線価付設 の準備の委託	3,450,304 円

(2) 結果及び意見

ア 土地・家屋関係

(ア) 非課税

【意見13】 非課税に関する事務マニュアル等の不備

尼崎市は、非課税に関する事務マニュアル等を作成すべきである。

(理由)

課税の公平性の見地から、事務処理を標準化する必要がある。また、市民向けに、情報提供をより充実させることが望ましい。

用途非課税のうち適用実績の多い類型について、手続準則を制定し、調査の標準的方法についても記載されたい。なお、支障のない範囲で市民に公開することが望ましい。

(イ) 減免

【意見 14】 実地調査の記録方法の不備

尼崎市は、個々の減免申請に係る実地調査の報告を決裁資料に残すべきである。

平成 24 年度報告書において、減免申請の内容の妥当性を継続的に確認する必要がある旨の意見が述べられているが、過誤防止と事後検証のため、調査結果の具体的内容を保存する必要がある。

また、決裁書には、個々の物件に関する実地調査の内容を添付し、保存することが望ましい。

(理由)

そもそも減免は、固定資産の客観的性質だけでなく対象者の主観的事情も含めて判断されるものであり、物件の外観調査だけでなく、対象者へのヒアリング等も必要となる場合がある。したがって、調査の具体的内容を履歴に残す意味は小さくない。

【結果 7】 貧困等による減免の申請なき更新処理に関する条例上の疑義

尼崎市は、貧困により公私の扶助を受ける者に係る減免が、市税条例の根拠なしに適用されている状況を解消すべきである。具体的には、市税条例、固定資産税減免事務取扱要領又は固定資産税減免事務取扱基準の修正が求められる。

(理由)

申請なき減免については、前述のとおり、平成 24 年度報告書における監査の結果（前掲表の⑥）として不適切である旨の指摘があり、その後の措置状況として、「減免適用にかかる申請主義を厳格に適用することとし、平成 25 年度課税における減免適用については、減免申請書の提出に基づいて入力処理をした」旨が公表されているが、現状は前記(1)ア(ウ)で述べたとおりの状況にある。

固定資産税の減免は、条例の定めるところによる（地方税法第 367 条）。そして、固定資産税の減免を受けようとする者は、申請書に、その事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない（市税条例第 48 条第 5 項。ただし、市税条例第 48 条第 1 項 3 号から 5 号までのいずれかに該当することが明らかなきときは、この限りでない）。なお、前年度から減免事由が存続しているものにあつては、第一納期限（4 月 30 日）が提出

期限である。

そもそも、税の減免とは、法律又は条例に規定する課税要件を充足することに基づき発生した租税債権について、担税力に疑義がある等、個別の事情に応じて特に義務を免除することである（碓井光明「要説地方税のしくみと法」57頁）。個別の事情なしに税の減免を認めることは、法律又は条例の規定により賦課徴収されるべき租税債権を恣意的に放棄するものであり、合法性の原則及び租税平等原則に反するものとして許されない（金子宏「租税法 第20版」82頁、91頁）。

すなわち、減免に際しては、個別事情の有無を確認する必要があるところ、賦課期日現在における状況を把握するために、納税義務者による申請を必要とすることには合理性がある。市税条例第48条第5項の趣旨は、この点にあると解される。

なお、地方税法第367条は「条例の定めるところによる」と規定し、同法第3条第1項が「地方税の…賦課徴収について定をするには、…条例によらなければならない」と規定するが、その実質的な理由は、住民の直接選挙により選出された地方議会議員が制定する条例に依拠させることで、不当な課税を予防する点にある（碓井光明「地方税の法理論と実際」74頁）。

ここで、市税条例の実施のための手続その他必要事項は、「条例で定めるもののほか」規則で定めるものとされ（地方税法第3条第2項、市税条例第6条）、市税条例の施行に必要な事項は主管局長が定めるものとされるが（市税条例施行規則第18条）、条例で定めることとされている事項について条例に代えて規則を制定することはできない以上（松本英昭「要説地方自治法 第十次改訂版」340頁）、主管局長が、手続的な細目を制定することを越えて、市税条例第48条第5項の適用を排斥することまで認められていると解することは不合理である。

したがって、法令又は市税条例に規定する場合を除き、申請なしに減免を適用することは、市税条例第48条第5項に違反する。なお、固定資産税減免事務取扱要領第7条第1項本文は「この要領に特別の定めのある場合を除き」と規定するが、市税条例にこれを正当化する根拠がない以上、市税条例に抵触する限り市税条例違反は免れないと考える。固定資産税減免事務取扱基準に関しても同様である。

実質的に考えても、過去に減免の適用があったとしても、賦課期日現在

まで事情変更がないことの保証はない。また、納税義務者は減免対象外になった旨を届け出る動機に乏しいが、申請なしに減免する運用は、納税義務者による不正の温床にもなり得る。よって、納税義務者の申請なしに減免を適用することは、市税条例第 48 条第 5 項の趣旨を無に帰するものであって、原則として同項に違反する。

ところで、貧困により公私の扶助を受ける者に係る減免については、前述のとおり対象者本人からの申請なしに継続適用処理しているところであるが、生活保護の担当課のケースワーカー等が対象者の生活状況や居住実態を随時把握していること、対象者に自主的な申請を期待することが酷な場合がありうることからすると、申請なしに減免を適用したとしても、実質的な支障はない。のみならず、保護の補足性（生活保護法第 4 条）に照らし、税の減免制度を利用可能であるときは利用を促すことが必要かつ合理的である。したがって、前年度の減免対象者について、生活保護の分掌課からの依頼をもって減免申請があったものとみなす運用（固定資産税減免事務取扱要領第 7 条第 2 項、4 条 1 号ア）には、相応の合理性がある。

もともと、市税条例第 48 条第 5 項は「第 1 項又は前 2 項の規定によつて減免を受けようとする者は」と包括的に規定することからすると（貧困等に係る減免は市税条例第 48 条第 1 項 1 号）、形式上、同項に抵触する疑いがある。

期待する措置であるが、条例上の根拠を欠く以上の運用について、条例を改正して根拠を与えるか、又は運用を廃止することが考えられる。もともと、現行の運用を継続する積極的意義が認められることからすると、廃止よりも条例改正が望ましい。

(参考条文)

● 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

第 367 条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の**条例の定めるところにより**、固定資産税を減免することができる。

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

● 市税条例（昭和 25 年 8 月 25 日条例第 61 号）

第 48 条 次の各号のいずれかに該当し、市長において必要があると認めるときは、固定資産税を減免する。

(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産であつて自己の用に供するもの

(2) 災害その他の事由により使用不能になった固定資産

(3) 土地区画整理法又は土地改良法により仮換地等の指定前に公共の用に供されたため使用収益することができない土地

(4) 土地区画整理法又は土地改良法により指定された仮換地等に他人の工作物等があるため使用収益することができない土地

(5) 公共事業実施のため使用収益することができなくなった土地又は建物

3 賦課期日後において災害又は天候不順に因つて田畑の収穫に甚大な損害を受け市長において必要があると認めるときは、当該田畑に対する固定資産税を減免する。

4 第 1 項又は前項に規定するもののほか、公益その他の理由により市長において必要があると認めるときは、固定資産税を減免することができる。

5 第 1 項又は前 2 項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、減免事由の発生の日から 10 日以内(減免事由が前年度から存続しているときは、当該年度の最初の納期限まで)に、次の各号に掲げる事項を記載した**申請書にその事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない**。ただし、第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当することが明らかなときは、この限りでない。【各号省略】

第 6 条 この条例実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条

例で定めるもののほか、規則で定める。

● 市税条例施行規則（昭和 41 年 10 月 1 日 規則第 65 号）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

【意見 15】 期限後提出の減免申請書及びその事由を証明する書類の処理

尼崎市は、所定の期限までに減免申請書及び「その事由を証明する書類」を提出するという原則から外れない運用を検討すべきである。

（理由）

減免制度、申請手続、地方税法及び市税条例については前述（結果 7）のとおりであるが、「減免事由が前年度から存続しているとき」に、第一納期限までに減免申請書と「その事由を証明する書類」の双方が提出されていないものにつき減免を適用することは、やはり市税条例第 48 条 5 項に違反する疑いがある。

前述のとおり、前年度に減免対象であった集会所及び公衆浴場について、市は、事情変更がないことを前提に納税通知書の作成委託の対象外としたうえで、対象者に減免申請書等の提出を促し、その後、減免申請書等の提出を受けて減免の適否を確認する運用である。しかし、対象者が、第一納期限までに減免申請書のみを提出し、第一納期限後に会計報告その他の添付書類を提出する場合もある。

市は、減免の適否を判断する資料として、会計報告その他の書類の提出を求めているのであり、これは「その事由を証明する書類」に該当するというべきであるから、以上の場合には、条例所定の期限までに「その事由を証明する書類」が提出されなかったものとして、減免を認めないことが条例に適合する本来の運用と解される。

もちろん、自治会において添付書類たる会計書類等の作成及び提出が第一納期限までに間に合わないという場合も想定されるが、少なくとも減免申請書提出時に通常添付される「利用実績」は客観性があるものとはいえず、これのみで「その事由を証明する書類」とは評価しがたいことから、少なくとも申請書提出の時点で会計書類に準ずる資料の添付を求めるなど、条例の趣旨から外れない運用を検討されたい。

(ウ) 過年度課税

【意見 16】 過年度課税に関する調査マニュアルの不備

尼崎市は、過年度課税を行うべき客観的な根拠に関し、事務マニュアル等を策定すべきである。

(理由)

過年度課税については、上述したとおり、平成 24 年度報告書における監査の結果（前掲表の⑤）として、課税の公平性の見地から、課税要件を充足すると判断できる証拠がある場合には課税すべきとの指摘がなされている。

ジョブローテーションを前提にすると、事務処理の統一性と連続性を保つために、暗黙知を形式知化することが望ましい。性質上、個々の事例判断の積み重ねになるものと予想されるところ、事例集の形式も検討に値する。同時に、過年度課税の前提となる課税漏れの発生自体を減少させる効果も期待できる。

過年度課税を実施すべき客観的な根拠について、類型や調査方法を具体的に記載したマニュアル等を作成することが望まれる。

【結果 8】 過年度課税の拡大余地

尼崎市は、土地家屋について、過年度に課税漏れ又は課税誤りであったもので、課税要件を充足していた証拠がある場合に過年度分まで遡及課税を行うことに関し、対応指針をより精緻化すべきである。

(理由)

上述（前掲表の⑤）のとおり、過年度課税に関する上記平成 24 年度報告書での指摘を受けて、市は平成 26 年に「客観的な根拠が得られる場合は、遡及して課税することとした」旨を公表したが、その後も納税義務者に未登記、不正確な報告、未報告等の事情があるものについては、積極的に過年度課税を行う方針を整理しており、これは評価に値する。

そもそも、納期限の翌日から 5 年（偽りその他不正行為による場合は 7 年）が経過するまでは、賦課決定が可能である（地方税法第 17 条の 5 第 5 項、7 項）。この「賦課決定」は、すでに賦課決定された税額を増額又は減額する場合も含む趣旨であり（地方税務研究会「地方税法総則逐条解説」524 頁）、国税における再賦課決定（国税通則法第 32 条第 2 項）と同様の処分も可能と解される。そして、「課税要件を充足していること」は課税

庁が立証すべき事実であるから、課税要件を充足していたことが客観的な証拠により証明できる場合に過年度に遡って課税するという尼崎市の方針には合理性がある。

しかし、実態はこの方針とは異なり、土地家屋については、当初の課税漏れ又は課税誤りに関し、市の対応に不十分な点がなかったときに限って過年度に遡って課税しているとのことである。その理由であるが、信義則違反を懸念しているものと解される。

ここで、信義則とは、「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」（民法第1条第2項）という原則であり、自己の行為に矛盾した態度をとることは許されないという内容（禁反言）を含むものである（四宮和夫「民法総則 第4版補訂版」32頁）。

租税については、租税法律主義の原則を前提とする以上、納税義務者間の平等、公平という要請を犠牲にしても、納税義務者の信頼を保護し、課税を免れさせなければ正義に反するような特別な事情がある場合に限り、信義則が適用され、課税処分が取消しの対象となるものと考えらるべきである。具体的には、①税務官庁が公的見解を表示し、②これを納税義務者が責めに帰すべき事由なしに信頼して行動した結果、経済的な不利益を受けることになった等の事情について考慮を要する（最判昭和62年10月30日判時1262号91頁）。なお、②については、公的見解に対する納税義務者の信頼が保護に値するものであったこと（金子宏「租税法 第20版」135頁、谷口勢津夫「税法基本講義 第4版」79頁）、及び納税義務者が公的見解を信頼せずに行動する又はしないことで、経済的不利益を避けられたことを意味する（谷口前掲書80頁）。

以上と異なり、過去に賦課決定した内容を変更する再賦課決定をすること自体が禁反言に抵触するとの解釈は、過年度分に遡った課税を認める地方税法の規定を無に帰するものとして合理的でない。

今回の監査手続において、市からは、所有者や課税物件の変動の捕捉を適時に認識できなかったことで課税漏れ又は課税誤りとなった事例が少ない旨の説明があった。また、その背景には、納税義務者が適切に登記、報告等をしなかった、外部から把握困難な物件であった等の納税義務者側の事情に加え、尼崎市は10万件以上を数人で調査しており調査能力に限界があるとの事情もあり、市側に不十分な点があったものについては過年度に遡って課税しない運用である旨の説明があった。

しかし、適時に所有者や課税物件の変動を捕捉できず、過少な賦課決定をしたものに関し、後日、再賦課決定を行ったとしても、そのことだけで直ちに信義則に抵触するとは解されない。本税に関しては、当初から適切な賦課決定がなされていた場合と比較して納税義務者が回避できた不利益を通常は観念できないからである（他方、延滞金に関しては、「やむを得ない事由〔地方税法第 369 条第 2 項〕」があったと解すべきこととなる可能性が高い。）。

また、建物の新築にあつては所有権の取得日から 1 か月以内に表題登記を申請し、建物の滅失にあつては滅失日から 1 か月以内に滅失登記を申請するものとされており（不動産登記法第 47 条第 1 項、57 条第 1 項）、住宅用地、被災住宅用地又は償却資産にあつては、所有者等は市長に対し所定の事項を申告するものとされていることから（地方税法第 384 条、市税条例第 51 条の 3、地方税法第 384 条の 2、市税条例第 51 条の 4、地方税法第 383 条、市税条例第 51 条の 2）、納税義務者等がこれらを適切に履行しないことにより課税誤り又は課税漏れが生じた場合は、納税義務者に保護に値する信頼は認められないものと解される。尼崎市が、納税義務者による適切な登記、報告等がなかったことに起因する課税漏れ又は課税誤りについて過年度に遡って課税する運用は、この意味において適切である。

なお、以上の義務に加え、条例において、所有者等に報告等を求めるべき事項を追加する方法も検討に値する。尼崎市においては、所有者死亡の土地家屋の現所有者に対し、申告義務（地方税法第 384 条の 3）を課していないが、条例でこれを定めることは可能である。

ところで、市においては、過年度に遡って課税しない場合には、租税債権を計上しない運用であるとのことである。確かに、固定資産税は、賦課決定のない限り、具体的な内容が確定しないことから、保守的な会計処理としては理解しうる。しかし、過度に保守的な会計処理を行うことにより真実な報告を歪めてはならない（企業会計原則 注解 注 4）。そもそも、租税債権の具体的な内容の確定と、納税義務の成立とは区別される（金子前掲書 749 頁）。そして、納税義務が発生している以上、法律又は条例の根拠なしに租税の減免や徴収猶予を行うことは合法性の原則に反するのみならず、他の納税義務者との関係で平等原則に違反にする事態も想定される（金子前掲書 82 頁、91 頁）。前述のとおり、過年度に課税要件を充足していた事実が客観的証拠により認められる場合には、信義則に違反す

る事情のない限り、過年度に遡って賦課決定すべきであり、賦課決定に伴い租税債権も計上すべきこととなる。これを行わないことは、法律又は条例の定めによらず、また本来必要となる手続を履践せずに事実上の減免や徴収猶予を行うことを意味する。

期待する措置内容については、過年度課税の当否は、個々の案件の具体的事情により左右されるため、個別判断が要求されるものであるが、一層効率的かつ公平な課税を実現するため、過年度課税に関する対応指針を精緻化されたい。その際、次の5点に留意されたい。また、指針の実効を図るべく、一層の事務の効率化も模索されたい。

- ① 過年度から課税要件を充足していたことの客観的な証拠がある場合には、仮に市の対応に不十分な点があったとしても、原則、過年度に遡って課税すべきである。
- ② 例外的に、信義則違反となる事情が認められるときは過年度課税を控えることとなる。

具体的には、当初の賦課決定又は決定のなかったことにつき、納税義務者において、(ア)保護に値する信頼があり、かつ(イ)その信頼に基づく行為により経済的不利益を被ったときが挙げられる。

(ア)については、納税義務者が適時適切に申告、申請、報告、手続等を行わなかったことが原因で当初の賦課決定等が生じたときは、納税義務者に保護に値する信頼があったと評価される可能性は減少する。

(イ)については、過年度に課税されて納付するはずであった金額を納付すること自体を経済的不利益とは評価し難く、それ以外の不利益の有無が問われる。

- ③ ②(ア)の事情に関し、過年度に遡って課税する余地を拡張し、ひいては課税に必要な情報を適時適切に入手することを促進するため、所有者等に対し、報告等の義務（地方税法第384条の3等）を条例において拡張することを検討すべきである。
- ④ ①及び②の考え方に従い、過年度に遡って課税することが可能な場合には、適時に賦課決定を行い、租税債権を計上すべきである。
- ⑤ 納税義務者の反発等が予想されるときも、徴収事務において適切に対応すべき事柄であり、そのこと自体は賦課決定を行わない理由にはならない。他方、経済性及び効率性の見地から、費用対効果を考慮して判断する余地はある。

(エ) 課税漏れ・課税誤り

【意見 17】 課税漏れ・課税誤りの再発防止策の不徹底

尼崎市は、課税漏れ及び課税誤りに関し、事例を整理し、原因分析と再発防止策を文書化すべきである。

課税漏れ及び課税誤りに関し、類型ごとに分類してその原因と再発防止策を検討した事例集（又はデータベース）や、重要なQ & Aを整理した職員向け問答集を策定されたい。究極的には、チェックリスト策定につなげることが望ましい。

(理由)

課税漏れ及び課税誤りは、そもそも法令、条例又は基準等に適合しないのみならず、過誤納金には利息に相当する還付加算金を付すものとされており（地方税法第 17 条の 4）、賦課決定には期間制限があり（地方税法第 17 条の 5 第 5 項、7 項）、いずれも財源の減少につながりうる点からしても、可及的に減少させる必要がある。

しかし、ジョブローテーション制度を前提にする限り、広汎かつ詳細な事務処理の全部について熟練による専門性獲得のみに期待することは現実的でない。そこで、ノウハウの形式知化が志向されるが、費用対効果の見地から、業務全部について例外処理を網羅した膨大なマニュアルを策定するよりも、問題事象の重点的な理解を優先すべきである。なお、これには、ヒヤリハットを含めた問題の積極的な報告を奨励する組織文化が重要である。

サンプルの決裁資料をみるに、決裁に際し、一定程度の事例分析がなされているものが複数あるうえ、ヒアリングにおいても類型ごとに原因と対策が説明されたことから、これらを整理するだけでも一定の効果を期待できる。また、今後の事例について、返還金支払実績の表を拡張し、各担当者や決裁者が、事例の類型（住宅用地特例、地積変更、私道補正、画地認定（非課税物件と課税物件との一画地認定等）、路線、家屋滅失、家屋増築、家屋構造認定、所有者変更、共有物の分割等、担当者が新件処理の際に先行事例を検索するに足る指標）、過誤の主な原因に関するコメント、再発防止策等、必要事項を随時入力するだけでも、比較的容易にデータベースを構築できる。

なお、平成 24 年度報告書において、還付金及び返還金の原因となる事務処理の誤りについて、チェック体制の強化やマニュアル等の整備が必要

である旨の意見が述べられているところ、現在はシステムの高度化により、イレギュラーな処理について自動でアラート表示がされ、管理者が担当者による処理状況を一覧抽出して確認できる等、ヒューマンエラーを発見しやすい状況が整備されつつあるうえ、重要な処理に際し、システム画面を印刷し、必要な資料を添付したうえで、決裁を経ることとされている。さらに、事務処理の統一性と連続性を保つべく、マニュアルや手引きが作成されており、詳細かつ具体的なものもあるが、全体の事務処理を網羅するものではなく、課税誤りの事例に関する言及は部分的なものにとどまる。

イ 償却資産関係

(7) 調査

【意見 18】 捕捉率向上の余地

尼崎市は、償却資産の捕捉率向上に向けて、調査方法のさらなる効率化・精緻化を図るべきである。

(理由)

地方税法第 408 条は、年 1 回の実地調査を要請している。しかしながら、そもそも償却資産は、土地や家屋とは異なり公示制度が乏しく捕捉のために地道な調査が必要となる一方、固定資産の価格は、毎年 3 月末日までに決定しなければならず、期間が限定されていることから、この短期間に市内の償却資産全てについて、その細部に亘って綿密に調査するのは「極めて困難な仕事といわなければならない」（自治省税務局「固定資産税逐条解説〔昭和 35 年〕476 頁）と嘆かれるほどであり、尼崎市においても状況は同様である。

前述のとおり、尼崎市では事務の効率化が図られているものの、償却資産の上記特性から、捕捉できていない償却資産が少なくないと予想されるので、さらなる調査方法の効率化・精緻化が望まれる。

【意見 19】 太陽光発電設備の調査範囲拡大の余地

尼崎市は、調査範囲を 10kWh 以上の設備まで拡大すべく、調査方法のさらなる効率化・精緻化を図るべきである。

(理由)

20kWh 以上の太陽光発電設備については、資源エネルギー庁「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」で一覧を閲覧でき、情報も随時更新されるので、情報の把握が容易である。

一方で、太陽光発電設備にかかる償却資産の免税点は 150 万円であるので、20kWh に満たない太陽光発電設備についても、課税対象となることが多いが、20kWh 未満の太陽光発電設備については、これまで情報取得手段がなかったこと及び人員の不足から、調査不足の部分が見受けられる。

近年、近畿経済産業局資源エネルギー部エネルギー対策課に照会すれば、10kWh 以上の太陽光発電設備の設置者についても情報提供を受けうることが判明したものであるので、公平な課税の観点からも、調査範囲を拡充すべきである。

人員体制から、より効果の高い部分から調査を行うことについては理解できるが、情報提供を受け得る手段も確保できている以上、さらに調査方法の効率化・精緻化を図り、適正な課税を行うことが望ましい。

第4 事業所税

1 概要

(1) 意義

事業所税は、都市環境の整備及び改善に要する費用に充てるために、所定の指定都市等の事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）で行われる事業に対し課される租税（目的税）である（地方税法第5条第5項、701条の30）。

なお、尼崎市は、京阪神急行電鉄神戸本線以南の地域が既成都市区域であり、市内の事業所等で行われる事業に事業所税が課されることとなる（地方税法第701条の31第1項1号ロ、近畿圏整備法第2条第3項、近畿圏整備法施行令第1条、別表「尼崎市」）。

(2) 課税対象

課税の対象となるのは、市内の事業所等で行われる事業である（地方税法第701条の32）。

事業所等とは、事業の必要から設けられた人的・物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう（地方税法の施行に関する取扱いについて〔市町村税関係〕第9章三(3)、1章第1節六）。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫等が該当する。なお、これは自己所有の物件に限らず、賃貸物件に事業所等を設ける場合も含まれる。

(3) 納税義務者

ア 原則（地方税法第701条の32第1項、3項）

市内の事業所等にて事業を行う法人又は個人である。なお、法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされ、事業所税の納税義務者となる。

イ 事業所用家屋貸付の場合

貸ビル等、家屋の全部又は一部が事業所用に賃貸借される場合、その賃貸借される部分については、賃借して事業を行う者（テナント）が納税義務者となる（地方税法の施行に関する取扱いについて〔市町村税関係〕第9章三(4)ア）。その反射として、家屋の全部を賃貸している者（オーナー）は納税義務者には該当しない。

ウ みなし共同事業の場合（地方税法第 701 条の 32 第 2 項、地方税法施行令第 5 条第 1 項、56 条の 21 第 1 項、2 項）

ある者（以下「判定対象者」という。）の特殊関係者が行う事業について、特別の事情があるときは、その事業は、判定対象者と特殊関係者との共同事業とみなされる。その結果、判定対象者と特殊関係者は、その事業に係る事業所税を連帯して納税する義務を負う（地方税法第 10 条の 2 第 1 項）。

つまり、判定対象者からみると、特殊関係者の納税義務を、連帯して負担することとなる。

＊ 特別の事情

- ① 特殊関係者の行う事業が、判定対象者が事業を行う事業所等で行われる場合。
- ② 特殊関係者の行う事業が、判定対象者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等で行われる場合。

ただし、①又は②の場合にあっても、判定対象者と特殊関係者とが意思を通じておらず、事業所税負担を不当に減少させないときを除く。

＊ 特殊関係者（一例。詳細は地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項各号を参照。）

- ① 判定対象者の配偶者、直系血族、兄弟姉妹
- ② ①以外の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭等により生計を維持しているもの
- ③ 判定対象者が同族会社である場合の株主、社員等
- ④ 判定対象者からみて同族会社に該当する会社

(4) 申告義務者

ア 事業所税の納付税額がある者（地方税法第 701 条の 45 から 701 条の 47 まで、市税条例第 102 条第 1 項）

事業所税は、申告納付の方法によるものとされており、納税申告が必要である。

事業所税の納付税額がある者は、所定の期限までに、市長に対し申告書を提出したうえ、申告税額を納付しなければならない。

この所定の期限は、①法人にあつては事業年度終了の日から 2 か月以

内、②個人にあつては原則として翌年の3月15日まで（年の途中で事業を廃止した場合は事業廃止の日から1か月以内、納税義務者の死亡に伴い事業が廃止されたときは、事業廃止の日から4か月以内）である。

なお、この申告書を、正当な事由・理由なく、所定の期限までに提出しなかったものには、10万円以下の過料が科される（地方税法第701条の49の2、市税条例第104条の2第1項）。

また、不申告について所定の加算金が課されるほか（地方税法第701条の61）、納付済みまでの期間につき延滞金が課される（地方税法第701条の60第1項、701条の59第1項、2項）。

イ 事業所税の納付税額がない者のうち所定のもの（地方税法第701条の46第3項、701条の47第3項、市税条例第102条第3項）

事業所税の納付税額がない者のうち、前年に納付税額があつた個人、前事業年度に納付税額があつた法人、事業所床面積の合計面積が800㎡超のもの又は従業者数が80人超のものは、納付税額がある者と同様、所定の期限までに、市長に対し申告書を提出しなければならない。

なお、この申告書を、正当な事由・理由なく、所定の期限までに提出しなかったものには、10万円以下の過料が科される（地方税法第701条の49の2、市税条例第104条の2第1項）。

ウ 事業所等の新設又は廃止をした者（地方税法第701条の52第1項、市税条例第105条第1項）

市内に事業所等を新設し又は廃止した者は、新設又は廃止の日から2か月以内に、市長に対し申告書を提出する方法で所定事項を申告しなければならない。申告事項に異動が生じたときは翌月末日までに申告しなければならない。なお、正当な事由・理由なく、所定事項を申告しなかったものには、10万円以下の過料が科される（地方税法第701条の54、市税条例第105条の2第1項）。

また、所定事項について虚偽申告したものは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される（地方税法第701条の53）。

エ 事業所用家屋の貸主（地方税法第 701 条の 52 第 2 項、市税条例第 105 条第 2 項）

事業所税の納税義務者に対し事業所用家屋を貸し付けている者は、貸し付けることとなった日の翌月末日までに、市長に対し申告書を提出する方法で所定事項を申告しなければならない、申告事項に異動が生じたときは翌月末日までに申告しなければならない。

なお、正当な事由・理由なく、所定事項を申告しなかったものには、10 万円以下の過料が科される（地方税法第 701 条の 54、市税条例第 105 条の 2 第 1 項）。

さらに、所定の事項について虚偽申告したものは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される（地方税法第 701 条の 53）。

オ 納税管理人を選定すべき者等（地方税法第 701 条の 37、市税条例第 97 条の 2）

市内に住所、事業所等を有しない納税義務者は、市内に住所等を有する者を納税管理人として定め、10 日以内に市長に申告しなければならない。

あるいは、（市外に住所等を有する者で）納税に関する事項の処理に便宜を有するものを納税管理人として定め、10 日以内に市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

市内に住所等を有する納税管理人を変更する場合、市外に住所等を有する納税管理人を変更しようとする場合、申告・申請事項に異動があった場合についても、同様に申告し、又は承認を受けなければならない。

ただし、事業所税の徴収に支障がないものとして市長の認定を受けたときは、納税管理人を定めなくてよい。

なお、納税管理人を定めることを要しない旨の認定を受けず、かつ、市外に住所等を有する者を納税管理人と定めることの承認を受けないものが、正当な理由なく、納税管理人に関する申告をしなかったときは、10 万円以下の過料を科される（地方税法第 701 条の 39、市税条例第 97 条の 3 第 1 項）。

また、市内に住所等を有する納税管理人について虚偽申告をした者、偽りその他不正の手段により市外に住所等を有する納税管理人について承認を受けた者、又は偽りその他不正の手段により納税管理人を定めることを要しない旨の認定を受けた者は、30 万円以下の罰金に処される（地方税法

第 701 条の 38 第 1 項)。

(5) 非課税制度

市内の事業所等で行われる事業のうち、次のものは非課税となる。

なお、非課税に該当するか否かの判定は、法人にあっては事業年度の末日、個人にあっては暦年の末日の現況による（地方税法第 701 条の 34 第 6 項）。

ア 国、公共法人等が行う事業（地方税法第 701 条の 34 第 1 項）。

イ 公益法人、人格のない社団等が行う事業のうち、収益事業以外の事業に係る部分（同条第 2 項）。

ウ 所定の施設に係る事業所等で行う事業（同条第 3 項）。一例として、次のものがある。

- * 医療関係：病院、診療所、介護老人保健施設・介護医療院の一部、看護師その他医療関係者の養成所
- * 福祉関係：生活保護法上の保護施設の一部、小規模保育事業の用に供する施設、児童福祉施設の一部、認定こども園、老人福祉施設の一部、障害者支援施設、社会福祉事業の用に供する施設の一部、包括的支援事業の用に供する施設の一部、家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の用に供する施設
- * 環境・衛生関係：公衆浴場の一部、死亡獣畜取扱場、一般廃棄物収集・運搬・処分事業の用に供する施設
- * インフラ関係：水道施設、一般電気事業・送電事業・発電事業の用に供する施設の一部、一般ガス導管事業・ガス製造事業に供する施設の一部、鉄道事業者等が事業の用に供する施設の一部、一般乗合旅客自動車運送事業・一般貨物自動車運送事業等の事業者が事業の用に供する施設の一部、バスターミナル・トラックターミナルの用に供する施設の一部、国際路線の公共飛行場施設の一部、電気通信事業者がその事業の用に供する施設の一部、一般信書郵便事業者が事業の用に供する施設の一部、日本郵便株式会社が業務の用に供する施設の一部、駐車場の一部
- * その他：博物館、教育文化施設の一部、と畜場、農業者・林業者・漁業者が直接生産の用に供する施設の一部、農林水産業者の共同利用に供する施設の一部、卸売市場、勤労者の福利厚生施設の一部

エ 百貨店・旅館等の防火対象物で多数の者が出入するものに設置される消防用設備、避難施設等の一部に係る事業所床面積（同条第4項。なお、資産割のみ非課税となる）。

オ 港湾運送事業者が事業の用に供する施設の一部につき、その部分に係る従業者給与総額（同条第5項。なお、従業者割のみ非課税となる）。

(6) 税額の計算方法

事業所税の税額は、資産割と従業者割の合計額である。

なお、所定の施設等については、課税標準の4分の1から4分の3までが控除される特例がある（地方税法第701条の41、地方税法附則第33条）。特例の対象となるか否かは、法人にあっては事業年度の末日、個人にあっては暦年の末日の現況により判定される。

ア 資産割

(ア) 原則（地方税法第701条の40第1項、701条の42、701条の43第1項）

事業所床面積1㎡あたり600円である。ただし、市内の事業所床面積の合計が1000㎡以下の場合は免税となる。ちなみに、これらの床面積の計算には、非課税となる面積は含めない。

なお、法人にあっては事業年度の末日、個人にあっては暦年の末日（12月31日）を基準として判定される。

(イ) 共用部分がある場合（地方税法施行令第56条の16）

複数のテナントが入居するビルのエントランスホール、廊下、階段、エレベーター等、共用部分がある場合については、次のとおり計算される。

事業所床面積＝専用部分床面積＋（共用部分床面積×専用部分床面積／各専用部分床面積合計）

(ウ) 事業所の新設・廃止がある場合（地方税法第701条の40第2項）

法人にあっては事業年度の途中に、個人にあっては暦年の途中に事業所等を新設し又は廃止した場合、次のとおり月割計算を行う。

なお、免税点床面積以下であるか否かは、月割計算せず、事業年度又は暦年の末日の現況で判定する。

事業所床面積 = 事業年度・暦年の末日の床面積 × 所定の月数/12

＊ 所定の月数

新設の場合、新設日の属する月の翌月から事業年度・暦年の最後の月まで。ただし、新設日が事業年度・暦年の初日であるときは、月割計算しない。

廃止の場合、事業年度・暦年の最初の月から事業年度廃止日の属する月まで。

イ 従業者割

市内の事業所等において、一事業年度又は一年の間に、従業者（役員を含む。）に対し支払われるべき給与等の総額の 0.25%である（地方税法第 701 条の 31 第 1 項、701 条の 40 第 1 項、701 条の 42）。

ただし、市内の全ての事業所等において給与等を支払うべき従業者数の合計が 100 人以下の場合は免税となる（地方税法第 701 条の 43 第 1 項）。なお、この人数は、法人にあっては事業年度の末日、個人にあっては暦年の末日を基準として判定される。

ちなみに、この「従業者」には、65 歳以上の者、所定の障害者等は含まれない。ただし、これらの者が役員であるときは、従業者に含まれる（地方税法第 701 条の 31 第 1 項 5 号、地方税法施行令第 56 条の 17）。

また、「給与等」は、俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有するものをいうところ（地方税法第 701 条の 31 第 1 項 5 号）、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、現物給与等を含む一方、退職金、年金等は含まないと解されている（地方税法の施行に関する取扱いについて〔市町村税関係〕第 9 章三(6)イ(ア)）。

なお、課税対象の事業と非課税の事業との双方に従事した従業者については、従事した分量に応じて給与等の額を按分して計算する（地方税法施行令第 56 条の 49）。

(7) 所管課・係と人員体制

資産税課

諸税担当（令和4年4月1日時点で4名）のうち、正規雇用・常勤の職員1名が事業所税を担当していたが、令和4年10月に、正規雇用・常勤の職員が1名補充されて2名体制となった。

(8) 納税方法・事務手続

ア 申告納付等

申告納付については、上記(4)ア記載のとおりである。

また、納税管理人制度については、同(4)オ記載のとおりである。

イ 修正申告（地方税法第701条の49第2項）

申告書を提出した者は、申告書の課税標準額又は税額に不足があるときは、遅滞なく、市長に対し修正申告書を提出し、増加する税額を納付しなければならない。

提出した修正申告書の課税標準額若しくは税額に不足があるとき、後述の更正又は決定による課税標準額若しくは税額に不足があるときも、同様である。

ウ 更正等（地方税法第701条の58）

提出された申告書又は修正申告書について、その課税標準額又は税額が市の調査結果と異なるときは、市がこれを更正する。また、市は、更正した課税標準額又は税額に過不足額があると知ったときは、調査のうえ再び更正する。以上の更正又は再更正については、遅滞なく、納税義務者に通知される。

なお、提出した申告書について、その課税標準額又は税額等の計算が、法令に従っていない又は誤りがあることにより、納付税額が過大となる等、所定の場合には、申告者は、法定納期限（4(1)記載の所定の期限）から5年以内に限り、市長に対し、更正を請求することができる（地方税法第20条の9の3第1項）。また、提出された申告書について、すでに更正があったときは、再更正を請求することができる。

その他、申告書の課税標準額又は税額等の計算の基礎となった事実と異なる事実が判決により確定した、申告者に帰属するとされていた課税対象が他の者に帰属するとした賦課決定等があった等、所定の場合にも、更正を請求

することができる（同条第2項）。

エ 決定等（地方税法第701条の58）

事業所税の納付税額がある者が申告書を提出しなかった場合、市は、調査のうえ、その者が申告すべき課税標準額及び税額を決定する。また、市は、決定した課税標準額又は税額に過不足額があると知ったときは、調査のうえ再び決定する。以上の決定又は再決定については、遅滞なく、納税義務者に通知される。

なお、決定された課税標準額又は税額について、その計算の基礎となった事実と異なる事実が判決により確定した、その者に帰属するとされていた課税対象が他の者に帰属するとした賦課決定等があった等、所定の場合には、決定を受けたものは、所定の期限までに、市長に対し、更正を請求することができる（地方税法第20条の9の3第2項）。

(9) 減免制度

市長は、天災その他特別の事情がある場合において、事業所税の減免を必要とする者と認める者、その他特別な事情がある者に限り、条例の定めるところにより事業所税を減免することができる（地方税法第701条の57）。なお、減免の具体的な運用に当たっては「事業所税の減免について」（昭和50年8月26日自治市第72号自治省税務局長通知）によるべきものとされ（地方税法の施行に関する取扱いについて〔市町村税関係〕第9章三(8)）、この通知によると、地方税法上非課税とされ、又は課税標準の特例を受けている施設との均衡を考慮し、(1)学術文化の振興等に特に寄与するものと認められる施設、(2)中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設、(3)国の経済施策等に係る施設等について、必要に応じ、事業所税を減免することが適当とされる。

尼崎市においては、市長が「公益上その他の事由により特に必要があると認めるとき」は減免することができる（市税条例第106条）。そして、条例の施行について必要な事項は規則で定めるものとされ（市税条例第6条）、規則は、条例及びこの規則の施行について必要な事項は、主管局長が定めるものとする（尼崎市市税条例施行規則第18条）。これを受けて「事業所税減免取扱要綱」が定められており、尼崎市では、原則として同要綱に従い減免が処理されている。また、要綱外でも減免相当のものについては、別途決裁によ

り処理される。

なお、要綱の定める減免対象施設と減免額は、尼崎市が公開する「事業所税の手引（別冊）事業所税の非課税、課税標準の特例及び減免に係る一覧表」別表 3 記載のとおりである。

一例を挙げると、自動車教習所の一部、一般貸切旅客自動車運送事業者が事業の用に供する施設、酒類卸売販売業の保管用倉庫、古紙回収事業者が事業の用に供する施設、家具製造販売事業者の保管用施設、ビル室内清掃・整備管理等事業者が事業の用に供する施設等のうち所定のものが減免の対象とされている。

(10) 直近 5 年度のデータ

過去 5 年間の調定額、決算額、不納欠損額、収入未済額、収入率の推移及びその内訳は、次の表のとおりとなっている。

なお、令和元年度と令和 3 年度の現年課税分（現年度分）について、決算額が調定額を超過するが、これは調定外過誤納金があったためである。

調定外過誤納金が生じると、調定額が減額更正されているにもかかわらず収入されるため、収入額が調定額を上回ってしまう。

ちなみに、調定額、収入額、収入未済額及び調定外過誤納金の関係は、次のとおりである。また、調定外過誤納金は、当該年度の収入として決算した後、翌年度に、還付等を行い、歳出（市税還付金、還付加算金等）として計上する。

$$\text{収入未済額} = \text{調定額} - (\text{収入額} - \text{調定外過誤納金})$$

(単位：千円)

【平成 29 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,305,153	3,302,668	0	2,513	99.9 %
	過年度分	16,090	16,089	0	1	100.0 %
	小計	3,321,243	3,318,757	0	2,514	99.9 %
滞納繰越分		5,349	1,618	3,385	346	30.2 %
事業所税合計		3,326,592	3,320,375	3,385	2,860	99.8 %

【平成 30 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,284,386	3,282,693	0	1,693	99.9 %
	過年度分	49,109	46,547	0	2,562	94.8 %
	小計	3,333,495	3,329,240	0	4,255	99.9 %
滞納繰越分		2,860	613	0	2,247	21.4 %
事業所税合計		3,336,355	3,329,853	0	6,502	99.8 %

【令和元年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,280,314	3,281,049	0	1,109	100.0 %
	過年度分	86,211	86,211	0	0	100.0 %
	小計	3,366,525	3,367,260	0	1,109	100.0 %
滞納繰越分		6,502	6,155	347	0	94.7 %
事業所税合計		3,373,027	3,373,415	347	1,109	100.0 %

【令和 2 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,348,247	3,320,148	0	31,023	99.2 %
	過年度分	12,990	12,952	0	38	99.7 %
	小計	3,361,237	3,333,100	0	31,061	99.2 %
滞納繰越分		1,109	708	0	401	63.8 %
事業所税合計		3,362,346	3,333,808	0	31,462	99.2 %

【令和 3 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,505,633	3,505,854	0	226	100.0 %
	過年度分	45,080	45,080	0	0	100.0 %
	小計	3,550,713	3,550,934	0	226	100.0 %
滞納繰越分		30,782	29,440	0	1,342	95.6 %
事業所税合計		3,581,495	3,580,374	0	1,568	100.0 %

(11) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況

表題	結果の概要	改善内容要旨
①事業所税の床面積と固定資産税務システムの床面積の乖離について	市は平成 23 年度より事業所税の申告書に記載された床面積と固定資産税務システムに登録されている床面積が 1,000 ㎡以上乖離しているものについて原因を調査しているが、市が未調査のものから 6 件を抽出し調査したところ、申告漏れの可能性が極めて高いものが 1 件認められた。そのため 1,000 ㎡以下の乖離についても早急に乖離原因を調査すべきである。	＜平成 29 年改善済み＞ 平成 24 年度には 800 ㎡以上 1,000 ㎡未満、平成 25 年度には 500 ㎡以上 800 ㎡未満、平成 26 年度には 300 ㎡以上 600 ㎡未満、平成 27 年度には 200 ㎡以上 300 ㎡未満と、調査を対象を広げていき、最大 5 年間の修正・更正を行った。 これまでの調査結果を踏まえ費用対効果を検証した結果、今後は申告内容を確認する際に、原則 200 ㎡以上の乖離については調査する。
②従業者割の従業者数調査について	資産税課では、毎月情報政策課より法人市民税の申告従業者数と事業所税の申告従業者数を比較したリストを入手して調査するものとされているが、実際の運用においては、人員不足の問題等から調査を行っていなかった。効果的かつ効率的な調査を実施すべきである。	＜平成 26 年改善済み＞ 平成 24 年度には、法人市民税の申告従業者が 200 人を超え、事業所税の従業者割の申告がされていない事業者を抽出して調査を実施した結果、申告漏れが判明したものは無かった。 平成 25 年度には、法人市民税の申告従業者数と事業所税の申告従業者数に 200 人以上の乖離があるものを対象に調査を実施したが、申告漏れが判明したものは無かった。

2 監査の重点と監査方法

(1) 監査の重点

事業所税の課税実務において、システム化による正確性と効率性について、重点的に確認した。

また、平成 24 年度報告書において結果又は意見があった事項について、その後の改善状況を重点的に確認した。

(2) 監査方法

ア システムについては、システムの機能や操作方法を実際に確認するとともに、説明資料及び出力結果を閲覧した。

イ 具体的事案の処理状況については、記録を編てつした簿冊を閲覧するとともに、監査人及び補助者が指定する条件により機械的に抽出したサンプルを精査した。

ウ 事務処理の具体的方法及びその管理状況については、業務マニュアル等を閲覧するとともに、ヒアリングを行った。

3 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果、明らかになった事実

ア 床面積データ

申告書に記載された床面積と、システムに登録された床面積データとの間で、面積の乖離が 50%以上であるものが、令和 2 年 12 月調定分から令和 3 年 11 月調定分までの 1 年間で 30 件あった。また、乖離率 50%未満のものも多数発見された。

なお、令和 3 年 1 月 1 日、新システムを導入したことに伴い、従来のシステムに入力されていた情報の誤りが相当数発見されるに至った。新システムでは、自己所有の物件が二重登録されていると思しきものを抽出することができ、市は、昨年よりこの解消作業を進めている。

また、市は、令和 2 年 11 月 20 日より、新たに、調査対象の選定基準として、床面積の乖離が 200 m²超のものであって、申告書記載の床面積とシステムに登録された床面積との乖離の率が 50%以上のものを優先することとした。調査の効果を期待でき、かつ課税額が大きく変動し得るからである。

イ 人員体制

上述のとおり、資産税課諸税担当における事業所税の担当者は、令和4年10月より正規雇用・常勤の職員が1名増員され、計2名体制となった。

なお、事務処理については、令和3年1月1日より、新システムを導入し、マニュアルを整備したことにより、効率化と標準化が図られつつある。

ウ 事業所用家屋貸付申告

事業所用家屋貸付申告について、そもそも家主が能動的・自発的に申告を行わないケースが少なくない。こうしたケースでは、市が、申告義務者と思しき者を調査のうえ申告書を送付し、申告を指導することで申告につなげており、事務負担は小さくない。

エ 未申告者への対応

事業所税に関する申告は、申告義務者が能動的・自発的に申告せず、市の担当者による申告書の送付、案内、指導等を受けて、ようやく申告に至るケースが少なくない。なお、申告書とともに送付される案内文のなかには過料の規定が示されていないものがある（申告の手引には、過料等の説明があるものの、ページ数の関係で毎年配布されるものではなく、申告義務者において、市のホームページを閲覧する等の行動が必要となる場合がある。）。

(2) 結果及び意見

ア 床面積データ

【結果 9】 床面積に関する申告書とシステム登録データとの乖離原因追及の必要性

尼崎市は、システムに登録された床面積データについて、申告書の記載との乖離の原因追及に継続的に取り組むべきである。

将来的には、調査対象となる物件の乖離率を順次厳しく設定し、申告書とシステムとの乖離を是正していくことが望まれる。

(理由)

上述のとおり、平成24年度報告書における監査の結果（前掲の表における結果①）において、実際の床面積と、システムに登録された床面積と

の乖離があるもののうち、乖離面積が（1,000 m²超のものだけでなく）1,000 m²以下のものについても早急に調査すべき旨の指摘がなされ、その後、市は順次調査対象を広げて修正・更正を行ってきた。

不正確な床面積情報に基づき課税事務を行うことは、事業所税の課税標準を誤認したまま課税する又は免税点以下と判断するおそれがある以上、正確な情報の入手が必須である。

市は、今後も、システムに登録されている床面積データを実態に即したものに修正すべく、継続的に調査に取り組むべきであるが、将来的には、調査対象となる物件の乖離率を40%、30%と順次、厳しく設定し、申告書とシステムとの乖離を徐々に是正していくことが考えられる。

イ 事業所用家屋貸付申告

【意見 20】 事業所用家屋貸付申告制度の理解促進の必要性

尼崎市は、事業所用家屋貸付申告制度の理解促進を図るべきである。

具体的には、税理士・税理士会に対する制度案内を行い、案内文に、未申告者に対する過料の規定の存在を明記すること等を検討されたい。

（理由）

事業用家屋の貸付けの有無は、事業所税の課税標準を変動させる重要な事実であるが、市がこれを正確に把握するには、家屋の所有者から事業用家屋貸付申告書の提出を受けることが重要である。

確かに、現在、市のホームページや事業所税の手引には、事業用家屋貸付申告制度の案内がある。また、市の担当者が調査し、申告義務者と思しき者に対し申告書を送付し、問合せがあれば説明し、申告を指導することで、理解の促進を図っている。

しかし、そもそも、事業所税の納税義務者に対し事業所用家屋を貸し付けている者は、法令上申告義務を負っている（地方税法第701条の52第2項）ものであって、申告書の送付や指導を待つのではなく、自らの義務を果たすべく自発的に申告するのが本来の建前である。担当者の努力は大変なものであるが、そうした事務負担が発生すること自体、不合理である。

かかる状況を改善するには、①申告義務者に対し理解促進を図るとともに、②悪質な懈怠者に対しては過料の制裁を躊躇しないことが重要と考える。

制度の理解促進を効率的に行う一案としては、事業所用家屋の貸付けを行う者が法人税又は所得税（事業所得若しくは不動産所得）の申告を行う際に、税理士が関与することが多い以上、税理士・税理士会を通じた制度案内も有効と思われる。

また、後者については、事業用家屋貸付申告の義務を負うが納税義務者でない者にあつては、不申告加算金を課す余地はなく、過料を科すことは可能であり（地方税法第 701 条の 52 第 2 項、701 条の 54、市税条例第 105 条第 2 項、105 条の 2 第 1 項）、この方法による申告の促進は検討に値する。

よって、事業用家屋貸付申告の制度周知のため、税理士等を通じた案内を実施するとともに、未申告者対策として、まずは過料の規定の存在を案内文に記載することを実施されたい。

ウ 未申告者への対応

【意見 21】 未申告者等に対する申告義務と過料の規定の周知

尼崎市は、申告義務を果たさない者には過料の制裁があり得ることを、申告者・納税義務者が意識できる機会を増やすための、効果的な取組みを検討すべきである。

（理由）

平成 24 年度報告書においては、申告者に対しては過料の規定を示して督促する等、実効性ある対応を図るべき旨の意見が述べられている。

上述したとおり、そもそも、申告義務を負う者は、自らの義務を果たすべく自発的に申告すべきものであるが、未申告者にあつてはこうした意識に乏しいことが考えられることから、市の担当者において、申告義務、納税義務を意識させる努力の継続が必要である。

未申告者が期限後に申告を行ったときには、未申告加算というペナルティーが課されるところ、同加算制度が適正な申告を促すための一助となっていることは事実であり、また、未申告者には決定により課税を行う手続も用意されているが、これらはあくまでも未申告の発生を前提とした手続であり、市の業務の効率化の観点からは、そもそも期限内に適正な申告を行い、未申告を発生させないために、さらに有効な手段はないかが常に検討されなければならない。

前記事業所用家屋貸付においても述べたように、申告義務者に同義務を意識付け、適正な申告を促すためには、事業所税の申告制度自体の周知、未申告加算制度の周知と合わせて、申告義務を果たさない者には過料の制裁があり得ることを認識させることも効果的と考えられるので、申告者・納税義務者が意識できる機会を増やすために、効果的な取組みを検討されたい。

第5 市たばこ税

1 概要

(1) 意義

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）又は卸売販売業者（以下、「製造業者等」という。）が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課される租税（普通税）である（地方税法第2条、5条第2項4号、465条、市税条例第70条）。

なお、国たばこ税、都道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率は、平成30年、令和2年及び令和3年に段階的に引き上げられたが、これに伴い、これら各年10月1日午前0時現在において、たばこの小売販売業者、卸売販売業者及び特定販売業者に対し、合計2万本以上の製造たばこを販売目的のために所持していた場合には、その所持する製造たばこについて、税率の引き上げ分に相当するたばこ税（手持品課税）が課税されている（たばこ税法附則平成30年3月31日法律第7号51条、市税条例附則平成30年6月22日条例第34条11）。

(2) 課税対象

製造業者等が市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこ（手持品課税については、製造業者等及び小売販売業者が店舗、営業所、倉庫、居宅等で所持する製造たばこ）。

(3) 納税義務者

製造たばこの製造者等（手持品課税については、小売販売業者も）

(4) 申告義務者

上記（3）と同じ

(5) 非課税制度

なし

(6) 税額の計算方法

売渡等をした製造たばこの本数×税率（地方税法第468条、市税条例第72条）

ア 紙巻きたばこ等の税率

1,000 本当たり 6,122 円（令和 3 年 9 月 30 日まで）

1,000 本当たり 6,552 円（同年 10 月 1 日から）

イ 令和元年 10 月 1 日以降、旧 3 級品紙巻きたばこの特例税率は廃止された。

ウ 加熱式たばこは、「重量」及び「価格」により紙巻きたばこの本数に換算する。ただし、その換算については、平成 30 年 10 月 1 日から令和 4 年 10 月 1 日までにかけて段階的に行われる。

エ 軽量の葉巻きたばこ（1 本 1 g 未満）は、紙巻きたばこ 1 本に換算する（令和 3 年 10 月 1 日以降）。

オ 手持品課税については、合計 2 万本より少ない製造たばこを所持している場合は、課税対象とならない。

(7) 所管課・係と人員体制

市民税課

管理・法人担当 10 名のうち 2 名が市たばこ税を担当している（令和 4 年 4 月 1 日現在）。

(8) 納税方法・事務手続

前記納税義務者が、毎月の売渡分をまとめて、翌月末日までに市に申告・納付する（地方税法第 473 条、市税条例第 73 条の 2）。なお、令和 3 年 10 月の手持品課税については、同年 11 月 1 日申告期限、令和 4 年 3 月 31 日納付期限であった。

(9) 減免制度

なし

(10) 直近 5 年度分のデータ

過去 5 年間の調定額、決算額、不納欠損額、収入未済額、収入率の推移及びその内訳は、次の表のとおりとなっている。

(単位：千円)

【平成 29 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,330,999	3,330,999	0	0	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	－
	小計	3,330,999	3,330,999	0	0	100.0%
滞納繰越分		0	0	0	0	0
市たばこ税合計		3,330,999	3,330,999	0	0	100.0%

【平成 30 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,272,898	3,272,944	0	0	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	－
	小計	3,272,898	3,272,944	0	0	100.0%
滞納繰越分		0	0	0	0	0
市たばこ税合計		3,272,898	3,272,944	0	0	100.0%

【令和元年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,301,837	3,301,837	0	0	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	－
	小計	3,301,837	3,301,837	0	0	100.0%
滞納繰越分		0	0	0	0	0
市たばこ税合計		3,301,837	3,301,837	0	0	100.0%

【令和２年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,265,033	3,265,015	0	18	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	－
	小計	3,265,033	3,265,015	0	18	100.0%
滞納繰越分		0	0	0	0	0
市たばこ税合計		3,265,033	3,265,015	0	18	100.0%

【令和３年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	3,444,232	3,444,232	0	0	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	－
	小計	3,444,232	3,444,232	0	0	100.0%
滞納繰越分		18	18	0	0	100.0%
市たばこ税合計		3,444,250	3,444,250	0	0	100.0%

(11) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況
なし（意見もなし）

2 監査の重点と監査方法

(1) 監査の重点

市たばこ税については、過去 5 年度分を見たところ、不納欠損額、収入未済額は殆ど無く、収入率も 100%なので、監査の重点は、納税義務者の申告が適正に行われているか、その内容の正確性をどのように確認したのかという点に置いた。

(2) 監査方法

担当職員へのヒアリングと関係書類の閲覧を行った。閲覧した書類は、①令和3年4月～令和4年3月の月別調定表（7社分）、②令和3年度市たばこ税売払集計表（本数、税額別、月別）、③令和3年度市たばこ税申告実績表、④令和3年3月分～令和4年2月分の市町村たばこ税申告書（「返還に係る製造たばこの明細表」添付、7社分）、⑤県作成のたばこ税・市町村別・事業者別売渡し本数明細表（令和3年3月～同年12月、7社分）、⑥令和3年度市町村たばこ税の手持品課税納税申告書（無作為抽出した17通）、⑦令和3年度市たばこ税（手持品課税）の不申告加算金について（決裁）等である。

3 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果、明らかになった事実

ア 申告書記載の「課税標準数量」（本数）について

市は、申告書記載の「課税標準数量」（本数）については、その数量が県から市へ送付される月間の「たばこ税・市町村別・事業者別売渡し本数明細書」記載数量（本数）と一致していることをもって、その正確性を確認している。しかし、県からは3～12月分がまとめて送付されるものの、毎年、1月分、2月分の送付を受けていない。

イ 申告書記載の「返還控除を受けようとする本数」について

申告書記載の「返還控除を受けようとする本数」については、前記明細書に記載がなく、その正確さの確認が行われていない。

ウ 手持品課税の申告書について

手持品課税の申告書については、所轄税務署が無申告も含めて正確性を調査しているが、市としては独自の調査は実施していない。

(2) 結果及び意見

【意見 22】 県からの明細書送付の不完全

尼崎市は、兵庫県に対し、毎年 の 1 月分、2 月分についても前記明細書の送付を求めるべきである。

(理由)

県から市へ送付される月間の「たばこ税・市町村別・事業者別売渡本数明細書」記載数量（本数）については、全ての月において送付を受けることにより、申告内容の正確さを確認する必要がある。

【意見 23】 申告内容の正確さの確認の不十分

尼崎市は、「返還控除を受けようとする本数」を含めて、申告内容の正確さを確認するため、申告納税義務者が所持保管している帳簿等を調査すべきである。

(理由)

平成 24 年度報告書には、調査を実施しない理由として、「返還控除本数を申告している先は、日本を代表する企業とその関係会社であることから誤った申告や不正な申告を行う可能性は極めて低いこと」を市が挙げていると記載されているが、上場有名企業が不正検査等の問題を最近引き起こしていることから考えても、何の調査も実施しないことは適当ではない。

費用対効果の問題もあるので、調査先、調査頻度等を考慮したサンプリング調査を検討されたい。

【意見 24】 手持品課税の申告内容確認の不十分

尼崎市は、手持品課税について、その申告の適正を確認するために、小売販売業者に記帳義務がある帳簿などを対象とする市独自の調査の実施を検討すべきである。

(理由)

申告内容の適正さ、正確さを担保するため、税務署による調査のみに依存することなく、市独自の視点でも確認することが望ましい。

第6 入湯税

1 概要

(1) 意義

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課される租税（目的税）である（地方税法第2条、第5条第4項、第701条）。

(2) 課税対象

鉱泉浴場における入湯（市税条例第96条の9）。

※ 地方税法には鉱泉浴場の定義はないが、温泉法上の温泉や鉱泉水を使用する浴場のことをいうと解されている。

(3) 納税義務者

鉱泉浴場に入湯する者（市税条例第96条の9）

(4) 申告義務者

鉱泉浴場の経営者（市税条例第96条の13第1項）

(5) 非課税制度

なし

(6) 税額の計算方法

入湯客数×税率

税率（市税条例第96条の11）

ア 宿泊を伴う場合 150円（1人1泊2日）

イ 宿泊を伴わない場合 75円（1人1日）

(7) 所管課・係と人員体制

市民税課

管理・法人担当10名のうち2名が入湯税を担当している（令和4年4月1日現在）。

(8) 納税方法・事務手続

ア 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始日の前日までに所定の事項を市長に申告しなければならない（市税条例第 96 条の 14）。

イ 鉱泉浴場の經營者（入湯税の特別徴収義務者）は、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額等を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない（市税条例第 96 条の 13）。

(9) 課税免除（市税条例第 96 条の 10。減免制度はない。）

ア 12 歳未満の者

イ 共同浴場又は一般公衆浴場（公衆浴場法基準条例〔昭和 39 年兵庫県条例第 64 号〕第 2 条第 1 項）に入湯する者

(10) 直近 5 年度分のデータ

過去 5 年間の調定額、決算額、不納欠損額、収入未済額、収入率の推移及びその内訳は、次の表のとおりとなっている。

（単位：千円）

【平成 29 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	18,094	18,094	0	0	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	—
	小計	18,094	18,094	0	0	100.0%
滞納繰越分		39,775	0	39,775	0	—
入湯税合計		57,869	18,094	39,775	0	31.3%

【平成 30 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	17,285	17,285	0	0	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	—
	小計	17,285	17,285	0	0	100.0%
滞納繰越分		0	0	0	0	—
入湯税合計		17,285	17,285	0	0	100.0%

【令和元年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	19,256	19,256	0	0	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	—
	小計	19,256	19,256	0	0	100.0%
滞納繰越分		0	0	0	0	—
入湯税合計		19,256	19,256	0	0	100.0%

【令和 2 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	12,626	12,626	0	0	100.0%
	過年度分	0	0	0	0	—
	小計	12,626	12,626	0	0	100.0%
滞納繰越分		0	0	0	0	—
入湯税合計		12,626	12,626	0	0	100.0%

【令和 3 年度】		調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年課税分	現年度分	12, 204	12, 204	0	0	100. 0%
	過年度分	3	3	0	0	—
	小計	12, 207	12, 207	0	0	100. 0%
滞納繰越分		0	0	0	0	—
入湯税合計		12, 207	12, 207	0	0	100. 0%

(11) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況

表題	結果の概要	改善内容要旨
①過少申告問題について	入湯税導入当初に特別徴収義務者と市職員との間で過少申告を行う合意をした問題が平成 24 年まで発覚しなかったことについて、①担当者の交代による引継ぎが適切に行われていなかったこと、②申告書の記載内容が正確かどうかの検証が行われていなかったことが問題であったと考えられる。 特に②については、現地に赴き帳簿と申告入湯客数を突き合わせるなどの検証を行えば、今回の問題が発見できる可能性が高かったはずである。そのため、少なくとも年 1 回以上は現地調査を実施すべきである。	＜平成 26 年改善済み＞ 現地調査については年 1 回行うこととし、毎月の特別徴収義務者より提出される申告書・日報等の資料の確認を行うこととした。

2 監査の重点と監査方法

(1) 監査の重点

平成 24 年に発覚した過少申告のようなコンプライアンス上の問題が再発しないための対策が実施されているかを重点的に監査した。

(2) 監査の方法

入湯税の財務事務が合理性、経済性、公平性等に照らして問題なく行われているか否かを検討するため、当該事務の流れについて説明を受けたうえで、①入湯税納入申告書（入湯客数を記載した基礎資料を含む）、②その申告額の換算シート（市担当者作成）、③調定決裁書、④実施された現地調査結果の報告書（調査員作成の入湯税調査記録添付）、⑤名寄収納状況照会（結果）、⑥入湯税関係書保管文書台帳を閲覧した。

また、平成 24 年度の入湯税過少申告問題については、公表されている「入湯税の過少申告問題に係る報告書」（平成 24 年 11 月 7 日尼崎市）、「入湯税の過少申告問題に係る意見書」（平成 25 年 5 月 9 日尼崎市入湯税問題第三者会議）、「入湯税の過少申告問題に係る総括」（平成 26 年 2 月 25 日）、「コンプライアンスの手引き」（令和 4 年 2 月尼崎市職員必携）、「コンプライアンスの手引き（事業者対応編）」（令和 4 年 4 月尼崎市職員必携）、入湯税更正処分等取消訴訟の判決書等を閲読した。

加えて、市ウェブサイト上で、入湯税に関する質疑記載のある市議会議事録（本会議、委員会）を閲読した。

3 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果、明らかになった事実

ア 「引継ぎ」について

担当者が交代したときに行われている「引継ぎ」について、引継ぎの事実及び引継ぎ事項が記載されている文書は作成されていなかった。

イ 「現地調査」について

「現地調査」については、担当者 2 名が、令和元年は 1 社については 1 回他社については 2 回、令和 2 年は 2 社とも各 1 回、令和 3 年は 2 社とも各 1 回訪問し、営業日報等と申告入湯客数が合致しているか否かを調査した。

その結果、1 社については令和 2 年、令和 3 年について営業日報と申告添付資料の数字が異なることが判明し、後日、更正して加算金、延滞金が納付された。

上記のとおり、平成 24 年度報告書において指摘された結果内容については、公表された措置状況どおり改善されていることを確認した。

なお、「抜き打ち」調査は実施されていないが、調査の実効性や効率性を考えると現実的ではないと考える。不適正・悪質な申告が具体的に疑われるような場合を除いては、事前通知のうえでの訪問調査で問題はないと考える。

ウ 入湯税問題再発防止策について

前記「入湯税の過少申告問題に係る総括」において入湯税問題再発防止策とされた①税務事務改革改善委員会は、平成 25 年 8 月に立ち上げられ、以来、年 1～3 回（令和 4 年 7 月 8 日までに 18 回）各課の課題を共有するための会議が開催され、②税務事務総合マニュアルが作成され、③新任研修や自主研修が実施されており、また、④コンプライアンス推進委員会が倫理啓発推進委員会を改組するかたちで立ち上げられた。よって、前記総括や第三者会議提言は概ね実行されていることが確認できた。

エ 帳簿の保存期間について

入湯税の特別徴収義務者が作成する帳簿の保存期間は、市税条例第 96 条の 15 では 1 年間とされている。

(2) 結果及び意見

【意見 25】 引き継ぎ資料の充実

尼崎市は、担当者交代時の引き継ぎの際に、重要な課題については、それが行われたことを新旧担当者間で引継日・氏名・引継事項などを記載して記録化すべきである。

(理由)

将来問題が生じたときに、その経過を検証し、責任の所在を究明するためには、引き継ぎ時の重要事項についての記録化が必要である。

【意見 26】 帳簿の保存期間の延長

特別徴収義務者が作成する帳簿（日々の入湯客数その他入湯税の徴収に関して必要な事項を記載）の保存期間を 1 年から 5 年に延長することを検討されたい。

（理由）

入湯税の特別徴収義務者が作成する帳簿の保存期間が帳簿閉鎖日から 1 年とされていることについて（市税条例第 96 条の 15）、申告書の保存期間が消滅時効と同じ 5 年保管とされていること（尼崎市公文書管理指針）との整合性がとれていないので、5 年に揃えること（市税条例の改正）を検討されたい。税務調査において不適正な申告が発覚した場合、過年度においても同様の問題が生じていないか確認する必要がある。因みに、他市では 5 年保存、7 年保存を条例で定めている例もある。

第7 軽自動車税

1 概要

(1) 意義

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下、「軽自動車等」という。）を所有している者に対して課される租税（普通税）である（地方税法第442条第3号）。

令和元年10月1日から自動車取得税（県税）が廃止され、軽自動車税（環境性能割、地方税法第442条第1号）が創設され、それまでの軽自動車税は軽自動車税（種別割、同条第2号）に名称変更された。なお、軽自動車税（環境性能割）は市税であるが、賦課徴収は、当分の間県が行うものとされている（地方税法附則第29条の9第1項、兵庫県軽自動車税環境性能割事務取扱要領）。

(2) 課税対象

軽自動車等（地方税法第442条）

(3) 納税義務者

ア 種別割

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場所のある軽自動車等を所有又は使用する者（地方税法第463条の16）。

イ 環境性能割

市内に主たる定置場所のある三輪以上の軽自動車を取得した者。

(4) 申告義務者

軽自動車税（種別割）は賦課決定方式が適用される税であるが、その納税義務者は、賦課徴収に必要な事項を記載した申告書又は報告書を市長に提出しなければならない（地方税法第463条の19。市税条例第67条）。

環境性能割については申告納税方式が適用され、その納税義務者は必要事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない（地方税法第453条、454条。市税条例第61条の5）。

(5) 非課税制度

ア 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては課税することはできない（地方税法第 445 条第 1 項）。

イ 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので条例に定めるものに対しては課税することはできない（同条 2 項）。

ウ 環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対して環境性能割は課税することはできない（同法第 446 条第 1 項）。

(6) 税額の計算方法

ア 種別割

車 種				税 率	
				改正前	改正後
原動機付自転車	総排気量が 50cc 以下のもの 定格出力が 0.6kW 以下のもの			1,000 円	2,000 円
	総排気量が 50cc を超え 90cc 以下のもの 定格出力が 0.6kW を超え 0.8kW 以下のもの			1,200 円	2,000 円
	総排気量が 90cc を超え 125cc 以下のもの 定格出力が 0.8kW を超え 1.0kW 以下のもの			1,600 円	2,400 円
	三輪以上で総排気量が 20cc を超え 50cc 以下のもの（ミニカー〔注 1〕）			2,500 円	3,700 円
軽自動車	二輪で総排気量が 125 cc を超え 250 cc 以下のもの			2,400 円	3,600 円
	三輪で総排気量が 660 cc 以下のもの			3,100 円	3,900 円
	四輪以上のもの	乗 用	営 業 用	5,500 円	6,900 円
			自 家 用	7,200 円	10,800 円
	〔総排気量が 660 cc 以下のもの〕	貨物用	営 業 用	3,000 円	3,800 円
			自 家 用	4,000 円	5,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用を除く（フォークリフト、ショベルローダー等）			4,700 円	5,900 円
二輪の小型自動車	総排気量が 250 cc を超えるもの			4,000 円	6,000 円

〔注 2〕

〔注 2〕

（注 1）ミニカーとは、三輪以上で総排気量が 50 cc（0.6 kW）以下のもののうち、車室を有するもの又は左右の車輪の距離が 50 cm を超えるものをいう。

（注 2）改正後の税率は平成 27 年度分から適用。ただし、平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車については、改正前の税率を適用

■ 経年車重課

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車に係る平成28年度以後の軽自動車税（種別割）について、概ね20%を重課する。ただし、電気自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃料機関の燃料として用いる電力供用軽自動車並びに被牽引車は重課対象外とする。

区 分			税率
三 輪			4,600 円
四輪以上	乗 用	営業用	8,200 円
		自家用	12,900 円
	貨 物 用	営業用	4,500 円
		自家用	6,000 円

■ グリーン化特例（軽課）

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに（令和5年3月31日まで2年間延長改正）最初の新規検査を受けた三輪、四輪以上の軽自動車（電気自動車以外の軽自動車については、各種排出ガスに係る基準を満たすものに限る。）について、取得の翌年度の軽自動車税（種別割）の税率を軽減する。

車種別の対象および軽減税率

	対象車		税率
軽乗 用車	電気軽自動車・天然ガス自動車（注1）		概ね75%軽減
	ガソリン車 ハイブリッ ド車	令和2年度燃費基準+令和12年度燃費 基準90%以上達成車（注2）	概ね50%軽減 （注3）
		令和2年度燃費基準+令和12年度燃費 基準70%以上達成車（注2）	概ね25%軽減 （注3）
軽貨 物車	電気軽自動車・天然ガス自動車（注1）		概ね75%軽減

- (注 1) 平成 21 年排出ガス基準 NO×10%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制を達成しているものが対象。
- (注 2) 平成 30 年排出ガス基準 NO×50%以上低減又は平成 17 年排出ガス基準 NO×75%以上低減を達成しているものが対象。
- (注 3) 乗用営業車のみ対象。

イ 環境性能割（軽自動車）

対 象 車				軽自動車税 環境性能割 (適用税率%、新車・中古車 共通(※3))	
				自家用	営業用
電気軽自動車				非課税	非課税
燃料電池車					
天然ガス軽自動車 (H30 年排出ガス基準適合 [3.5 t 以下の自動車] 又は H21 年排出ガス基準 10%低減)					
プラグインハイブリッド軽自動車					
ガソリン乗用車	H30 年排出ガス基準 50% 低減 又は H17 年排出ガス基準 75% 低減	R12 年度燃費基準	75%達成かつ R2 燃費基準達成車	1.0	0.5
		又は R2 年度燃費基準	109%達成車 (※1)		
		又は H22 年度燃費基準	62%向上達成車 (※2)		
		R12 年度燃費基準	60%達成かつ R2 燃費基準達成車	2.0	1.0
		又は R2 年度燃費基準	達成車 (※1)		
		又は H22 年度燃費基準	50%向上達成車 (※2)		
		R12 年度燃費基準	55%達成車	2.0	1.0
		又は R2 年度燃費基準	80%達成車 (※1)		
		又は H22 年度燃費基準	19%向上達成車 (※2)		

対 象 車				軽自動車税 環境性能割 (適用税率%、新車・中古車 共通(※3))	
				自家 用	営業 用
ガソリントラック 【車両総重量 2.5 t 以下】	H30 年排出ガス基準 50% 低減 又は H17 年 排出ガス基準 75%低減	H27 年度燃費基準	25%向上達成車 (※2)	非課 税	非課 税
		又は H22 年度燃費 基準	57%向上達成車 (※2)		
		H27 年度燃費基準	20%向上達成車 (※2)	1.0	0.5
		又は H22 年度燃費 基準	50%向上達成車 (※2)		
		H27 年度燃費基準	15%向上達成車 (※2)	2.0	1.0
		又は H22 年度燃費 基準	44%向上達成車 (※2)		
上記表中に該当のないもの				2.0	2.0

(注 1) 「令和 2 年度燃費基準」については、令和 12 年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に限り適用。

(注 2) 「平成 22 年度燃費基準」については、令和 12 年度基準エネルギー消費効率、令和 2 年度基準エネルギー消費効率及び平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に限り適用。

(注 3) 税額は、中古車（残価額）又は新車（取得価額）×税率をもって算出する。

■ 税率の特例（環境性能割）

令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得した自家用自動車について、税率を 1%軽減する。

(7) 所管課・係と人員体制

税務管理課

窓口担当 6 名のうち 4 名が軽自動車税を担当している（令和 4 年 4 月 1 日現在）。

(8) 納税方法・事務手続（種別割）

納期は、5 月 1 日から同月末日までとされており（市税条例第 63 条第 2 項）、月割課税制度ではないので、所有者等が 4 月 2 日以降に廃車等しても全額納付義務があり、同日以降取得しても当該年度は納税義務がない。

納税義務者の把握は、軽自動車等の所有者を把握することなので、そのためには適正な登録・廃車事務が前提になる。すなわち①原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車については、税務管理課が登録を行う場所であり、届出者は同課又は各サービスセンターで軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書を作成・提出する手続を行う。②軽二輪車（125cc 超 250cc 以下）、二輪車の小型自動車（250cc 超）については、神戸運輸監理部兵庫陸運部において、③軽三輪車、軽四輪車（660cc 以下）については、軽自動車検査協会兵庫事務所において、それぞれ登録手続を行う。ここで提出された申告書は市税務管理課へ転送され入力作業が行われる。

(9) 減免制度

軽自動車税の減免制度の概要は、次の表のとおりである。

減免項目	減免対象事由又は要件	減免額
公益のため直接その目的に専用する軽自動車 (市税条例第 69 条第 1 項第 1 号、取扱要綱第 3 条)	社会福祉事業を行う法人（公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人）が所有し、専ら障害者のために使用するものとして市長が認める軽自動車等	全額
身体障害者が所有し、自ら使用する軽自動車等 (同条第 1 項第 2 号、取扱要綱第 4 条)	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保護福祉手帳のいずれかの交付を受けている者（障害の区分によりその者と生計を一にする者、常時介護者を含む）が所有し、自ら使用する軽自動車（1 台に限る）	全額 (年の中途において減免すべき事項に該当することとなった場合には、その該当することとなった月の属する年度の翌年度から減免)
市長が特に必要があると認めるもの（同条第 2 項、取扱要綱第 5 条)	身体障害者等が自ら使用するために所有する軽自動車等、身体障害者等が所有する軽自動車等で専ら生計を同一とする又は常時介護する者が運転するもの、身体障害者等と生計を同一にする者が所有する軽自動車等で身体障害者又は生計を同一にする又は常時介護者が運転するもの	
	その構造が専ら身体障害者等の利用に供するため、特別の仕様により製造された軽自動車等又は一般の軽自動車等に同種の構造変更が加えられた軽自動車等	全額

(10) 直近 5 年度分のデータ

過去 5 年間の調定額、決算額、不納欠損額、収入未済額、収入率の推移及びその内訳は、次の表のとおりとなっている。

(単位：千円)

【平成 29 年度】			調定額	決算額	不納欠損額	実質収入未済額	収入率
環境性能割			—	—	—	—	—
種別割	現年課税分	現年度分	393,573	377,722	0	15,962	96.0%
		過年度分	299	292	0	7	97.7%
		小計	393,872	378,014	0	15,969	96.0%
	滞納繰越分		35,930	9,571	3,471	22,909	26.6%
軽自動車税合計			429,802	387,585	3,471	38,878	90.2%

【平成 30 年度】			調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
環境性能割			—	—	—	—	—
種別割	現年課税分	現年度分	406,740	391,747	0	15,080	96.3%
		過年度分	287	265	0	22	92.3%
		小計	407,027	392,012	0	15,102	96.3%
	滞納繰越分		38,193	11,397	2,765	24,056	29.8%
軽自動車税合計			445,220	403,409	2,765	39,158	90.6%

【令和元年度】			調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
環境性能割			6, 184	6, 184	0	0	100. 0%
種別割	現年課税分	現年度分	420, 024	405, 696	0	14, 504	96. 6%
		過年度分	304	274	0	30	90. 1%
		小計	420, 328	405, 970	0	14, 534	96. 6%
	滞納繰越分		38, 412	9, 956	3, 364	25, 123	25. 9%
軽自動車税合計			464, 924	422, 110	3, 364	39, 657	90. 8%

【令和 2 年度】			調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
環境性能割			17,919	17,919	0	0	100.0%
種別割	現年課税分	現年度分	432,568	420,692	6	12,005	97.3%
		過年度分	330	301	0	29	91.2%
		小計	432,898	420,993	6	12,034	97.2%
	滞納繰越分		38,860	10,566	2,275	26,037	27.2%
軽自動車税合計			489,677	449,478	2,281	38,071	91.8%

【令和 3 年度】			調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収入率
環境性能割			19,765	19,765	0	0	100.0%
種別割	現年課税分	現年度分	444,900	433,009	8	12,038	97.3%
		過年度分	163	157	0	6	96.3%
		小計	445,063	433,166	8	12,044	97.3%
	滞納繰越分		37,069	9,378	3,237	24,482	25.3%
軽自動車税合計			501,897	462,309	3,245	36,526	92.1%

(11) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況

監査の結果はなし。

1 件、納税義務者が海外への転出届を市民課へ提出する際に、納税に必要な手続を行うよう口頭で伝えることや、書面を渡すなど、納税を促す対応を行うべきとの意見が述べられていたが、現時点においては、海外転居者と同じ世帯であった者に車両状況や納税通知書送付の可否を問い合わせているほか、市民課で市外転出者向けのリーフレットを交付していることから、一定の措置はなされている。

2 監査の重点と監査方法

(1) 監査の重点

軽自動車税（種別割）について、賦課徴収のために必要な申告とその受付がなされているか、減免処理事務が適正に行われているか、納税義務者の把握が行われているかに置いた。

(2) 監査方法

①担当者からの口頭又は書面によるヒアリング、②標識保管場所への実査、③関係書類の閲覧を行った。

主な閲覧書類は、(ア)調定関係書類、(イ)軽自動車税（種目別）申告（報告）兼標識交付申請書、(ウ)減免継続申請書（兼使用状況調査書）、(エ)課税取消申立書課税取消決議書及び決定通知書、(オ)標識管理台帳等である。

合規性判断については、関係法令、市税条例のほかに、「尼崎市軽自動車税減免取扱要綱」「尼崎市軽自動車税の職権による登録抹消に関する事務取扱要綱」「尼崎市軽自動車税の申立てによる課税取消に関する事務取扱要綱」等も閲読した。

3 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果、明らかになった事実

ア 軽自動車税（種別割）申告（報告）兼交付申請書の記載について

軽自動車税（種別割）申告（報告）兼交付申請書 48 通を無作為抽出し閲覧したところ、「納税義務発生日(a)」「譲渡取得証明書（年月日）(b)」、「廃棄年月日」「取得・変更等年月日」の記載がないものや、(a)と(b)の年月日が一致しないものが散見された。

イ 種別割の減免について

種別割の減免については、身体障害者については市税条例で、戦傷病者、知的障害者、精神障害者については取扱要綱で分けて規定されており、また市税条例第 69 条第 2 項には「市長が特に必要があると認めるとき」という減免要件が定められており、これを受けた取扱要綱第 5 条にも「その他市長が特に減免の必要があると認めるもの」という文言がある。

ウ 市外転出者に対する広報について

市外転出者に対しては、「転出の手続き」と題する書類を市民課窓口で交付しており、そのなかに「原動機付自転車」については手続時持参書類について「必ずお問い合わせ下さい」、「3 輪、4 輪の軽自動車」については「転出先管轄の軽自動車検査協会の手続きを」という記載がある。

エ 第二次納税義務について

地方税法第 11 条の 9 には、自動車・軽自動車等の買主が種別割を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしても、なおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該車両の売主は、その譲渡価額として政令で定める額を限度として第二次納税義務を負うことが定められている。

しかし、軽自動車等の売主の第二次納税義務については、条例・要綱等に定められていない（市税条例第 60 条 2 には、みなす課税の定めはあ

るが、これとは別である。)、車両所有者への滞納処分において未収が生じた場合に、売主に対し納入通知書が送付された例はない。

(2) 結果及び意見

【意見 27】 申告書記載内容のチェック

尼崎市は、軽自動車（種別割）申告（報告）兼交付申請書の記載欄のうち「納税義務発生日」「販売譲渡証明書年月日」が空欄のものが散見されるので、申告受付時にチェックし、申告者に対し、その記載を促すべきである。

（理由）

軽自動車の賦課基準日は4月1日であり、当該年度の賦課対象となるか否かは所有権取得日をもって判断される（申告日ではない）。そして、その取得日は、「販売譲渡証明書」の日付である。また、「納税義務発生日」も、その取得日である。いずれの年月日も課税上重要な日付である上、特に、4月1日前後に購入した場合、1日の違いで課税開始年度が異なることになる。よって、未記入のまま提出された場合や、譲渡証明日と納税義務発生日が不一致の場合には、申告者に対し、補正を促すべきである。

【意見 28】 海外転出者向けパンフレットの記載内容の充実

尼崎市は、転出者向けパンフレットにある「原動機付自転車」「3輪4輪軽自動車」欄に、海外転出者も廃車等所定の手続を取らないと引続き課税されることを明記すべきである。

（理由）

前述のとおり、平成24年度報告書において、海外転出者に対する納税に必要な手続を口頭又は書面で促す対応を求められたが、実際には国内への転出者に対するものと同じパンフレットを交付している。このパンフレットの記載内容では訴求力は弱いので、上記内容の明記を検討されたい。また、国際化が進む社会状況の中で、市全体として海外転出者向けの総合的

なパンフレットの作成も検討されたい。

【意見 29】 自動車等の売主の第二次納税義務の適用要件等の整備

尼崎市は、地税法第 11 条の 9 第 1 項に定める自動車等の売主に対する第二次納税義務を実際に適用することも視野に入れ、要件等を記載したマニュアルを整備すべきである。

(理由)

軽自動車税については、未納がないことが 2 年ごとの車検更新の要件になっていることや、税額自体が普通車と比較して少額であることを理由に、そもそも長期未納が生じる例が少ない。実際に、所有権留保となっている事例はごくわずかであり、主たる納税義務者が長期にわたる分納を希望しているなどの特に軽自動車の売主に第二次納税義務を検討する必要があると認められる事案はなかった。

もっとも、軽自動車の売主における第二次納税義務発生の要件を満たした場合に、売主には財産状況に問題がなく回収も容易な者も多いこと（所有権留保した信販会社や自動車ディーラーなどが典型である。）も考慮すると、合規性・効率性の観点から、今後、事案の性質によっては、柔軟に売主の第二次納税義務を適用すべき場合も生じ得ると考えられる。

しかるに、現状では、軽自動車の売主に第二次納税義務を適用するための要件等を定めた事務マニュアルはなく、適用の可否は担当者の裁量に委ねられていることから、今後、担当者が効率よく事案に即した対応を行えるよう、①滞納額、②所有者の財産状況、③主たる納税義務者が希望する分納条件、④第二次納税義務者である軽自動車の売主の財産状況等の諸要素を考慮したうえで、第二次納税義務適用の基準を定めたマニュアルが整備されることが望ましい。

なお、本意見については、本来後述する滞納整理事務の範囲に属するものであるが、軽自動車税特有の問題であるので、本欄に記載した。

第8 収納・滞納整理事務

1 概要

(1) 所管課・係と人員体制

納税課及び特別処理担当

収納・滞納整理事務を所管する納税課（滞納額が50万円以上の事案を担当する特別処理担当も含む）の事務分掌は、以下のとおりとされている（尼崎市事務分掌規則第7条）。

- ① 市税等の収入総括に関すること。
- ② 市税等の滞納処分その他の徴収等に関すること。
- ③ 市税等の不納欠損処分に関すること。
- ④ 課に属する市税等の調定に関すること。
- ⑤ 課に属する市税等の公示送達に関すること。
- ⑥ 個人の県民税の払込み及び個人の県民税に係る徴収取扱費の請求に関すること。

納税課、特別処理担当の各係の事務分掌及び人員配置状況については、本報告書第2章第1の2、3において概説したとおりである。

納税課職員31名は①納税管理担当（5名）、②収入整理担当（5名）、③徴収管理担当（1名）、④納税第1担当（4名）、⑤納税第2担当（5名）、⑥納税第3担当（5名）、⑦個人住民税整理担当（6名）の各担当（係）に分かれて執務し、特別処理担当は9名が執務にあたっている（令和4年4月1日現在）。

納税第1～第3担当（上記④～⑥）は地区ごとに分かれた担当となっており、個人住民税整理担当（上記⑦）は市県民税（普通徴収）の現年課税分滞納繰越分の案件に係る滞納整理事務を担当する。

なお、納税課の徴収管理担当（上記③）は正規職員としては係長1名のみであり、同係長は上記④～⑦の係の進捗状況の管理等を行うとともに、徴収管理担当に属する行政事務員16名（税務訪問徴収4名（訪問徴収を担当）、納税推進センター員6名（電話・文書による催告を担当）、分納管理等6名（財産調査・分納管理を担当））の管理を行っている。

(2) 徴収方法

地方税法第1条第1項の各号において、次の徴収方法が定められている。

徴収方法	条 文	対象
普通徴収 (同項7号)	徴税吏員が納税通知書を当該納税義務者に交付することによって地方税を徴収すること	個人市民税、 固定資産税等
申告納付 (同項8号)	納税義務者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付すること	法人市民税等
特別徴収 (同項9号)	地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させること	給与所得者などの個人市民税、入湯税など
申告納入 (同項11号)	特別徴収義務者がその徴収すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入すること	
証紙徴収 (同項13号)	地方団体が納税通知書を交付しないでその発行する証紙をもつて地方税を払い込ませること	

(3) 収納方法のバリエーション

ア 地方税共通納税務システム

地方税共通納税務システムとは、全ての都道府県、市区町村へ事業所等の端末から電子納税できる仕組みで、地方税共通納税務システムを利用することにより、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができる。

イ 市税の口座振替

口座振替とは、各税目の納期限日に金融機関口座から振替（引き落とし）により税金を納付する方法で、口座振替を設定すれば、納付に出向く手間が省け、また、納付忘れや書類の紛失等も防止できる。

口座振替の申し込みをインターネットで行える市税 Web 口座振替受付サービスもある。

ウ クレジットカード納付・ネットバンキング納付

パソコンやスマートフォンから、クレジットカードやネットバンキング
納付する方法で、決済事業者に支払う決済手数料が発生する。

エ スマートフォン決済

スマートフォンアプリによる納税ができる。

(4) 徴収の実情

過去3年分の税目別の収入等の実情（調定、不納欠損等の件数も含めたもの）は、下表のとおりである。

番号	税目	所管課	調定額		収入額		不納欠損額		収入未済額		収入率
1	個人市民税	市民税課	910,896件	26,546,816	810,377件	25,049,366	7,397件	101,243	93,122件	1,396,207	94.4%
2	法人市民税	市民税課	16,626件	7,694,607	15,734件	7,640,881	126件	9,300	766件	52,890	99.3%
3	固定資産税	資産税課	609,005件	34,565,053	571,923件	33,685,327	2,072件	65,500	35,010件	816,380	97.5%
4	軽自動車税	税務管理課	89,102件	464,924	77,661件	422,110	1,145件	3,364	10,296件	39,657	90.8%
5	市たばこ税	市民税課	213件	3,301,837	213件	3,301,837	0件	0	0件	0	100.0%
6	特別土地保有税	資産税課	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	—
7	入湯税	市民税課	26件	19,256	26件	19,256	0件	0	0件	0	100.0%
8	事業所税	資産税課	817件	3,373,027	813件	3,373,415	2件	347	2件	1,109	100.0%
9	都市計画税	資産税課	591,686件	7,315,160	555,097件	7,098,893	1,995件	15,863	34,594件	200,912	97.0%
10	合計	—	1,626,685件	83,280,680	1,476,747件	80,591,085	10,742件	195,617	139,196件	2,507,155	96.8%

番号	税目	所管課	調定額		収入額		不納欠損額		収入未済額		収入率
1	個人市民税	市民税課	903,342件	26,881,175	815,121件	25,527,805	3,992件	56,093	84,229件	1,297,277	94.9%
2	法人市民税	市民税課	16,405件	6,057,093	14,768件	5,957,844	72件	4,427	1,565件	105,308	98.4%
3	固定資産税	資産税課	603,787件	34,892,423	575,010件	33,879,057	942件	38,499	27,835件	977,591	97.1%
4	軽自動車税	税務管理課	88,506件	489,677	77,965件	449,478	867件	2,281	9,674件	38,071	91.8%
5	市たばこ税	市民税課	286件	3,265,033	281件	3,265,015	0件	0	5件	18	99.9%
6	特別土地保有税	資産税課	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	—
7	入湯税	市民税課	24件	12,626	24件	12,626	0件	0	0件	0	100.0%
8	事業所税	資産税課	786件	3,362,346	722件	3,333,808	0件	0	64件	31,462	99.2%
9	都市計画税	資産税課	585,910件	7,352,120	557,537件	7,131,734	927件	9,487	27,446件	211,452	97.0%
10	合計	—	1,613,136件	82,312,493	1,483,891件	79,557,367	5,873件	110,787	123,372件	2,661,179	96.7%

番号	税目	所管課	調定額		収入額		不納欠損額		収入未済額		収入率
1	個人市民税	市民税課	875,250件	26,560,022	794,252件	25,404,015	4,731件	62,999	76,267件	1,093,008	95.6%
2	法人市民税	市民税課	16,678件	5,902,516	15,062件	5,857,797	96件	6,591	1,520件	45,010	99.2%
3	固定資産税	資産税課	605,988件	34,820,543	580,950件	34,186,963	1,201件	34,082	23,837件	601,141	98.2%
4	軽自動車税	税務管理課	88,138件	501,897	78,213件	462,309	856件	3,245	9,069件	36,526	92.1%
5	市たばこ税	市民税課	280件	3,444,250	279件	3,444,250	0件	0	1件	0	100.0%
6	特別土地保有税	資産税課	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	—
7	入湯税	市民税課	26件	12,207	26件	12,207	0件	0	0件	0	100.0%
8	事業所税	資産税課	880件	3,581,495	851件	3,580,374	0件	0	29件	1,568	99.9%
9	都市計画税	資産税課	588,993件	7,318,291	564,310件	7,162,713	1,148件	8,306	23,535件	147,585	97.9%
10	合計	—	1,587,240件	82,141,221	1,469,633件	80,110,628	6,884件	115,223	110,723件	1,924,838	97.5%

※都市計画税について、件数は合計にカウントせず、金額は合計にカウントする。

(5) 滞納整理事務

滞納整理は、滞納となった市税を最終的に収入または滞納処分の執行停止へと完結整理していく作業であり、令和４年３月末時点における、滞納整理状況は下表のとおりである。

滞納金額別処分状況

【滞納件数による状況（令和４年３月末時点）】

（単位：件）

滞納整理状況 金額	合計	未処分 (割合)	滞納整理			
			分納等	差押	執行停止	交付要求
５万円未満	4,673 100%	3,443 74%	712	35	467	16
５万円～１０万円未満	2,720 100%	1,866 69%	580	40	223	11
１０万円～３０万円未満	4,127 100%	2,239 54%	1,052	247	570	19
３０万円～５０万円未満	944 100%	468 50%	238	140	96	2
５０万円以上	617 100%	230 37%	139	191	52	5
合計	13,081 100%	8,246 63%	2,721	653	1,408	53

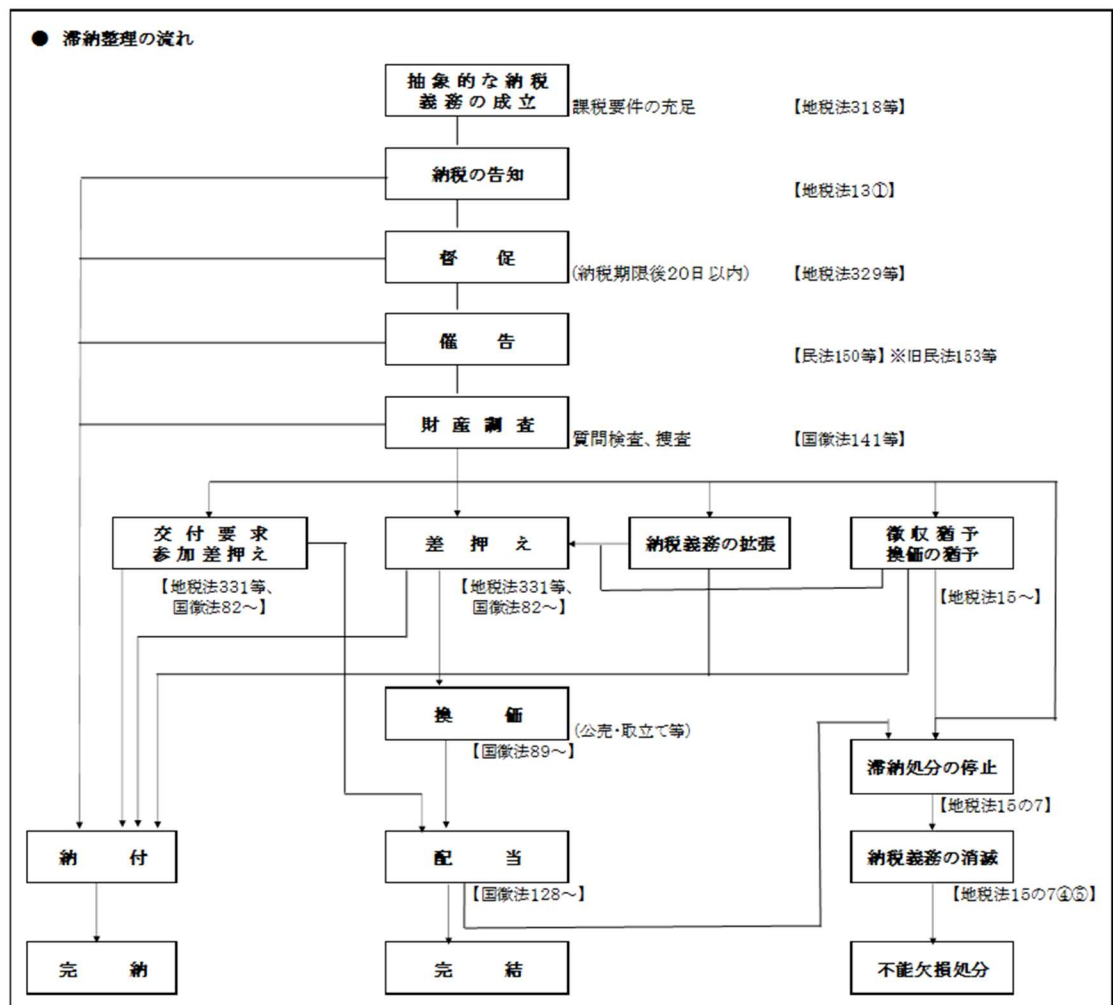
【滞納金額による状況（令和４年３月末時点）】

（単位：千円）

滞納整理状況 金額	合計	未処分 (割合)	滞納整理			
			分納等	差押	執行停止	交付要求
５万円未満	71,335 100%	52,250 73%	11,300	737	6,744	304
５万円～１０万円未満	132,073 100%	90,154 68%	28,738	2,191	10,375	615
１０万円～３０万円未満	481,940 100%	255,203 53%	128,372	35,198	60,572	2,595
３０万円～５０万円未満	249,647 100%	121,105 49%	61,118	43,326	23,439	659
５０万円以上	653,866 100%	170,496 26%	176,449	254,526	46,454	5,941
合計	1,588,861 100%	689,208 43%	405,977	335,978	147,584	10,114

※現年滞納、繰越滞納合算

また、滞納整理事務の流れは、次のとおりであり、市は、滞納整理事務全般について「滞納整理マニュアル」及び「事務処理マニュアル」を策定しているほか、後述のとおり財産調査、徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止といったテーマごとに個別のマニュアル等を策定しており、納税課及び特別処理担当の職員は、関係法令の他これらのマニュアル等に従って滞納整理事務を行っている。



(尼崎市提供資料)

ア 督促

債務者が納期限までに市税を完納しない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為であり、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならないとされている（地方税法第 329 条第 1 項等）。督促状の発付は、時効更新の効力を有するほか、滞納処分の前提要件とされている。

イ 催告

催告とは、督促状を発してもなお完納されない場合に、さらに納付・納入を促すために実施される請求行為であり、文書による催告、電話催告及び訪問催告等がある。催告について税法上の根拠規定はないが、時効の完成猶予の効力がある。

ウ 財産調査

市の徴税吏員は、滞納処分のために滞納者の財産を調査する必要があるときは、滞納者又は滞納者の財産を占有する第三者等に対し、質問し、又は財産に関する帳簿書類を検査することができる（国税徴収法第 141 条）。財産調査は、差押可能な財産を発見するというだけでなく、調査の過程で滞納者の実情を把握することにより効果的な納税交渉により自主納付に繋げることもあるという意味でも、滞納整理の早期完結に向けた重要なプロセスである。

財産調査の対象は、不動産並びに給与、預貯金、生命保険に係る各種債権等であるが、市では、事務処理マニュアルにおいて対象財産の種類ごとに調査方法や留意点をまとめており、これに沿って財産調査を実施している。

エ 差押

地方税法では、滞納者が督促を受けても完納しない場合は、滞納者の財産を差押えなければならないとされている（地方税法第 331 条第 1 項、第373条第 1 項）。差押が行われると滞納者の財産処分が禁止され、市は、換価、配当の一連の手続を行って滞納額を回収することになる。市では、滞納整理マニュアル及び事務処理マニュアルにおいて対象財産の種類ごとに差押の方法や留意点をまとめており、法令の他、両マニュアルの内容に沿って差押を実施している。過去 5 年間の差押の状況は、次の表のとおりである。

(単位：円)

区分	差押総額			公売処分 による収入 ②	収入等 による解除 ③	年度末における 差押中のもの ①－(②＋③)＝ ④	④の内訳			
	前年度以前に 差押えたもの	当該年度におい て差押えたもの	計 ①				不動産	債権	抵当権	その他
平成 29 年度	930,379,160	482,528,089	1,412,907,249	3,001,500	655,430,820	754,474,929	5,162,921,174	185,296,411	35,432,441	17,454,903
平成 30 年度	754,474,929	888,149,224	1,642,624,153	2,224,289	1,166,335,988	474,063,876	246,994,527	205,034,524	4,956,936	17,077,889
令和元年度	474,063,876	454,171,800	928,235,676	0	480,747,137	447,488,539	224,368,664	203,573,763	2,911,480	16,634,632
令和 2 年度	447,488,539	524,346,451	971,834,990	1,003,307	677,971,631	292,860,052	48,128,269	242,230,035	2,400,978	100,770
令和 3 年度	292,860,052	328,252,541	621,112,593	7,475,288	242,013,142	371,624,163	99,154,844	269,567,112	688,435	2,213,772

オ 徴収猶予

徴収猶予とは、納税義務者等が災害や病気、又は事業の休廃止など一定の事由が発生し、市税の納付が困難となった場合に、納税義務者等の申請に基

づき、その徴収を猶予することをいう（地方税法第 15 条第 1 項、2 項）。徴収猶予の期間は原則 1 年以内であり、やむを得ない理由があると認められる場合でも2年以内とされている（地方税法第 15 条第 1 項、2 項、4項）。市では、滞納整理マニュアル及び事務処理マニュアルのほか、「通常の徴収猶予にかかる事務処理マニュアル」において徴収猶予の要件、手続や留意点をまとめており、法令の他、各マニュアルの内容に沿って徴収猶予を実施している。

カ 換価の猶予

換価の猶予とは、滞納者が納税について誠実な意思を有しており、換価を直ちに実施することで滞納者の事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがある等の事由が認められる場合に、滞納処分による財産の換価を猶予することをいう（地方税法第 15 条の 5 第 1 項、同第 15 条の 6 第 1 項）。換価の猶予についても期間は原則 1 年以内であり、やむを得ない理由があると認められる場合でも 2 年以内とされている（地方税法第 15 条の 5 第 1 項、2 項、同第 15 条の 6 第 1 項、3 項）。市では、滞納整理マニュアル及び事務処理マニュアルのほか、「職権による換価の猶予にかかる事務処理マニュアル」及び「申請による換価の猶予にかかる事務処理マニュアル」において換価の猶予の要件、手続や留意点をまとめており、法令の他、各マニュアルの内容に沿って換価の猶予を実施している。

キ 滞納処分の執行停止について

滞納処分の執行停止とは、滞納者について一定の事由がある場合に、その者の滞納処分の執行を停止することである。滞納者が、滞納処分をすることができる財産がないとき（無財産）、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（生活困窮）又はその所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき（所在不明等）のいずれかに該当する事実がある場合は、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法第 15 条の 7 第 1 項各号）。

滞納処分の執行停止が 3 年間継続した場合は、その執行停止に係る徴収金の納税義務は消滅することになる（地方税法第 15 条の 7 第 3 項、第 4 項）。

過去 5 年間の滞納処分の執行停止の状況は、次の表のとおりである。

(単位：円)

区分	平成 2 9 年度		平成 3 0 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税（個人）	15,859	238,739,971	10,744	160,636,451	8,064	125,849,476	6,822	101,214,418	7,416	108,509,234
市民税（法人）	93	6,133,659	60	4,384,659	37	2,983,360	28	2,221,860	15	564,260
固定資産税	3,470	86,003,865	2,551	55,044,361	1,614	34,429,226	1,265	21,172,923	1,418	27,745,002
軽自動車税	3,264	9,249,379	2,401	7,618,697	1,516	5,104,437	835	3,174,037	1,100	3,801,005
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税	-	21,072,860	-	13,416,270	-	8,406,490	-	5,156,560	-	6,757,401
計	22,686	361,199,734	15,756	241,100,438	11,231	176,772,989	8,950	132,939,798	9,949	147,376,902

ク 不納欠損処理について

不納欠損処理とは、消滅時効の完成等により納税義務が消滅した場合に、徴収対象の債権から除去する、会計上の事務処理手続である。

納税義務の消滅事由は、時効による納税義務が消滅するとき（地方税法第 18 条第 1 項）、滞納処分の執行停止期間継続（3年間）により納税義務が消滅するとき（同法第 15 条の 7 第 4 項）、滞納処分の執行を停止した場合で限定承認（相続人が遺産を相続する際に、相続財産を責任の限度として相続すること）に係るものであるとき、その他その地方公共団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときに納税義務を直ちに消滅させたとき（同法第 15 条の 7 第 5 項）がある。

過去 5 年間の不納欠損処理の状況は、次の表のとおりである。

(単位：円)

区分	平成 2 9 年度		平成 3 0 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税（個人）	8,894	120,077,842	7,691	129,917,010	7,397	101,242,941	3,992	56,092,949	4,731	62,999,913
市民税（法人）	111	7,465,781	87	6,742,328	126	9,299,611	72	4,426,676	96	6,590,500
固定資産税	1,885	56,532,956	2,338	116,669,011	2,072	65,500,353	942	38,498,414	1,201	34,081,931
軽自動車税	1,399	3,471,102	1,186	2,764,980	1,145	3,363,647	867	2,281,462	856	3,245,259
事業所税	3	3,385,200	0	0	2	347,000	0	0	0	0
入湯税	39	39,775,275	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税	-	13,637,010	-	28,487,350	-	15,863,010	-	9,487,070	-	8,305,870
計	12,331	244,345,166	11,302	284,580,679	10,742	195,616,562	5,873	110,786,571	6,884	115,223,473

(6) 延滞金

地方税法第 326 条第 1 項ほかにおいて、市町村民税の納税義務者又は特別徴収義務者（以下、「納税義務者等」という。）は、納期限後にその税金等を

納付・納入する場合には、それぞれこれらの税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、予め定められた一定の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならないと定められている。これは納期限内に納税した人との公平性を保つため、納期限後に納付等をした場合に納期限後の経過日数に応じて延滞金が発生する。

具体的には、以下のような計算式により算出する。

$$\text{延滞金（注 1）} = (\text{滞納額} \times \text{年率 2.5\%（注 2）} \times 1 \text{ カ月経過までの滞納日数} \div 365 \text{ 日}) + (\text{滞納額} \times \text{年率 8.8\%（注 2）} \times 1 \text{ カ月経過後の滞納日数} \div 365 \text{ 日})$$

（注 1）延滞金が 1,000 円未満の場合はその金額を、1,000 円以上の場合は 100 円未満端数を切り捨てる。

（注 2）令和 3 年 1 月 1 日現在の延滞金の割合である。

（7） 延滞金徴収の状況

過去 3 年度の徴収した延滞金額は次の表のとおりである。

（単位：千円）

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延滞金額	155,822	156,885	144,834

（8） 延滞金の減免制度

地方税法第 326 条第 4 項等において、市町村長は、納税義務者等が納期限までに税金を納付等しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、延滞金額を減免できると規定している。これを受けて、延滞金の減免に係る事務取扱いについては尼崎市税の延滞金減免取扱要綱を定めている。

具体的な減免の要件は、第 1 号から 16 号まであり、納税義務者等の失職等により生活の維持が困難である場合や、納税義務者等が生活保護法の規定による扶助を受けた場合等が定められている。

(9) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況

表題	結果の概要	改善内容要旨
①延滞金額の網羅的な把握について	現行システムは延滞金の集計や一覧表のように全体像を把握する仕組みがないため、改修に向けた検討が必要である。	＜令和 3 年 1 月新システム導入により改善済み＞ 延滞金額の網羅的な把握ができる新税務システムを採用した。
②延滞金データの保存について	現行システムでは、過去の納付実績や延滞金の残高等を網羅的にかつ正確に管理することができない場合があるため、改修に向けた検討が必要である。	＜令和 3 年 1 月新システム導入により改善済み＞ 過去の納付実績や延滞金の残高等の網羅的な把握ができる新税務システムを採用した。

なお、平成 24 年度報告書では、上記監査の結果のほか、20 の意見が述べられていたが、現在までに人員の増員、業務の効率化、マニュアル化が進み、当時指摘されていた問題点については、概ね改善されていることが認められた。

2 監査の重点と監査方法

(1) 監査の重点

- ① 市の要綱、マニュアル、収納・滞納整理事務等は、法令、条例の趣旨に合致している、あるいは必要なものが規定されているか。公平性、合理性、効率性のあるものであるかどうか。
- ② 徴収事務は法令等に準拠し、かつ効率性をもって執行されているか。
- ③ 延滞金の減免は、法令等に準拠し、かつ公平に行われているか。
- ④ 外部業者への委託契約が適切に行われているか。
- ⑤ 平成 24 年度報告書において結果として記載され公表された措置状況について、その後、遵守されているか、具体的な改善が行われているかの検証。

(2) 監査方法

ア 市税に係る徴収事務について、担当者から関連資料の提出を受け、質問を行うことにより事務の概要を把握した。

イ 滞納整理システム上の課税対象者の管理について、管理データを閲覧し、担当者に対して質問を行った。具体的案件については、差押案件について合計 15 件（差押資産種類ごとに、預金 5 件、給与 5 件、不動産 5 件）、分納案件について合計 10 件、延滞金減免案件について合計 31 件、長期案件について合計 5 件、高額案件について合計 5 件、第二次納税義務案件 1 件、ネットバンク案件 1 件の資料提供を受け、その内容を精査した。以下では、具体的案件に言及するときは提供を受けた資料番号に基づき「預金差押 1」のケース或いは「分納 2」のケースといった形で案件を特定する。

ウ 減免申請書等を閲覧し、記載内容をチェックし、問題があると思われた場合は担当者に質問を行った。

エ 委託契約の手続について、関連資料の提出を受け、担当者に対する質問を行った。

3 監査の結果及び意見

(1) 収納・滞納整理事務一般に関する今後の課題

【意見 30】 高額滞納事案の滞納整理の工夫

尼崎市は、高額滞納事案の滞納整理について、事案の性質に応じた弾力的な処理を行うことにより、未処分割合の減少を目指すべきである。

(理由)

市によると、滞納整理にあたっている納税課の人員体制に限りがあることから、優先順位をつけて滞納整理を行っており、滞納額が大きい案件については優先度を高く設定しているとのことである。そのことは、たしかに、滞納案件に占める未処分案件（分納、差押、執行停止、交付要求のいずれも行っていないもの）の割合が、高額事案ほど低い数値となっていることに表れている。

それにもかかわらず、令和 3 年度末における滞納金額 50 万円以上の案件に占める未処分の割合は、件数ベースで 37%、金額ベースで 26%に上っており、決して低い数字とは言えない。所管課の実感としては、それら未処分事案について何も取り組んでいないというわけではなく、財産

調査を行うも財産発見に至らず、差押等に至らない事案もあるようである。しかるに、徹底した財産調査を行っても財産が判明しない案件については執行停止処分を行い、他の回収可能性の高い事案に注力することで、より効率性を高めることができ、これにより未処分割合も減少するとも考えられる。

このように、高額滞納案件について、本来執行停止とすべき事案の対応に貴重な人的資源を投入しすぎているかなどの視点から、未処分案件の割合が上記数値となっている原因を分析し、その割合の減少のための方策を検討すべきである。

なお、平成 24 年度報告書においては、少額滞納案件への取組についてもいくつか意見が述べられていたところであり、今回の監査においても、例えば、一定の収入はあるものの、多重債務等を原因として滞納に至っている者に担税力を回復させる方策（いわゆる生活再建型滞納整理）についても調査を行ったが、市では、上記性質を有した滞納者に対しては、納税相談において、積極的に法テラス等の機関を紹介し、紹介後の進捗についても適宜報告を受けることにより、法律専門職関与による可処分所得の回復を図る手段も採用されていることがわかった。生活再建型滞納整理は、業務の効率化等とは別の視点（現状では何らかの理由で担税力が乏しくなっている者に、市が積極的に介入・工夫することにより、担税力を回復させるという視点）により、滞納額の減少に効果を有する手段であると考えられるので、今後は、少額滞納案件への取組として、さらに同視点からの工夫を進めることが望まれる。

【意見 31】 訪問徴収について

尼崎市は、訪問徴収員の業務効率を上げる方策を検討すべきである。
(理由)

市では、税務訪問徴収員（以下「訪問徴収員」という。）制度を採用しており、税金滞納者宅を訪問し、滞納税を収納するとともに、口座振替制度への加入促進等の勧奨業務も行っている。訪問徴収員は会計年度任用職員であり、報酬等が支給されている。

令和 3 年度には訪問徴収員 7 名稼働しているところ、訪問徴収による徴収額に対する人件費の割合は 84.1%となっている。他に納税勧奨等も行っているものの、主たる業務は訪問徴収であり、費用対効果が十分なレベル

に達しているとは考えがたい。

よって、今後は、訪問徴収員の業務効率を上げるための方策を検討する必要がある。

(2) 滞納整理

【意見 32】 分納誓約書の記載内容の不備

尼崎市は、分納誓約書が納付期限を納税義務者の申し入れにより特に変更するものであるため、誓約書の記載事項は全て適切に記載するように指導すべきである。

(理由)

「分納 10」のケースにおいて、令和 4 年 7 月 28 日において、分納誓約書（文書名は、「納付誓約書」）が作成されているが、「3. 分割納付の理由」の欄にその理由が記載されていない。閲覧した他の分割誓約書においては簡潔な記載が多いものの、その理由が記載されていないものはなかった。

【意見 33】 延滞金減免申請書における理由の不備

尼崎市は、延滞金減免の申請にあたっては、いかなる事情により延滞金減免取扱要綱第 2 条の各号に該当するのかを具体的に記載した申請書をもとに、延滞金減免の審査をすべきである。

(理由)

地方税法第 326 条第 1 項（市民税）等において、納税義務者等は納期限後に納付等する各種市町村民税に係る延滞金について、これを支払わなければならないとしている。

地方税法第 326 条第 1 項

市町村民税の納税義務者又は特別徴収義務者（以下、納税義務者等という。）は、納期限後にその税金等を納付・納入する場合には、それぞれこれらの税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、予め定められた一定の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

この他の各種地方税についても同様の規定がある。

ただし、地方税法第 326 条第 4 項等において、市町村長は、納税義務者等が納期限までに税金を納付等しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、同項の延滞金額を減免することができるとしている。

上述のとおり、尼崎市では上記地方税法に規定する延滞金の減免に係る事務取扱いについて必要な事項を定めるものとして尼崎市税の延滞金減免取扱要綱を定めている。延滞金減免取扱要綱の第 2 条では、16 の事由を列挙し、いずれかに該当する場合は、市税の延滞金の全部又は一部を減免することができるとしている。

延滞金減免取扱要綱によれば、市税の延滞金の減免を受けようとする者は、市税延滞金減免申請書に減免事由に該当することを証する書類等を添付して市長に提出しなければならない（第 3 条）とし、減免申請書を受理したときは、その内容を審査し、延滞金の減免についての可否を決定する（第 4 条第 1 項）としている。

しかるに、「延滞金減免 21」のケースにおいて、延滞金減免申請書を閲覧したところ、以下のとおり、申請理由は単に「尼崎市税 延滞金減免取扱要綱第 2 条 16 号による」と記載されているのみであり、また、同要綱第 3 条が定める減免事由に該当することを証する書類も添付されていないかった。

(注) 「●●」とあるのはマスキング部分

次の申請について、減免を決定します。

起案・決裁欄

尼納税課 (空欄) 号

(申請日付は空欄となっている⇒) 令和 年 月 日
(決裁用)

延滞金減免申請書

尼崎市長 ○○○○ 様
次の滞納金額のうち、延滞金について減免申請いたします。

申請者	住所又は所在地	尼崎市●●●●●●●●●●●●●●●●								
	氏名又は名称	●●●●●								
申請理由	尼崎市税 延滞金減免取扱要綱第2条16号による									
滞納金額										
科目	調年	課年	通知書番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円)	合計金額(円)	納期限	備考
		記載省略								

※ 以下、記載省略

延滞金減免取扱要綱第2条16号は、「前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき」と定めているが、申請書にはいかなる事情に基づいて「市長が特に必要があると認めたか」の記載がない。また、前述したように減免事由に該当することを証する書類の添付もなされていない。

延滞金の減免はあくまでも例外であり、かつ、同要綱第2条16号は具体的な事由が記載されていない、いわば「例外中の例外（形式的には1～

15号にはあたらないが、実質的に減免を認めるべき同等の理由があるとして補充的に減免を認めるもの)」である。したがって、いかなる実質的な事情で延滞金の減免を認めるかが重要な審査事項とならなければおかしい。

延滞金減免の決裁において、本申請にあたっては決裁書に添付されない資料を用いて口頭説明がなされたとのことであるが、このような状況では決裁当時の職員が退職や異動した場合、どのような理由で決裁がなされたか事後的に知る手段が失われてしまう。

したがって、少なくとも同要綱第2条16号を理由とした減免申請がなされた場合については、同号に該当するとの判断の基礎になる事実関係を具体的に記載するか、添付する補足資料等によって同事実関係が明らかになるようにすべきである。

【意見 34】 延滞金減免申請書の申請者名の記載不備

尼崎市は、延滞金減免申請書の受理にあたっては、申請書の必要的記載事項が記載されているか十分なチェックを行うべきである。

(理由)

「延滞金減免 31」のケースにおいて、延滞金減免申請書を閲覧したところ、以下のように申請書に滞納者の氏名が記載されておらず、延滞金減免取扱要綱第3条が定める減免事由に該当することを証する書類も添付されていないかった。

(注) 「●●」とあるのはマスキング部分

次の申請について、減免を決定します。

起案・決裁欄

尼納税課 (空欄) 号
(申請日付は空欄となっている⇒) 令和 年 月 日
(決裁用)

延滞金減免申請書

尼崎市長 ○○○○ 様
次の滞納金額のうち、延滞金について減免申請いたします。

申請者	住所又は所在地	尼崎市●●●●●●●●●●●●●●●●
	氏名又は名称	(空欄となっている)
申請理由	生活の維持困難 地方税法第15条の9第1項の規程による 減免期間：2020年3月1日～2021年3月1日 減免区分：(空欄となっている)	

滞納金額

科目	調年	課年	通知書番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円)	合計金額(円)	納期限	備考

記載省略

※ 以下、記載省略

地方税の延滞金は納付するのが原則であり、減免は、減免事由に該当する滞納者からの減免申請をもとに行うものである。滞納者本人が申請書を作成して提出すべきことは当然である。申請者が申請者名を書き忘れることはあり得ないし、地方公共団体が申請者名のない申請書を受理することも本来あり得ない。

市の担当者からは、延滞金減免取扱要綱第3条ただし書には、「市長が前条各号に該当することが明らかであると認めるときは、市税延滞金減免申請書の提出を省略することができる」との記載があることをもって、申請者名自体の記載の省略も許されると考えているとの説明があった。たしかに、収納・滞納整理の場面では、円滑な事務遂行のために、個別事情に応じた柔軟な対応が求められることは理解するが、本事案では、申請書自体は提出されている以上、同要綱ただし書の適用場面ではなく、申請書の必要的記載事項である申請者名が抜けていることは問題である。

【意見 35】 給与差押一部解除の判断基準の設定

尼崎市は、生活維持困難を理由とする給与差押の一部解除の可否及びその範囲についての判断基準（視点・考慮要素）を事務処理マニュアル等で規定したうえで、実際に一部解除を行った場合には、その具体的な判断理由を経過詳細一覧ないし処理記録に記録すべきである。

（理由）

給与差押の事案において、市は、給与から差押可能額全額を取り立てると滞納者の生活の維持を困難とする場合、職権で差押の一部解除を実施しているが、事務処理マニュアル等には、一部解除の可否及びその範囲に関する判断基準（視点・考慮要素）が記載されていない。

この点、個別案件について担当職員が上司である係長に相談することにより差押一部解除に係る判断についても一定程度の平準化が図られているとのことであるが、納税課の職員についても数年で人事異動が行われている状況等を踏まえると、市税徴収の公平性及び効率性を確保・促進するという観点から、望ましい状況とは言えない。

実際に、滞納者から聴取した、差押可能額の全額を取り立てられた場合に生活の維持が困難であることを根拠付ける事情として、一般的な相場からすると過大と思われる経費の計上など、一見、不合理と思われる内容が含まれているにもかかわらず、同経費の必要性や相当性について十分な検討をせずに一部解除に応じてしまっている事例がみられた。

【意見 36】 給与差押にあたっての差押可能額の計算の正確性確保

尼崎市は、給与差押において差押可能額を勤務先（第三債務者）から取り立てるにあたっては、差押可能額の計算を正確に行い、その計算根拠を経過詳細一覧や処理記録に記録しておくべきである。

（理由）

給与差押にあたっては、差押禁止財産を除く差押可能額を計算し、その金額を給与から取り立てる必要があるところ、事務処理マニュアルでは、給与差押通知書と一緒に「差押可能額計算表」を勤務先（第三債務者）に送付し、毎月の給与計算を終え次第、差押可能額計算表をFAXで送信してもらうことにより差押可能額を計算するとされている。勤務先から差押可能額計算表が提出されない場合には、担当職員が勤務先に電話をして差押可能額の計算に必要な情報を聴取し、同額を計算しているとのことであった。

ところが、どのような方法により差押可能額の計算が行われたのかについて経過詳細一覧や処理記録に記録されておらず、差押可能額が正確に計算されているのか不明な事例がみられた。

(3) 委託関係

【意見 37】 契約書の製本不備について

尼崎市は、業務委託契約書の製本にあたっては、後日ページの差し替えができないように確実に袋綴じをする必要がある。

（理由）

「尼崎市市税等クレジットサービス納付及びPay-easy 納付に係る収納業務委託」に係る業務委託契約書（令和2年7月1日付け）が作成され、同契約書は袋綴じがなされているが、最終ページとその前のページが外れており、ホッチキスの閉じた部分がむき出しとなっている。同契約書内のページの差し替えが可能となっており、実質的に袋綴じの目的が果たされていない。

【意見 38】 請求書の請求日の記載について

尼崎市は、業務委託契約に係る請求書の日付が空欄であったとしても、安易に市側で記入することは慎むべきである。

(理由)

尼崎市は Web 口座振替受付サービスに係る業務委託契約（契約期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）を受託業者との間で締結している。

本契約については、東京都江東区から月次の請求書が発行されているが、令和 3 年 4 月分及び同 5 月分の請求日は手書きで 2 通とも「令和 3 年 7 月 9 日」と記入され、同請求書には「尼納税 3. 7. 9 収納 納税課」と記載された受付印が押印されている。つまり、東京都江東区から郵送したにもかかわらず、請求日に受け取ったことになっている。その他の月の請求書を閲覧したところ、請求日（請求月の月末日付）は印字され、納税課の受付印は翌月の 10 日頃となっており、請求日から受付までに 10 日程度時間を要したことになっていることに照らすと、手書きの日付を記入したのは尼崎市職員であると推測される。

政府及び地方公共団体には、支払の遅延防止等その公正化を図るための「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき、適切なタイミングで支払いを行うことが義務づけられている。支払の基準日は請求書の到着日からの起算であり、同契約書においても、「サービス利用月の翌月以降に適法な請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。」と記載されていることから、納税課の受領印日付が適正であれば特段の問題は生じない。

しかしながら、請求書の日付と納税課の受領印日付に、上記のように明らかな不自然な一致がみられる場合には、納税課の受領印が都合のいい日付で押印されたかのではないかという疑念を生じさせかねない。

第9 税務システム

1 概要

(1) オープン系システムの導入

尼崎市では、これまで住民記録や税業務などをはじめとする基幹系業務について、独自のホストシステムで運用を行ってきた。

しかし、同ホストシステムによる運用は、機械自体の信頼性や安定性が高いものの、独自規格であるがゆえに一般性や保守性についての懸念がある。また、尼崎市においても、制度改正の対応や業務改善のために独自改修を進めてきたことにより、プログラム等の肥大化や長年の随意契約による競争原理が機能しないことが課題となっていた。

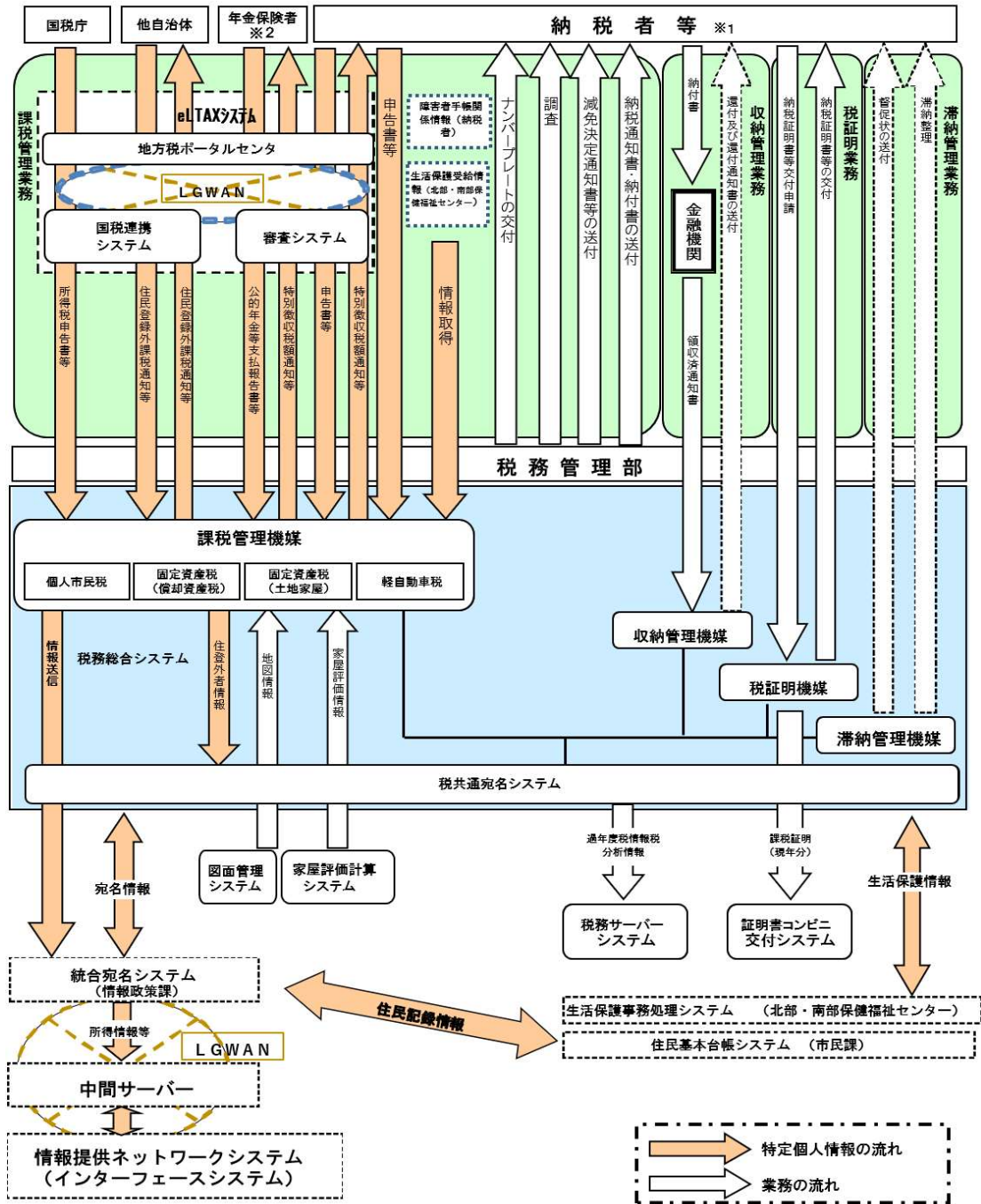
一方、ICT技術の発展により、コンピューターシステムの高度化、低価格化、ネットワーク技術の発展が進み、自治体で行う業務は必ずしも汎用機で処理する必要がなくなってきたことで、オープン系システムへ移行する自治体が増加してきた。

これらの背景・経緯をもとに、①システム関連経費の軽減、②市民サービスの維持向上、③業務の最適化・効率化を主目的として、オープン系システムの導入が進められ、税務システムについては、令和3年1月に新システムに移行された。

(2) 各システムについて

各システムの関連図や概要は次のとおりである。

【税務システム関連図】



※1 納税者の代理人(税理士等)、給与支払者、公的年金等支払者(ただし、※2からの受信分を除く。)を含む。

(尼崎市提供資料)

ア 税務総合システム

適正課税と税収確保を図るために導入した市税の賦課徴収業務の基幹システム。

イ 保有年限切れ帳票管理システム

税情報の保有年限切れ帳票を管理するために導入したシステム

ウ 軽自動車検査情報市区町村提供システム

税務管理課に軽自動車検査情報端末を導入し、地方公共団体情報システム機構が管理する軽自動車検査情報市区町村提供システムサーバーとLGWAN-ASP方式で接続し、軽自動車検査情報等のデータを受信する。

エ eLTAX システム

地方税の電子申告業務において、納税義務者からの申告データ・納税データを処理する。国税庁とネットワーク接続し、電子的に確定申告のデータの受け渡しをする。個人住民税における公的年金からの特別徴収性に伴い、年金保険者との間でデータの受け渡しをする。

オ 土地・家屋図面管理システム

航空写真を表示して異動状況を確認する。

カ 固定システム評価システム

航空写真から家屋の外形線図や土地の形状図を作成し、家屋番号・地番・所有者情報・評価額等を割り付けて管理する。

キ 家屋評価計算システム

データを更新することにより、現地調査後の図面及び仕上げ材料を入力し、面積、仕上げ割合、補正係数を割り出し、評価額を算出する。

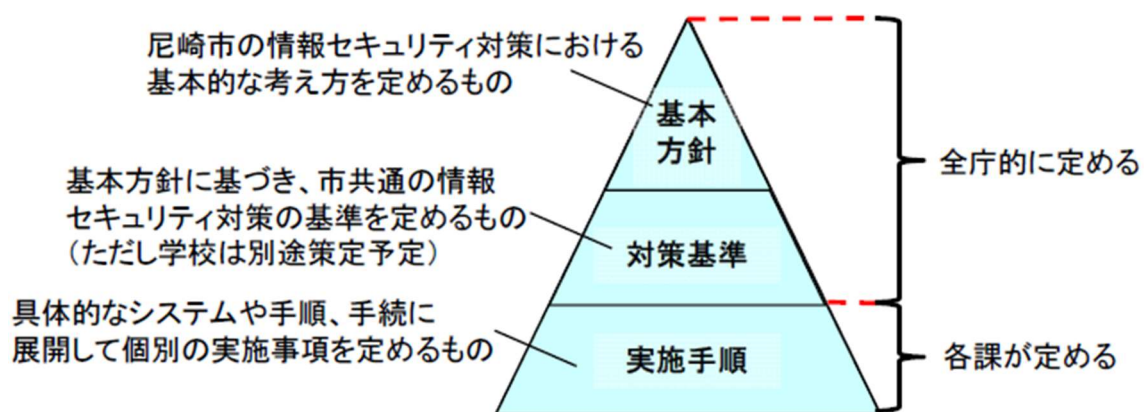
(3) セキュリティの体制

尼崎市では、平成 31 年 4 月 1 日付けで尼崎市情報セキュリティ基本方針及び同市情報セキュリティ対策基準が制定された。これらは、市の情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定め、その基本方針に基づき、市共通の情報セキュリティ対策の基準を定めるものである。

また、具体的なシステムや手順、手続に展開して個別の実施事項を定めるものとして、各課において情報セキュリティポリシー実施手順が定められている。

税務管理課では、同実施手順は、平成 31 年 4 月 1 日付けで制定され、その後、令和 3 年 1 月 4 日付けで改定されている。

尼崎市情報セキュリティポリシーの体系



(4) 平成 24 年度報告書における監査の結果と公表された措置状況

表題	結果の概要	改善内容要旨
①パスワードの定期的な変更について	監査実施時に調査したところ、158 個のユーザーID のうち 105 個のユーザーID のパスワードが初期設定のままであった。全ての職員がパスワードを再設定しているか定期的に確認すべきである。	<平成 25 年改善済み> 人事異動等に伴い、職員が税務総合システムへのアクセスに使うパスワードが初期化されたときは、パスワードを初期値から変更するよう周知し、変更されていない者については抽出し確認できるようにした。 平成 25 年 4 月 16 日に全ての職員のパスワードを初期化し、5 月 10 日までに全職員が変更を完了した。
②データ保護対策実施状況の継続的な監視について	データ保護管理規定第 4 条において、データ保護管理者は所管課長によるデータ保護対策の実施状況を「継続的に」監視すると定められている。しかし、システム導入時又は変更後の実施状況は各所管課において適切に保護対策を実施することが前提になっており、データ保護管理者により必ずしも確認されているわけではないことから、「継続的に」監視されているとはいえないと考えられる。そのため、データ保護管理者は、例えば、チェックリストを所管課に定期的に配布して自主点検を効果的に実施させ、継続的に監視する必要がある。	<平成 26 年改善済み> 情報政策課において、データ保護対策についてのセキュリティ対策再確認のためのチェックシートを作成した。 平成 24 年度中にデータ保護管理者と協議を行った 28 件のうち、17 件は平成 24 年度中に、7 件は 25 年度末で委託期間若しくは提供期間が終了したため、平成 26 年度以降も委託期間等が継続する 4 件に対し、平成 26 年 3 月にチェックシートを送付し、所管課においてセルフチェックを実施後、その写しを提出してもらった。

2 監査の重点と監査方法

(1) 監査の重点

ア 税務システムについて

まず、導入された新システムについて、①事業者の選定が適正に行われたか、②価格が適正に決定されたか、③導入効果が得られたかという点に重点を置いて監査を行った。

また、保有年限切れシステムについて、④その必要性、⑤事業者の選定や価格の決定が適正であるかという点に重点を置いた。

イ セキュリティ体制について

平成 24 年度報告書で指摘されていた点が改善されているかに重点を置いて監査を行った。

(2) 監査方法

担当者へのヒアリング、関連資料の閲覧・精査を中心に監査を行った。

3 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果、明らかになった事実

ア 新システムについて

(ア) 契約の内容

「尼崎市税務系新システム賃貸借契約」及び「同業務委託契約」を、平成 30 年 3 月 30 日付で締結している。前者は、尼崎市のために開発された「尼崎市税務系新システム」を賃借するもので、後者は、同システムの運用・保守業務を委託するものである。なお、契約の相手方は、両契約とも同一の共同事業体である。

契約期間は、それぞれ平成 30 年 3 月 30 日～平成 42 年（令和 12 年）12 月 31 日（なお、このうち平成 30 年 3 月 30 日～平成 32 年〔令和 2 年〕12 月 31 日までは準備期間とされている。）である。

契約金額は、賃借料が総額で 16 億 6650 万 8256 円（税込み）、委託料が 4 億 2849 万円（税込み）である。なお、消費税率引き上げのため、令和元年 9 月 30 日にそれぞれ金額が変更され、賃借料が 16 億 9736 万 9520 円（税込み）、委託料が 4 億 3642 万 5000 円（税込み）となっている。

それぞれの業務内容は、各契約の仕様書において、①尼崎市税務系新システム導入業務等調達仕様書(H29.9.4)、②尼崎市税務系新システム導入業務等企画提案書(H29.10.13)、③運用・保守要件兼サービスレベル要求一覧表(H29.10.13)、④機能要件回答・帳票要件回(H29.10.13)、⑤ハードウェア一覧表・ソフトウェア一覧表(H31.3.15)、⑥見積書・見積明細書(H29.10.13)を基本とし、業務内容・適用範囲が定められている。

(イ) 業者選定の手続

業者の選定・契約の方法としては、プロポーザル方式での業者選定による所管課での1者特命随意契約が採用された。

その理由としては、「契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）を対象に競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要がある」とされ、「契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」と判断されたためである（尼崎市契約事務規定第3条第2項13号「資産統括局長が適当と認める契約」のうち、平成21年2月16日尼契第6770号「尼崎市契約事務規程の制定及び平成21年度における契約事務の取扱いについて〔通知〕」の別紙Ⅱの第5項。なお、随意契約につき地方自治法施行令第167条の2第1項2号）。

企画提案者の募集は、募集要項を尼崎市のホームページに掲載するほか、APPLIC（一般財団法人全国地域情報化協会）のホームページに掲載することにより行われた。掲載開始は平成29年9月4日である。

スケジュールとしては、同月15日が参加表明書の提出期限、同年10月13日が企画提案書等の提出期限とされ、デモンストレーションは同年11月13日、プレゼンテーションは同年12月19日と予定されていた。

参加資格要件としては、尼崎市契約規則第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録されていること、業種が「53 システム開発・運用」「56 リース・レンタル」に該当すること（当時の名簿では、「53 システム開発・運用」に登録される業者が225社、「56 リース・レンタル」に登録される業者が170社、両方に登録されている業者が59社で

あった。)、調達仕様書第7章特記事項の1受託条件を満たしていることなどが定められていた。

参加表明し見積書の提出があったのは3社、その後の企画提案書等の提出、デモンストレーション・プレゼンテーションまで進んだのは2社であった。

選定については、選定委員（税部門及び情報政策部門の管理職で構成される）が選任され、外部の有識者2名（他都市でシステム部門の経験がある者及び学識経験者）の意見を聞きながら、提案の内容、デモンストレーションやプレゼンテーションの内容、価格などを審査し、評価点が最も高い事業者を優先交渉先とするものであった。

評価基準は、提案内容については、(ア)企画提案書の内容（調達仕様書、運用・保守要件兼サービスレベル要求一覧表含む）の評価、(イ)導入実績、実技内容については①デモンストレーションにおいての主に業務パッケージの詳細な機能適合性と操作性、②プレゼンテーションにおいての説明の論理性、プロジェクトマネージャー等の資質、知識・経験の豊富さなどが評価基準とされた。

(ウ) 価格の適正について

価格も含め、契約内容については、税務管理課と情報政策課で検討が行われた。また、契約の締結に至るまでに、尼崎市とベンダーとの間で、計6回の契約締結前打ち合わせが行われ、契約内容の確認が行われた。

さらに、尼崎市では、情報システム関連経費の予算要求を行う際、仕様・金額等の妥当性や客観性等を確保することを目的とした、情報政策課及び外部コンサルタントによる予算要求前審査が行われている。

この審査においては、例えば、税務管理課で作成した情報システム化計画書の内容（情報セキュリティ面での対応内容、金額規模、業務改善・市民サービス拡充すべき内容）やリース料率、作業工数・作業人件費単価、開発体制、各社の見積金額の相違点の原因など業者側の見積内容、その他税務管理課側で必要な作業や検討事項などの確認が行われた。そして、新システムを導入するに際しては、オープン系システムを採用している他都市の視察も行われ、他都市の担当者との間で情報交換を行うなどして、価格の相場観を共有していた。

(エ) 導入後の稼働状況

導入当初はいくつかの不具合が発生したものの、これまで大きな問題はなく稼働している。

また、ベンダーとの間で、毎月定例進捗会議が開催されており、インシデントの報告のほか（報告によると令和3年度のインシデント件数は計501件であった。）、作業状況の報告が行われている。

職員に対しては、導入時に研修が行われ、マニュアルも配布されている。長い間旧システムを使用してきたため、当初は使用に慣れないという声もあったが、処理がしやすくなったとの感想は得られた。

そして、費用面については、従来のホストシステムによる年間経常経費は10.2億円とされるところ、新システムの導入による削減効果は、令和3年度では1.7億円とされ、10年延払いとしている導入初期経費を払い終える令和13年度では4.1億円にもなると見込まれている。

(オ) 今後の課題

令和3年5月交付の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、地方公共団体は、国が定める標準化基準に適合する情報システムを利用しなければならないことが規定された。具体的には、政府共通のクラウドサービスであるガバメントクラウドを利用することができ、地方自治体は、自ら又は事業者がガバメントクラウド上に構築する標準準拠システムを利用することになる。

基準となる標準仕様書は、令和3年8月に1.0版が公表され、既に2.0版が令和4年8月に公表されている。

そのため、今後はこの標準化への対応が課題となる。尼崎市では、令和7年度までのガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を進めている。

イ 保有年限切れシステム

(7) 契約の内容や経緯

契約内容は、税務サーバーシステム機器等賃貸借契約及び同システムの保守運用委託契約である。

同システムは平成9年から導入されており、直近では、①平成28年10月1日から令和3年9月30日（契約金額は、賃借料については、総額13,556,160円〔税込み〕、委託料が総額6,998,400円〔税込み〕）、②令和3年10月1日から令和4年1月31日（契約金額は、賃借料が総額92,048円〔税込み〕、委託料が総額620,895円〔税込み〕）、③令和4年2月1日から令和9年1月31日（契約金額は、賃借料が総額14,368,200円〔税込み〕、委託料が総額7,722,000円〔税込み〕）を契約期間として契約が更新されている。）

なお、令和3年10月1日から令和4年1月31日までの契約は、従前の契約期間が終了するところでのCOVID-19感染拡大の影響によるサーバー機器部品供給の遅れの影響により、新規賃貸借が可能と見込まれる令和4年2月1日まで現行機器の再リースで対応したものである。賃貸借契約におけるシステム開発を担当する事業者と保守運用契約における保守運用を担当する事業者は同一であり、平成28年以降も引き続き同事業者が担当している。

賃貸・受託業者の選定・契約方法については、賃貸借は指名競争入札（令和3年10月1日から令和4年1月31日の契約のみ、随意契約）、保守運用については、1者特命随意契約が採用されている。

なお、受託業者選定の方針として、当該システムは本市仕様にカスタマイズした独自のものであるため、今後も安定的に稼働させるためには当初に開発し、システム環境等を熟知した事業者でなければ機器等を保守運用することは不可能であるため、引き続き同じ事業者と保守運用委託契約を行う必要があるとされている。

(4) システムの必要性

旧税務システムにおいて保有年度切れとされた平成6年から平成28年度までのデータを保管している。主に延滞金の計算の場面で使用する必要性があるされる。このほか、証明書発行の必要性や裁判の証明資料として長期間の保管の必要性があるとされる。

令和3年度の利用実績では、ログオン回数1,238回、検索回数3,997回、印刷枚数4,962枚とのことである。

なお、新システムの導入により、平成29年度以降のデータは全て新システムにおいて保存され、新たに保有年限切れシステムにデータが追加されることはない。

新システム導入に際して、データの移行が検討されたが、保有年限切れシステムに保存されているデータは、移行するために必要なデータ要件を満たさないため移行は行われなかった。

またPDFファイルで保管し、同ファイルに対する文字検索で対象を抽出する運用も検討されたが、年度を限定したとしてもページ数が多くなり、運用に耐えられるか疑問であったことと、データ量が多く、全データのPDF化に過大な作業日数、作業費用が掛かることから、採用には至らなかった。

(ウ) 価格の適正について

新システムの導入と同様、予算要求前審査が行われている。

この審査では、前述した新システムへの移行・PDFファイルで保管する運用に変更することの可否が確認され、費用について他社提案を求めべきであること、提案事業者に対して減額交渉を行うべき点や費用の算定方法、費用低減の検討、費用を工数×単価の形式で明確化させることなどが確認された。

ウ 情報セキュリティについて

(ア) パスワードの定期的な変更について

上述のとおり、平成24年度報告書における指摘（前掲表における監査の結果①）を受け、職員が税務総合システムへのアクセスに使うパスワードが初期化されたときは、パスワードを初期値から変更するよう周知し、変更されていない者については抽出し確認できるようにしたうえで、平成25年4月16日に全ての職員のパスワードを初期化し、5月10日までに全職員が変更を完了した。

現在では、新システムの導入により、各担当者に新たにID、初期パスワードが付与された。

また、新システムの基幹端末へのログインについては、顔認証及びパ

スワードの入力による二要素認証が採用され、その後業務システムを起動する際には1回の認証手続でOSや複数のアプリケーション、サービスなどにアクセスできるSSOによりログインする仕組みとなっている。

なお、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティポリシー実施手順においても、職員の遵守事項として、初期パスワードは最初のログイン時に変更しなければならないとされている（同対策基準第12章2(5)、同実施手順4(10)オ）。

もっとも現時点では、当初付与された初期パスワードが全て変更されているかどうかの実証は行われていないが、人事異動時など新規ユーザー設定を行う際は、システム担当職員立ち会いのもと、顔認証登録時に初期パスワードからの変更を実施している。

(イ) データ保護対策実施状況の継続的な監視について

上述のとおり、平成24年度報告書における指摘（前掲表における監査の結果②）を受け、情報政策課においてデータ保護対策についてのセキュリティ対策再確認のためのチェックシートを作成したうえで、平成26年度以降も委託期間等が継続する4件に対し、平成26年度3月中にチェックシートを送付し、所管課においてセルフチェックを実施後、その写しを提出させた。以後は、毎年度末に、委託期間等が翌年度まで継続するものについて、所管課にセキュリティ対策再確認チェックシートを送付し、セルフチェックを実施後その写しを提出してもらうこととした。

現在では、情報セキュリティ対策基準において、①情報セキュリティ管理者・情報システム管理者が情報セキュリティポリシーの遵守状況について確認を行うべきこと（情報セキュリティ対策基準第20章1）、②情報セキュリティ管理者が情報資産分類1、2の重要な情報資産を扱う外部委託事業者に対し必要なセキュリティ対策が確保されていることの定期的な確認を行うべきこと（同対策基準第25章3(1)）、③情報システム管理者が、所管する情報システムについて毎年度及び必要に応じて、自己点検を実施（特に情報資産分類1、2の重要な情報資産を扱う情報システムについては、情報セキュリティ対策実施状況を検証）すること、④情報セキュリティ責任者が同管理者と連携して、所管する部局における情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について毎年度及び必要に応じて自己点検を実施すべきこととされている

(同対策基準第 28 章 1(1)ないし(3))。

また、情報セキュリティポリシー実施手順において、情報セキュリティ管理者が、1 年に 1 度、情報政策課が配布するチェックシートに基づき、同対策基準第 28 章 1(3)の自己点検として、チェックを行うこととされていることから（情報セキュリティポリシー実施手順 11）、毎年 1 回自己点検が行われ、点検後チェックシートは情報政策課へ提出されている。

さらに、委託事業者に対しては、所管課担当者が、契約締結時の確認のほか、個人情報取扱いに係る誓約書やデータ廃棄に係る書面受理、セキュリティ体制・環境についての口頭・現地確認等を行ない、所属長へ報告することにより、遵守事項の確認に努めている。

(ウ) データ保護対策会議・データ保護対策に関する研修の開催

平成 24 年度報告書における意見として、定期的なデータ保護対策会議の開催及び定期的なデータ保護対策に関する研修の実施が提言されたことを受け、現在では、情報セキュリティ対策基準において、最高情報セキュリティ責任者が手利き的に情報セキュリティに関する研修・訓練を定期的実施しなければならないとされ、さらに、統括情報セキュリティ責任者が、職員が毎年度最低 1 回は情報セキュリティ研修を受講できるようにし、実施状況を最高情報セキュリティ責任者に報告しなければならないとされている（情報セキュリティ対策基準第 10 章）。

また、情報セキュリティポリシー実施手順においては、定期的な講習・ミーティングを実施することとされている（同実施手順 5(2)）。

現在では、毎月、システム運用調整会議（各課システム担当者による会議）が開催されており、これらの会議などにおいて、情報セキュリティに関する事項の部内各課への周知を図っている。

なお、令和元年度には、セキュリティポリシーが改訂されたため、これに伴う研修も実施されている。

(2) 結果及び意見

ア 新システム関連

(ア) 事業者の選定

新システムの事業者の選定は適正に行われたと判断してよい。

システム導入の主目的は、①システム関連経費の軽減以外に、②市民サービスの維持向上や③業務の最適化・効率化にある。そのため、価格以外の要素を事業者に競わせる形式で選定を行ったことは導入の目的に適っていると評価できる。

また、審査において外部有識者の意見を聞いていることや、定められた評価基準の内容などから、事業者の選定は適正に行われたと判断できる。

(イ) 価格の適正

新システムにかかる価格は適正に決定されたと判断してよい。

情報政策課及び外部コンサルタントによる予算要求前審査が行われたことやその内容、事業者との契約交渉においても情報政策課を加え、十分な吟味が行われていること、事前に他都市への視察を行い、相場観を形成していたこと、契約金額も募集時の提案上限金額内に収まっていることなどから、価格は適正に決定されたものと評価することができる。

(ウ) 新システム導入の効果

一定の導入効果は得られたと判断してよい。

システム導入の主目的は、①システム関連経費の軽減、②市民サービスの維持向上や③業務の最適化・効率化にある。

導入後、システムは安定して稼働している状況にあり、使用している職員からは従来のシステムより使いやすくなったとの意見を聞くことができたことで、業務の最適化・効率化、市民サービスの維持向上の観点からは、一定の効果は得られていると評価できる。

また、費用の見込みからすると、システム関連経費の軽減についても一定の効果があつたと評価できる。

なお、前述のとおり、国の施策により地方自治体情報システムの標準化が進められており、新システムへの移行はいずれ必要となるものであった。

イ 保有年限切れシステム関連

【意見 39】 保有年限切れシステムの必要性についての検証

尼崎市は、保有年限切れシステムの必要性について、継続的に検討すべきである。

(理由)

本システムは、主として延滞金の計算での使用や証明書発行、裁判の証明資料として長期保管のため必要とされ、令和3年度においてもログオン、検索、印刷で多く利用されている。また、当該システム以外の方策も検討されたが、現状ではない。そのため、当該システムの必要性はあるといえる。

しかし、予算要求前審査でも懸念されているとおり、当該システムの特定のファイル形式で運用し続けることは、ベンダーが突如サポートしなくなる恐れもあるため、汎用的なファイルへの変換による新たな業務運用は継続的に検討されるべきである。

また、使用の必要性についても継続的に費用対効果の観点から検討されるべきであり、使用の必要性がなくなり、単に保存のためだけにシステムが残っているという状態にならないようにすべきである。

なお、保有年限切れシステムの事業者の選定や価格は適正に決定されたものと考えられる。予算要求前審査において、他者提案や減額交渉も含め検討されており、価格は適正に決定されたといえるが、今後もコストダウンできる方法について継続的に検討されるべきである。

ウ 情報セキュリティ関連

(ア) パスワードの定期的な変更

パスワードの定期的な変更については改善されたものと評価できる。

平成24年度報告書において指摘された事項については平成25年度に一旦改善され、また、新システムが導入された際に、新たに初期パスワードが付与されたことも既に述べたとおりである。付与された全ての担当者において変更がなされたかの実証はされていないが、新システムにおいては、パスワードのほか、顔認証を要する二要素認証で問題が生じにくいことや、人事異動時の際、初回ログイン時にパスワードの変更を実施されている。

(イ) データ保護対策実施状況の継続的な監視

平成 24 年度報告書において指摘を受けた後、情報セキュリティ対策基準 や情報セキュリティポリシー実施手順に基づき、毎年度 1 回及び必要に応じて自己点検が実施されるようになった。そのため、平成 24 年度に指摘された事項については改善されていると評価できる。

(ウ) 定期的な講習・ミーティングの実施

上述のとおり、平成 24 年度報告書において意見が述べられた後、例年システム運用調整会議を開催し、情報セキュリティに関する事項について部内各課へ周知が図られており、情報セキュリティ対策基準や情報セキュリティポリシー実施手順に基づいた情報セキュリティ研修が開催されている。よって、現時点では、平成 24 年度報告書の意見の内容についても、改善されていると評価できる。

以 上